

既にして敵入門を出で、諸土地を蹴つて起つ、右より進めるは關鐵之介を先頭として、佐野竹之介、大關和七郎、廣岡子之次郎、森山繁之介、海後瑳瑳之介、稻田重藏の面々、左より進めるは黒澤忠三郎、有村次左衛門、山口辰之介、増子金八、杉山彌一郎、鯉淵要人、蓮田市五郎、廣木松之介の面々にして、岡部三十郎は斥候の任に當り、齋藤監物は戦列の外に在り。

訴狀を捧ぐる振りして、眞先に輿前を研りしは森五六郎、一發輿中に放てるは黒澤忠三郎、これを機として左右齊しく奮ひ進み、一手の志士は早や輿前の槍を奪はんとす。

直弼の従者は皆柄袋の爲めに妨げられて、急に刀を抜くこと能はず、五六郎此隙に乗じて、一聲ヤツと日下部三郎右衛門の前額に斬り付け、續いて澤村軍六を大袈裟に斬り下ぐ。

鮮血見るく、雪を染めて、殺氣忽ち天に迷しる。

接戦は早や右にも起り、左にも起り、前にも、後にも起りて、各々雪を蹴りつゝ奮ひ戦ふ、劍尖相觸るところ、夏々鳴つて聲あり。

監物此光景を見て、心血爲めに湧き、亦た刀を揮うて斬り入る。

直弼の従者は動搖せり、槍持も逃げ、足輕も逃げ、武士の中にも逃げ隠るよものあり、勇士の面々は、彼方此方に別れ戦ひて、直弼の輿側、人漸く疎なり。

重藏、子之次郎、瑳瑳之介、竹之介の面々、それと見るより、藁地に駕籠を目掛けて馳せ来る。

直弼の供目付川西忠左衛門兩刀を揮うて防ぎ戦ふ、鋒尖鋭利、重藏をも傷つけ、子之次郎をも傷つく。

左れども怨み重なる志士の鋒尖更に鋭く、左右より斬り込みく、雖なく忠左衛門を斬り倒す。

輿丁は既に逃げ失せて、唯駕籠のみ主と輿に地上に在り。

重藏猛然として馳せ寄り、イキナリ太刀を執つて、ズブリと輿中に突き込む。

瑳瑳之介亦た馳せ來りて、輿中を刺すこと二たび。

竹之介も亦た飛び來りて、同じく輿中を刺し貫く。

次左衛門猿臂を伸ばして、グイと直弼を引摺り出だす、數創身に在り、左しも剛氣の直弼も、身體既に弱りて、氣息亦た奄々たり。

○有村次左衛門井伊大老の首を取

首を取るは次左衛門の任なり、一刀其襟を斫り、再刀其首を落し、劍尖に突き刺して、一聲高く

「井伊掃部頭を討ち取つたり。」

と叫ぶ、其聲松平邸へまでも響き渡る。

本望は既に達せり、左れども戦ひは未だ止まず、雪は尙ほも降りまさる。

一一一 櫻田門の活劇 (三二)

敵首既に我手に落つ、諸士の悦び如何ばかりぞ。

次左衛門先づ凱歌を奏して、日比谷門の方に向へば、子之次郎も亦た是れと俱に引き揚

ぐ。

直弼の家臣小河原秀之丞重傷を負うて、雪中に倒る、忽ち

「井伊掃部頭を討ち取つたり。」

と呼はる聲を聞きて、ガバと刎ね起く、前方を見れば、一首級を刀尖に突き刺して立ち去るものあり、これぞ紛ふ方なき主君の首。

秀之丞の怒氣、忽ち心頭より迸る、憤然一聲

「主人の敵逃がさじ。」

と言ひさま、痛手を忘れて、スタくと逐ひ掛け、長州侯毛利大膳大夫慶親の邸邊に到

つて追ひ付き、聲をも掛けず、イキナリ次左衛門の頭部を目掛けて、ハツシと斬り付

く。

次左衛門のアツと叫べる聲に驚き、子之次郎蛇度背後を振り返り、己れと言ひさま、サ

ツと刀を揮へば、秀之丞又もバタリと地上に倒る。

此間に辰之介、要人、五六郎、彌一郎、繁之介、瑳之介の面々、二人を逐ひ越して、

日比谷門を出で、北に折れて馬場先門の前を過ぐ。

和七郎亦た逐ひ付き來り、俱に進んで林大學頭燐の邸前に到る。

辰之介重傷を負うて歩行すること能はず、終に路傍に於て自殺し、要人も亦た同じ所

にて自盡す。

和七郎、五六郎、繁之介、彌一郎の四人は瑳之介に先だちて進み、和田倉門前なる關

老脇坂中務大輔安宅の邸前を過ぎ、肥後侯細川越中守齊護の邸に到りて自訴す。

監物、市五郎、忠三郎、竹之介等も亦た續いて去り、八重洲河岸に到れば、辰之介と要人の自殺するあり、諸士愴然として過ぎ去り、後見職田家中納言慶頼の邸に自訴せんとし、尙ほも進んで田安門の方に向ふ。

監物の傷重くして歩すること能はず、乃ち俱に脇坂中務大輔安宅の邸に訴へ出づ。

嗟嘆之介は獨り後れて進む、偶々次左衛門、子之次郎の逐ひ來るあり、其重傷にして歩行に艱むを見るより、先づ去つて姿を没す。

次左衛門、子之次郎の二人は辰の口を過ぎて、一ツ橋の方に向ふ、若年寄遠藤但馬守胤統の邸邊に到れば、次左衛門後頭部の傷烈しくして、歩行すること能はず、直弼の首を傍に置いて屠腹す。

子之次郎も亦た重傷に堪へず、姫路侯酒井雅樂頭忠顯の邸前に於て自刃す。

其他鐵之介も去り、三十郎、松之介、金八の面々も亦た去る。

獨り重藏のみは奮闘最も力め、終に重傷を負うて、現場に斃る。

直弼の從者、即死するもの四人、深手淺手を負ふもの十七人。

戦闘既に終りて、死屍途に横はる、看來れば櫻田門外血櫻の如し。

一三三 櫻田門の活劇 (四)

井伊邸は目と鼻との間に在れども、未だ此變事を耳にせず。

會々一人の仲間、宙を飛んで馳せ歸り、息も絶えなくに急を報すれば、居合はす面々、それと言ひさま、手にく鐵砲、槍、棍棒など携へて、バラくと駈け出づるもの五六十人。

馳せて門外に出づれば、ハタと主人の駕籠の歸り來るに逢ふ。

「殿は御無事に在はしますか。」

と問へば、否などの答へ、諸士赫と怒りて、其儘現場へと馳せ付く。

人は居れども、皆見物の者ばかり、當の敵は影さへ見えす、淋漓たる鮮血四邊に滿ちて、吹き來る風も腥し。

斯かる所へ上下著けたる一士馳せ來りて制止すれば、何れも悄悄として其儘引き還る、井伊邸よりは釣臺を昇き來りて、死者を運び、傷者を扶け歸る、散亂せる腕の拾ひ取られしもの總て四本。

○首なき大老の骸歸る

跡に赤合羽を著たる旅人體の死骸唯一つ空しく雪中に横はる、是れぞ志士の一人稲田重藏。
 頼て是れも井伊邸に運ばれて、其家士が怨みの刃を受く。
 主人は歸り來れども、首はあらず、井伊家の當惑言ふばかりなし、折柄若年寄遠藤但馬守胤統の邸前に於て自殺せるものあり、其側に餘分の首一個ありしと聞くより、
 「これぞ正しく殿の御首、疾くく受け取り來よ。」
 と奔めきつよ、三浦清記、横川又太郎の二人、馳せて其場に到れば、首は早や胤統の邸に運ばれて、其處にはあらず。
 二人眞逆に主人の首とも言ひ難く、家臣加田九郎太の首と稱して引渡しを求む。
 左れども遠藤邸にては公邊へ届け出での後ちなれば、私には計ひがたく、檢視を受けて後ち、始めて引渡す。
 主人の首級事なく歸り來れば、藩醫岡島玄達胴に縫ひ合せて、棺中に納む。
 左れども公邊の内命に依りて、秘して喪を發せず、直弼の名を以て差出せる届書の文面左の如し。

○死せる掃部活ける志士を走らす

「今朝登城掛け外櫻田御門外松平大隅守門前より、上杉彈正大弼辻番所迄の間にて、狼藉者鐵砲打掛け、凡そ二十人餘り拔連れ、駕を目掛け切込に付、供方の者共防戦致し、狼藉者一人討留め、其餘手疵深手等負はせぬに付、悉く逃去申し、拙者儀押方指揮致し處、怪我致しに付、一と先歸宅致し、尤も供方手負死人、別紙の通に御座し、此段御届申達し、以上。」

三月三日

井伊掃部頭

(別紙)

深手	日下部三郎右衛門
手疵	片桐權之丞
即死	河西忠左衛門
同	澤村軍六
同	櫻井猪三郎
同	小河原秀之丞
同	柏原德之進

櫻田門の活劇

同手薄手同同同薄同同同手同即
疵疵疵手疵死

同陸草
尺履取

吉岩水藤渡元越萩松草永加
田崎谷田邊持石原居刈田田
彌右衛門助進馬藏太丞郎郎郎進郎太
勝五郎

右の通に御座は
右の内小河原秀之丞は翌四日、越石源次郎、岩崎徳之進は六日を以て死す、井伊家家臣の死するもの總て七人。

一三三 井伊家の始末

○井伊家々臣の憤恨

幕府の祖法、諸侯及び麾下の士の不覺悟にして横死せるものは、皆其祿を沒收し、其家名を斷絶す。
井伊掃部頭直弼の身首處を異にするや、其家臣の憤恨言ふべからず。
「主君既に討たれ玉ひし上は、頓て御改易とならんこと疑ふべからず、主にも、扶持にも離るゝ我等、思ふ存分、當の敵の水戸を討つて、故主の怨みを露らし參らせん。」
とは、一同の心、期せずして一致せるところ。
領邑世田ヶ谷を始めとして、上野の天明、下野の佐野等の農民、亦た變を聞きて陸續馳せ來るもの五六百人、邸中の混雜名狀すべからず。
井伊家の處分は、幕府の最も苦慮せるところ。

井伊家の始末

「掃部頭は擁立の功ありて、水戸は一門の親あり、井伊を潰さば、其家臣必ず水戸を仇とせん、若し干戈を執つて相戦ふに及ばど、爲めに此兩家を滅ぼすのみならず、延いては天下の大亂を惹起さんも知るべからず、寧ろ彌縫の策を取らんに若かず。」と言ふに決す、直弼の横死を秘して、負傷の體となせしも、全く此方針より出でしに外ならず。

○井伊の家
老犯人の引渡を乞ふ

其翌四日、井伊家の家老岡本半介、取次頭取柏原隼人の二人、閣老内藤紀伊守信親の邸に到り、一書を捧げて犯人を引渡されんことを請ふ、願旨固より許可すべきにあらず、即日、附箋の上却下せしと雖も、其儘捨て置きては、衆心一層動搖せんこと疑ふべくもあらず。
此日申の刻、御小納戸頭取鹽谷豊後守を上使として井伊邸に遣はし、病氣御見舞として朝鮮人參十五斤を賜ひ、一方、水戸中納言慶篤に對して其登城を停む。
五日、内藤紀伊守信親特に井伊家の公用人宇津木六之丞を召して、
「跡々の儀は、厚き思召も在らせられ儀に付、末々に至るまでも一同安心罷り在るべし。」

○井伊家々
老の憤慨

との旨を諭し、七日には又若年寄酒井左京亮忠暉、側御用取次樂師寺筑前守元眞の二人を上使として、氷砂糖一壺、鮮魚一折を賜ひ、且つ犯人は國法を以て處分すべき旨を諭す。
左れども在國家臣の激昂尙ほ止まず、憤然として出府するもの少からず。
幕府百方慰撫に力むれども、直弼の白晝其死屍を大道に横たへたるは、世人の皆知了する所、流石に永く不問に附し去りがたく、三月晦日、終に御役御免の台命を傳へて、大老の職を免す。
在職の儘卒去の取計ひあるべしとこそ思ひ居たれ、是れは又一同の意外に出づるところ彦根の家老木保清左衛門は之を聞いて憤慨止まず、閏三月七日付を以て、
「當三月三日、登城掛けの節、掃部頭儀、外櫻田御門程近にて、浪士輩に切害に及ばれし節、降雪咫尺も辨せずとは申しながら、供方の者、追防不行届の仕合せ、僅かばかりの浪士共、假令如何様の狼籍に及びれども、即時に壓捕勿論の儀に處、其儀に及ばず、僅か一兩人討留め、其餘取逃しは段、當家の恥辱、誠に以て申譯之なく、恐入り奉り、其上前文御届、掃部頭名前にて申上げ奉りは段、不吟味千萬、恐入り

○井伊大老の葬儀

奉りぬ。」との書を呈して、正當の沙汰あらんことを請ふに至る。左れども幕府固より採用せず、此月二十一日、重ねて味噌漬鯛を賜うて慰問す。越えて晦日、井伊家に於ては愈々直弼の喪を發し、四月九日、世田ヶ谷豪徳寺に葬むる其遺領は滞りなく嗣子愛鷹に賜はりて、井伊家の跡始末は一先づ此に其局を結び。

一三四 志士の處分(上)

櫻田の變事ありし翌四日、幕府閣老松平和泉守乘全、寺社奉行松平伯耆守宗秀、勘定奉行山口丹波守直信、町奉行池田播磨守頼方、同石谷因幡守穆清等を評定所の掛りとし、此事件を裁斷せしむ。

細川家へ自訴せし大關和七郎、森五六郎、杉山彌一郎、森山繁之介の四人は、其儘同家へ預けられ、尙ほ脇坂家へ自訴せし佐野竹之介、黒澤忠三郎、蓮田市五郎、齋藤監物の四人も、亦た改めて細川家へ預けらる。竹之介は肩先、左腋其他に大小四創を蒙りて、脇坂邸に死せしも、其儘他の三士と與

○水戸老公復た疑はる

に細川家に送らる。

細川家の待遇は最も懇切を極む、猶は元祿年間の赤穂義士に於けるが如し。

評定所に於ては五日より翌月に掛けて、諸士を訊問すること八九回。事、水戸前中納言齊昭の意に出づるを疑ひ、其手掛りを得んと欲して、嚴訊、勸説、頗ぶる力む。

左れども諸士は、一々非認して其口に乘らず、皆

「我等は自訴狀及び別紙素懐痛憤書に掲ぐる如く、唯天下の爲めに斬奸の舉に出でしのみ、何ぞ他人の指嗾密囑を受けんや。」と斷言し、意氣昂然として屈せず。

三月八日、監物創を疾んで、細川の邸に歿す。

翌九日、和七郎以下六人、富山侯前田大藏大輔利聲外四家に分預せられ、四月二十一日更に足利侯戸田七之助忠行外四家に預け換へらる。

七月十二日、忠三郎亦た疾んで攝州三田侯九鬼長門守隆義の邸に逝く。跡に残れるは大關和七郎、森五六郎、杉山彌一郎、蓮田市五郎、森山繁之介の五人、訊

問疾に終結せるも、同志の未だ縛に就かざる者あるを以て、尙ほ宣告を下すに及ばず。他の同志の消息は如何。

高橋多一郎、其子莊左衛門の二人は、中仙道を経て、三月六日、大阪に赴き、薩摩の兵來り著するを待つて、義舉を京攝の間に擧げんと欲す。

然るに薩摩の藩情一變して、復た一兵の來り會するあらず。

多一郎志望蹉跎して、痛恨已ます、尙ほ同志金子孫二郎の來るを待つて、後圖を議せんとす、計らざりき孫二郎亦た逮捕せられんとは。

孫二郎は櫻田の事件に加はらず、京攝の義舉に加はらんと欲して、三月三日、有村雄介と與に三田の薩邸を發し、品川鮫洲の料亭川崎屋に於て、櫻田の消息を待つ。

隨行の一員佐藤鐵三郎親しく其實況を目睹し、馳せ歸りて首尾よく本望を達せし旨を報す。

孫二郎大に悦び、雄介、鐵三郎の二人と與に西上の途に就く、九日、伊勢の四日市に著す、會と薩摩の藩吏追跡し來りて、雄介を捕へ、併せて孫二郎鐵三郎の二人をも捕ふ。

○金子孫二郎捕はる

土山驛に到りて、孫二郎、鐵三郎の縛を解きしも、尙ほ兩刀を還附せず。

二人乃ち藩吏と與に西行し、十一日、伏見に著して、薩藩の邸に入る。

幕吏の警戒嚴重にして、身を置くに所なし、孫二郎暫く難を西國に遷げんとす、十五日其未だ發せざるに先だちて、伏見奉行所の手に捕はる。

一三五 志士の處分 (下)

高橋多一郎父子大阪に在り、金子孫二郎の捕に就くを聞くや、

「今は事復た成すべからず、加ふるに幕府の探索も亦た嚴密なり、暫く身を潛めて、時機を待つに若かず。」

と決し、密に泉州に往きて、河内の志士田中楠之助に頼ること數日、又大阪に還りて、生國魂神社の祠官島男也の家に匿る。

既にして幕府の物色益々急なり、三月二十三日、雨を冒して住吉に逃げんとす。

大阪町奉行所の捕吏十數人、既に來つて門外に在り。多一郎父子悠々其前を濶歩して、口繩坂を下り、又引返して源正寺坂を過ぎ、秋の坊北

隣の茶亭春日屋に入りて、傘を借り、草鞋を求む。
捕吏亦た追跡し來れども、水戸藩士の勇悍に聞き怖ぢして、敢て進み迫らず、附近の男子十五歳以上のものを狩り集めて、其四方を圍む。
多一郎終に逃がるべからざるを察し、イキナリ短刀を抜きて、腹に突き立つ、亭主大に驚きて、

「ヤレ待ち玉へ、此處で死なれては迷惑至極に也。」

と止むれば、多一郎

「實にも申す通りなり、然らば。」

とて、突と立ち上り、其子莊左衛門と與に此處を去つて、天王寺の北門に入る。

捕吏復た追尾し來り、四方の門を鎖して、其逸出を拒ぐ。

多一郎父子大黒堂東隣の寺侍小河欣司兵衛の宅に到りて、主人に對面し、

「御人品を見込みて、御頼み申したき一事の由、我等は元と水戸の藩士にして、櫻田の義舉を企てたるもの、捕方に圍まれて遁がるよに由なく、此處にて自殺仕つらんと存するなり、武門の好誼、此儀許されんへ。」

○高橋多一郎父子自殺

と頼めば、欣司兵衛義氣あり、快よく諾して、父子を一室に延く。

多一郎腹部の血を指に染めて、何事をか障子に書せんとす、血液指に含まず、乃ち筆硯を請うて、懐中せる半紙に辭世の詩歌を認め、

「これに金子の由、死後は當寺へ我等父子の石碑を建立せられたく、若し又悴見苦しき死を仕つらば、御介錯の程こそ願はしうんへ。」

と頼み置き、從容として屠腹す。

莊左衛門時に年纔に十九、欣司兵衛其弱年にして、死するを惜み、切に押し止むれども、聞き入れず、亦た辭世の和歌を口吟みて自殺す。

西町奉行所の同心浦上光五郎、東町奉行所の同心平山新太郎の二人、父子の死體を受取りて歸る。

伏見奉行所に捕へられたる金子孫二郎、佐藤鐵三郎の二人は、爾後鞫問せらるよこと再

三、閏三月五日、幕府の命に依りて江戸に送られ、孫二郎は白杵候稻葉伊豫守觀通、鐵

三郎は一の關侯田村磐次郎通顯の邸に預けらる。

此年七月二十六日、孫二郎は大關和七郎、森五六郎、杉山彌一郎、蓮田市五郎、森山繁

○關鐵之介捕へらる

之介の五人と與に死刑に處せられ、鐵三郎は其罪を赦さる。又現場より逸走したる關鐵之介は、岡部三十郎及び二三の同志と與に姿を變じて大阪に赴き、京攝の義舉蹉跎せしを聞きて失望し、單身因州に、薩摩に赴きしも、皆容れられず、一旦故郷に歸り、去つて越後雲母温泉に潜伏中、捕吏の爲めに捕へられ、文久二年五月十一日、江戸に於て斬に處せらる。三十郎は大阪より江戸に還り、吉原に潜伏中捕縛せられ、大關和七郎等と同時に斬せらる。

○廣木松之介自殺す

廣木松之介は現場より板橋に遁れ、中仙道を経て京都に入り、更に越前、能登を経て越後に赴く、尋で此地を去り、各所を経て相州鎌倉に赴き、大町の日蓮宗上行寺に入りて僧となる、文久二年三月三日の夜、他の同志の刑死せるを想ひて、獨り生を偷むに忍びず、竟に屠腹して死す。増子金八、海後瑛璣之介の二人は、現場を脱して諸所に潜伏し、王政復古の世變に逢ひて、刑を免かる。當時、世人多くは直弼の死を快として、諸士の擧を壯とし、稱へて人は武士、花は櫻田

と謳ふに至る。

一二六 大老歿後の幕閣

井伊大老歿後の幕閣は、松平和泉守乗全、久世大和守廣周、内藤紀伊守信親、脇坂中務大輔安宅、安藤對馬守信睦の五人を以て組織せられ、復た別に大老を置かず。

信睦は安政六年十二月二十四日、閣老間部下總守詮勝の罷められたる後を承け、廣周は直弼の歿後、萬延元年閏三月朔日を以て、再び閣員に列せしもの。

幕府有爲の諸吏は、概ね直弼の在職中に免黜せられ、現に其職に在るものは、碌々爲すに足るものあるなし。

獨り信睦最も材幹あり、後進の士なりと雖も、幕府の實權は寧ろ其手に在り、諸般の政策、多くは直弼の方針を踏襲して改めず。

安石出でずんば、蒼生を奈何、時事益々非にして、天下皆安石の出づるを望むの時に方り、一時世に安石視せられたる水戸前中納言齊昭、此年八月十五日、胸痛再發して、猝かに歿す、享年六十一、私に烈公と諡す。

大老歿後の幕閣

○水戸老公齊昭薨す

幕府其喪を發するに先だちて、其永蟄居を許し、尋で尾張前中納言慶勝一橋刑部卿慶喜の謹慎を解く。

齊昭一意尊攘の説を唱へて、天下に呼號すること多年、志士皆瞻仰すること泰斗の如し、晩年、攘夷の實行すべからざるを覺知せりと雖も、騎虎の勢之れを制するに由なく、徹頭徹尾、其主義を以て進行するの止むなきに至り、爲めに最も井伊大老の敵視する所となりて、終に兩雄並び立たざるの勢を馴致す。

然れども其宗家を重んずるの心深きは、他人の遠く及ばざるところ、飽までも其支持を力めんとす。

然るに井伊大老の政策、上下の嫉視する所となり、民心寢やく幕府に離叛するの時に際し、直弼は志士の鋒刃に斃れて、幕府の威望益々地に墜ち、尋で齊昭亦た二豎の兇手に倒れて、幕府の支柱忽ち碎くるの觀あり。

齊昭薨じて後ち、水戸の志士は益々奮起せり。

「尊攘の大義は、先君の遺志なり、之れを繼紹し、之れを實行せざるものは、先君の敵なり、天下の敵なり。」

欠

欠

主上此婚約を破るを好ませ給はず、皇妹亦た遠く關東に下るを望ませ給はず。
幕府此由を聞きて心を痛め、上臈姊小路局は橋本大納言實久の妹にして、皇妹の御牛母
觀行院の叔母に當るを幸ひ、旨を含めて周旋せしむ。

尙忠の家臣島田左近亦た忠義の旨を受けて、九條、久我、高倉、千種、富小路の諸卿
を勸説し、尙ほ寵妃衛門内侍、少將内侍を以て内廷に運動する所あり、其勢力漸く
加はる。

有志の士早くも此事を漏れ聞きて、大に憤慨し、

「大樹の皇妹に尙せんとするは、僭上なり、至尊を瀆し奉つるものなり、特に此事一た
び成らば、名を公武の合體に假りて、勅詔の奉行を懈るに至らん、攘夷の事行ふべか
らず、尊王の實舉がるべからず。」

との旨を以て、縉紳公卿の間に勸説し、諸卿多くは之れを容れて、異議を唱ふ。
岩倉侍從具視は夙に公武一和の主義を懐くもの、獨り

○有章院殿
とは七代將
軍家繼の事

「皇妹降嫁の御事は其例あり、正徳五年九月二十五日、靈元天皇第十七の皇女八十宮を
以て、有章院殿に御許嫁あらせ給ひたることは、世の人の知れるところ、未だ御入

和宮の降嫁

○岩倉千種の降嫁を賛す是より二奸と稱せらる

輿に及ばずして、大樹の薨去に逢ひしと雖も、既に此先蹤ある上は、皇妹の降嫁を以て、至尊を瀆し奉つるものとは謂ふべからず、抑も朝幕の睽離は國家の不利にして、民人の不幸なり、宜しく公武の一和を計らざるべからず、皇妹の降嫁は、公武の楔子なり、其一和を致すの道之れより善きはなし。」との意見を懐き、寵妃衛門内侍に依りて、密に主上に内奏し奉つる、内侍は實に具視の妹なり。

千種少將有文も亦た皇妹降嫁の得策なるを説く。

此事、主上の御心に染ますと雖も、天下の爲めを思召されては、一概にも排斥せさせ給はず、尙忠を召して、

「和宮は既に有栖川家に内約ありて、他に許すべきものにあらず、唯此事天下泰平の基とあらば、敢て彼の約を變じて、此願ひを許すまじきものにあらず、其れに就けても先づ關東の決心を聞き定め置くべき要あり、抑も和宮の降嫁を許すときは、凡そ幾年を期して攘夷の實を擧ぐべきぞ。」と問はせ給ひ、尙忠其趣を所司代に傳ふ、幕府は毛頭攘夷を實行すべき心あらず、唯此

○和宮天下の爲めに降嫁を諾し給ふ

結婚に依りて、攘夷の責任を免かれ、京都の干渉をも免かれんと欲するに外ならず、左れども此場合若し否など言はざれば、此事成就すべくもあらず、乃ち所司代を以て、

「今より七八年、乃至十年の間には、必ず武備を整へ、海防を修めて、攘夷を仕つりぬはん。」との旨を答へ奉つる、主上今はとて許させ給はんとす、皇妹聞召されて、

「天下の御爲めには換へがたし、吾妻へ下りぬべし。」と宣はせて、勅命に従はせ給ふ。

皇妹降嫁の事愈々決す、萬延元年十一月朔日、幕府三家及び在府諸侯の總登城を命じ、信睦を以て、

「當今の御妹、和宮御方、御縁組御弘め之れを仰出さる、御下向の次第は來春たるべく以來は和宮様と稱し奉つるべくぬ。」

との旨を達し、廣周及び若年寄遠藤但馬守胤統を以て御縁組御用掛とす。當時内外多事の秋なるにも拘はらず、幕府力めて供張を豊かにし、贈遺を厚くし、京都所司代酒井若狹守忠義の手を経て、金一萬五千兩を諸公卿に頒つ。

文久元年十月十五日、和宮京都御發輿、十一月十五日、江戸に著して、清水家へ入らせられ、十二月十一日、更に御本丸に移らせ給ふ、文久二年二月十一日、黄道吉日を撰びて、御婚儀を行はせ給ひ、將軍家茂の御臺所に据わらせ給ふ、後ち靜寛院と申させ給へるは、此御方なり。

越えて十八日、家茂祝宴を城中に設けて、大に諸侯を饗し、俱に能狂言を觀る、歡喜の聲、城中に響き渡る。

三月十七日、京都所司代に命じて、九條關白尙忠以下十一人、女官五人に祿を加へ、銀を與へ、皇妹降嫁の事に斡旋したる勞に酬ゆ。

大禮既に終る、將軍直に上洛して、聖恩を謝し奉つるべきの御約束ありと雖も、家茂敢て上京せず、是に於てか

「これ天朝を欺罔し、皇室を輕侮するもの、其儀輕からず。」との論出で、公卿は憤慨し、志士は切齒し、終には

「皇妹の降嫁は、廢帝の奸策に出づ、安藤對馬守は密に國學者塙次郎に古例調査を命じたり。」

との誣説さへ起り、甲傳へ、乙和して、之れを信するもの漸く多く、公武合體の實末に舉らず、朝幕際離の端先づ開く。

二二八 坂下門の兇變 (上)

櫻田門の活劇ありて後ち、未だ三年ならず、又も坂下門の兇變あり。是より先き萬延元年八月、閣老安藤對馬守信睦外國事務に專任せられて、銳意事に當る。

會々普魯西の使節來りて通商を請ふ、我れ既に英米諸國に許す、勢ひ普國にも許さざるべからず、信睦乃ち外國奉行堀織部正利、村垣淡路守範正をして會商せしむ。

既にして草案全く成る、中に普國及び獨逸聯邦の名あり、信睦其關係を知らず、外人の爲めに欺かれたりと思惟し、衆中に於て痛く利瀆を叱責す。

利瀆其然らざるを辯明すれども、信睦容れず、利瀆自から安んぜず、十一月五日、終に屏腹して死す。

信睦自から事に當り、百方辯難、使節をして聯邦の名を削らしめ、十八日を以て調印を

○露艦對州を占領せんとす

行ふ。

條約の破棄未だ行はれずして、訂約又新に成る、志士聞いて憤慨止まず。會と西陲に一椿事あり、文久二年二月三日、露國軍艦突如として對州淺海灣に入り來り、艦體を修繕すると稱して碇泊し、或は大砲を發射し、或は海底を測量し、或は關吏を捕殺し、或は民家を抄掠する等、頗る亡狀を極む、其意對州を占領せんと欲するものゝ如し。

幕府大に驚き、外國奉行小栗豐後守、目付溝口八十五郎を遣はして應接せしめしと雖も、要領を得ず、露艦の滯泊、七閱月の長きに及ぶ。

偶と露國艦長の箱館に來るに會ふ、奉行村垣淡路守之れに對して談判する所あり、八月二十五日を以て始めて對州を去る。

志士外人の陸梁此の如くなるを見て、亦た罪を幕府の因循に歸す。

此年七月四日、幕府又英國船に對して日本海の測量を許し、同月十一日、英國公使館を品川御殿山に建築すべき事を許し、十一月朔日、勘定奉行兼外國奉行竹内下野守、外國奉行兼神奈川奉行松平石見守等を外國に差遣す。

攘夷の氣焰益々熱烈を加ふるに反して、外交の局面著々歩武を進む、是に於てか志士の外人を敵視するの心、愈々深きを加ふ。

先づ安政六年六月には、横濱に於て露國の海軍士官三人を暗殺せしものあり、萬延元年正月には、高輪東禪寺なる英國公使館に於て其使丁傳吉を殺害せしものあり、此年十月には、赤羽根に於て米國公使館書記官ヒュースケンを暗殺せしものあり。

特に文久元年五月二十八日の夜には、水戸の浪士有賀半彌、前木新八郎、柳鉞三郎、渡邊剛藏、山崎權之助以下十人、英國公使を東禪寺に襲撃するに至る。

外國人に對する危害頻々として起り、動もすれば輒ち事端を醸さんとす、信睦其局に當りて憂念措く能はず。

「老中を殺し、將軍家を弑して、内亂を醸すとも、外國人を殺して、外難を招くこと丈けは止めたし。」

と嘆息せしに、何ぞ計らん其身亦た忽ちに坂下門外の危害に逢はんとは。

一二九 坂下門の兇變 (中)

水戸の藩士平山兵介夙に慷慨にして氣節あり、信睦の外夷に親み、條約を結べるを見て憤懣し、

「井伊死すと雖も、安藤尚ほ在り、櫻田の一舉に續くものあらずんば、外患終に止む時なけん。」

と思ひ極めて、江戸より水戸に歸り來り、密に同志の友小田彦二郎に向ひて、

「今や安藤對馬守勢ひを得て、朝旨を蔑如し、公論を無視して顧みず、一の井伊死して一の掃部頭復た出づるの觀あり、金子、高橋等の義舉も何の効なきにあらずや、我等は豫てより國家の爲めに一命を抛たんと欲するもの、對馬守の頭を斬つて、天下の害を除かんは如何に。」

と謀れば、彦二郎言下に之れを賛して、同志を募る、同藩の土川邊佐治衛門、黒澤五郎高畑房次郎も亦た奮うて此舉に與みす。

會と下野の人兒島強介事を以て水戸に來る、彦二郎又之れに密謀を示せば、強介大に喜び、

「これ我が望む所なり、歸りて同志に語るべし。」

▲文久二年

○訥庵は大橋順藏の雅號

と答へ、彦二郎と俱に宇都宮に歸りて菊池介司に謀る、介司亦た直に同意し、横田藤太郎及び越後の人川本杜太郎も亦た同じく賛加す。

下野の人河野顯三は堀織部正利熙の臣なり、亦た聞いて此舉に加はる。

介司の姉婿大橋順藏夙に志士の推尊する所となる、介司密に此事を告ぐれば、順藏千金の子は堂に睡らすとの話を引きて、輕舉を戒しむ。

文久二年正月、宇都宮藩士岡田吾吾等一橋刑部卿慶喜を擁して、事を舉げんと欲す、順藏其事に坐して幕吏に捕へらる。

兵介此事を聞きて大に驚き、同志の士に向ひて、

「訥庵先生既に捕はる、我等の密計も頓て顯はれん、今は片時も猶豫すべからず、疾く實行せん。」

と語れば、皆勇んで之れを賛し、終に正月十五日、上巳の賀儀として登城するの途中に要撃するに決す。

時に介司は順藏と同一の罪を以て捕へられ、強介は病に臥して家に在り、藤太郎は若年なるを以て、故郷下野真岡に還へして、此舉に加へず。

挺身決死、櫻田の活劇を再演せんと欲するもの、縦に

實名

變名

- | | |
|--------|-------|
| 平山兵介 | 細谷忠齋 |
| 小田彦二郎 | 朝田義助 |
| 川邊佐治衛門 | 内田萬之助 |
| 黒澤五郎 | 吉野政助 |
| 高畑房次郎 | 相田千之助 |
| 河野顯三 | 三島三郎 |
| 川本杜太郎 | 豊原邦之助 |

の七人のみ、壯士の膽皆斗の如し。
 既にして豫期せる正月十五日は愈々來れり、七士各々斬奸趣意書と題する一封の書を懐中し、早朝より坂下門の外に到りて、信睦の來るを待つ。
 蕭々の風は易水に似たるも、復た腸を断たん壯士もあらず。

III 坂下門の兇變 (下)

頓て登城の時刻來る。

信睦馬場先門内の官邸を出で、坂下門に向ふ、駕籠の前後を警衛するもの五六十人。待ち設けたる兵介、彦二郎、五郎、房次郎、杜太郎、顯三の六人、其近づくを見て躍り出で、一聲小銃を放つと齊しく、矢庭に駕籠を目蒐けて突進す。

從者大に驚き騒ぎ、各々刀を抜きて防ぎ戦ふ。
 兵介等奮撃突戦、一以て十に當る。

信睦逸早く駕籠を出で、坂下門に遁け入らんとす。

それと見たる兵介、飛鳥の如くに追ひ縋り、サツと刀を揮うて、信睦の背部を斬る。

草履取の小者一人、背後より馳せ來り、傘杖を以て防ぎ戦ふ。

信睦此際坂下門内に馳せ入る、杜太郎亦追ひ撃たんとすれども及ばず、流星光底終に

長蛇を逸す。

信睦の從者六人を圍み撃ち、忽ちにして斬殺し盡す。

坂下門の凶變

○安藤閣老
背部を斬る

信睦の家臣原田莊兵衛、小藥平次郎、松本鍊次郎、高澤幸之丞以下負傷するもの總て十人。

佐治衛門獨り小一丁ばかり離れて、路上の賈人と談じつよ、信睦の出づるを待つ、偶々銃聲を聞き驚き見れば、坂下門外の活劇既に始まる。

「残念、後れたり。」

と叫んで、現場に馳せ付ければ、敵は既に遁れて、味方盡く討たる、佐治衛門頓足すれども及ばず。

「今は此處にて討死せんも甲斐なし、切めて斬奸趣意書を然るべき人に渡して死せんに若かじ。」

と思惟し、櫻田門より出で、長州侯毛利大膳大夫慶親の邸に馳せ入り、

「桂小五郎殿ははさすや、急に御意得たし。」

と申入る、時に小五郎他出して在らず、奥平數馬出で、來意を問ふ、佐治衛門

「某は水戸の藩士なり、今朝安藤對馬守殿を討たんとして、期に後れたり、一味のものは皆討死せしに、某獨り生きて世にあるべきにあらず、速かに自殺せんとは存せし

○桂小五郎
とは木戸孝
允の事

○川邊佐治
衛門長州邸
にて自殺す

が、若し宿意を達し得ずんば、生前死後の無念此上あるべからず、小五郎殿は世に優ぐれたる豪傑とこそ承はれ、我等の爲めに後事を計ひ玉はらば、一期の幸ひ之れに過ぎず。」

と言ひつよ、斬奸趣意書を懐中より取り出だして渡す、兎角する内、小五郎歸り來りて、具さに仔細を聴き、

「此事某一人にて取計ふべきにあらず、上役に告げて其指揮を請ふべし、暫し待ち玉へ、必ず自殺せらるべからず。」

と諭し、其儘馳せて執政の許に赴く、佐治衛門従容として數馬と談す、頓て其座を立ちし隙を窺ひ、

「捨レ生 欲レ發三 胸 憤 取レ義 要レ抽 一 片 忠 一」

との一聯を遺して、潔よく自刃す、慶親其義氣に感じて、死屍を埋葬せんことを請ひしも、幕府敢て許さず。

幕府大に其黨與を搜索して、兒島強介をも捕へ、横田藤太郎をも捕ふ。

信睦頼と背部とに三創を被り、鮮血衣を巖して賀儀を述ぶること能はず、退きて創を自

邸に療す。

此一舉、其目的を達せざりしと雖も、爲めに攘夷の志氣を鼓舞せしこと數倍、天下の形勢はより益々穩かならず。

一三一 長藩の幹旋(上)

公武合體の事は幕府の望む所にして、其行ふ所は盡く朝幕確執の種とならざるはなし此形勢を見て袖手すること能はず、自から起つて公武の一和を圖らんとせしものこそあれ、長州侯毛利大膳 大夫慶親即ち是れなり。

慶親の臣に永井雅樂なるものあり、其識見時流の外に超越す、志士の妄に攘夷の激論を唱ふるを慨し、慶親に對して意見を呈す、其大要

「今や開鎖の論紛々たりと雖も、是れ固と枝葉の説のみ、根本の論にあらず、根本の論とは何ぞ、國體を立てんこと是れなり。

國體を立てんと欲せば、宜しく朝幕其主旨を一にすべし、公武其意志を異にすることあるべからず。

凡そ攻守は一にして、二にあらず、攻むるの力あるにあらざれば、守ること能はず、守るの力あるにあらざれば、攻むること能はず。

開鎖の事亦た然り、鎖すこと能はざれば、開くべからず、開くこと能はざれば、鎖すべからず。

日本の國力を充實して、開鎖俱に時の宜しきに従うて實行すべき國勢に達せずんば、鎖も眞の鎖にあらず、開も眞の開にあらず。

然るに公武の間互に確執し、上下の見俱に一和せんすんば、決して我が國力を強大ならしむること能はず。

此禍根を顧みずして、徒に開鎖の論に區々たるは、是れ其本を捨て、其末に趨るの業のみ。

宇内の大勢は駸々として止まらず、日本亦た速かに國論を一定して、此氣運に後れざらんことを要す。

朝廷は鎖攘の説を捨てさせ給ひ、幕府は尊王の實を表せられ、相頼り、相助けて、俱に國力の伸張を計らんこと、寔に今日の急務なり。

糞くば公武の間に周旋して、其一和を計り玉はんことを。」
と言ふに在り、慶親此議を是とし、文久元年六月、雅樂に内意を含めて、京都に遣はし、
緇紳の間に周旋せしむ。

雅樂直に京都に上り、正親町三條大納言實愛に謁して、胸中の所蘊を披瀝し、且つ一
篇の意見書を呈す。

實愛熱讀再三、大に其卓見に感じ、密に乙夜の覽に供へ奉つる、雅樂聞いて大に悦び、
歸りて此旨を復命すれば、慶親

「然らば公武合體の事、必らずしも行はれざるにあらず、我れ出府して公邊に勸むる所
あるべし。」

其年十月十三日を以て、不時に出府し、十二月八日、一篇の建白書を草して、幕府に捧
ぐ。

爾來數十日を経れども、幕府何の報する所もあらず、慶親
「我れ國家の御爲めを存すればこそ、赤心を吐露したるなれ、然るに其儘に捨て置かる
ること其意を得ず、此上は親しく老中に面陳せん。」

と思ひ込み、文久二年二月五日を以て登城し、至急閣老に對面せんことを求む。

三三三 長藩の幹旋 (中)

○毛利大膳
大夫慶親公
武一和を計
る

閣老久世大和守廣周其意に應じて對面すれば、慶親肅然として容を正し、
「慶親不肖を顧みず、曩に一片の建白書を捧げて、滿胸の卑見を陳じし、定めて御披見
あられははん。

熟々天下の形勢を觀察するに、其變遷の甚だしき、實に今日の如きはははず、若し一
大果斷を以て舊來の弊習を釐革し、國論を一定して、開國の國是を立て玉はずんば、
國家解體して、復た收拾すべからざるの窮境に陥りしべし。

これを最近の例に求めはんに、安藤對馬守殿義に井伊掃部頭殿の後を承けて、外政
の局に當られ、其專横却つて掃部頭殿よりも甚だしく、爲めに天下の人心漸く徳川家
を離れんとするの勢ひ之れあり、鍋島閑叟の内願を経て退隱したるも、幕府の政務素
亂して挽回すべからざるを察し、退いて自家の富強を経營せんと存するに外ならず、
其他の大藩又各々自國に據らんとするの形勢あるもの、亦た皆政務の宜しきを得ざる

長藩の幹旋

に由るものにも。
又和宮様の御降嫁に就ては、關東御著輦後、大樹公直に御上洛ありて、天恩を謝し奉つらるべき御約束あり、然るに今日に至るまで尙ほ未だ御上洛の仰出されもははず、是れ天朝を欺罔し、皇室を輕侮するの御振舞として、當今の御逆鱗、堂上方の憤慨、一方ならずと承はりぬ。

此の如きは朝廷の不信を招き、民心の離叛を來して、上下の信望に背きぬもの、徳川家の危急、今日に迫れりと申すも過言にほまじ。

速かに國論を定め玉へ、速かに國體を立て玉へ、斯くして公武の一和を力め玉はど、天下の治平を致さんこと、何の疑ふ所かははん、是れ誠に一大急務にほはずや。」
と陳言すれば、廣周愕然として驚き、其革新の方針を問ふ、慶親屹と其顔を見詰めて、

「今日の時局を極ふの道は、唯人を得るに在り、越前春嶽殿を擧げて大老とし、一橋刑部卿殿を以て御補佐とし、其他川路、佐々木を始め、有爲の士を選んで、要所々々に用ひ玉はど、弊政釐革の道は自から立ちぬはん。」
と答ふれば、廣周

○春嶽とは慶永退隱後の雅號

「此事一人にて承はりがたし、同列一同へ申聞けられたし。」
と述べて、内藤紀伊守信親、本多美濃守忠民を招く。

慶親更に前説を反覆すれども、誰とて可否を答ふるものなし、慶親憤然として、
「幕府若し舊習を一洗して、朝廷を尊奉し、人民を慰撫し玉はずんば、慶親亦た天皇の勅命を奉じて、事を處置するの外はははず、此儀會て薩摩、肥前とも談ぜし事のゆ。」
と憚かる色もなく陳述すれば、廣周事の容易ならざるに驚きて、
「如何にも今日は姑息苟安の時に非ず、何れ評議の上、相當の處置を執り申さん。」
との旨を答ふ、慶親

「若し京都の形勢に御疑念もははど、某の家來永井雅樂と申すものを召されて、御尋ねあるべし、此者能く京都の事情に通じ居りぬ。」
と述べ、其家臣永井雅樂を推舉して退出す。

一三三 長藩の幹旋(下)

幕府も今は漸く警醒せんとす、廣周他の閣老とも謀り、長井雅樂を召して、其意見を叩長藩の幹旋

○毛利慶親其家臣永井雅樂を薦む

くに決し、直ちに召命を長州藩に傳ふ。
長州藩、雅樂の身分輕きを以て、俄かに其格式を家老の次席、若年寄に進めて、登城せしむ。

○永井雅樂
京都に上る

閣老乃ち雅樂を延見して其意見を問ふ、雅樂口才あり、滔々其所蘊を論陳すれば、閣老皆之れを是とし、京都に上りて周旋せんことを命ず。
是に於て雅樂目付淺野伊賀守一學と與に三月八日、江戸を發して、京都に著し、正親町三條大納言實愛、中山大納言忠能、岩倉中將具視等の諸卿を歴訪して、
「今日の急務は、公武の一和を計りて、國是を定め、宇内の大勢を察して、政策を施し、武備の充實を行つて、國威を張るに在り、鎖港の論、攘夷の説の如きは、姑く之れを後日に譲りて可なり。」

○長州の志士
永井雅樂を憎む

と論陳し、蘇張の辯を揮つて、京都の意見を翻へさんことを力め、其書面を徴せらるるに及び、曩に實愛に呈せし意見書を改削して之れを捧ぐ、滔々數萬言、筆端舌あるに似たり。
當時攘夷の徒、四方より京都に來り集まるもの少からず、長州に於ても久坂義助、寺島忠三郎其他松陰門下の志士は、藩論の佐幕に傾くを慨し、藩地を脱して京都に來り、雅樂の遊説するを聞きて憤懣し、

「永井雅樂は久世閣老の用人杉山一太夫と友とし善し、其開國論を唱へ、公武合體論を説くは、全く久世閣老の内囑に由るものなること疑ふべからず、若し其説に従はば、正しく幕府の術中に陥るものなり。」

と説きて、専ら其排斥に力む、諸藩の志士亦た力を協はせて奔走すれば、雅樂の運動も容易に其効を奏せず。
斯かる折柄薩州侯島津修理大夫茂久の父和泉守久光の士卒を率ゐて上洛するあり、諸藩志士の久光を擁して事を舉げんとするもの、陸續來り集まりて、京都は忽ち鎖攘論の淵叢と化し去る。
雅樂其形勢の一變せるを見て、事の爲すべからざるを察し、手を收めて空しく江戸に還る。
長州藩の幹旋功を奏せず、薩州藩の活動尋で始まる。

○永井雅樂
江戸に還る

一三四 薩藩の活動(上)

薩州藩の意嚮も、亦た公武の間に奔走して、其一和を計るに在り。

安政五年七月十五日、薩摩守齊彬の疾んで薨せんとするや、其弟久光を枕頭に招きて、「我れ至尊の内囑を蒙り、又幕府の姻戚に連なる、鞠躬盡瘁、王家を輔け奉つり、幕府を安んじて、皇威の振興を計り、征夷の大道を立てんと欲すること久し、然るに時未だ到らずして、身先づ歿するこそ遺憾なれ、我が嗣子は卿の嫡子なり、卿宜しく之れを輔けて、我が志を紹ぐべし。」

との旨を告ぐ、久光涙を攪つて命を受け、慨然として天下を匡濟するの志あり。西郷吉兵衛、有馬新七等夙に諸藩の志士と交はりて、これと事を與にせんと欲す、井伊大老斬除の陰謀の如き、實に薩州志士の勸説に基づく所多し。

然るに側役小松帶刀、勘定方小頭大久保市藏等は志士個々の行動を排し、舉藩奉公の主義を執りて、持重して動かす、藩情爲めに一變す。出羽の志士清川八郎と言ふものあり、夙に勤王の志を懐く、文久元年、江戸に於て人

○大久保市藏とは利通の事

○清川八郎勤王討幕の舉を企つ

を殺し、追捕急なるを以て、避けて京都に入る。

中山大納言忠能の家士田中河内介沈毅にして果斷あり、八郎之れと謀り、青蓮院宮の令旨を受くると稱して、諸藩の志士を糾合し、勤王の義旗を翻して、討幕の壯舉を行はんと欲し、此年十一月十五日、同志安積五郎、伊牟田尙平の二人と與に、忠能の子中將忠愛及び河内介の書を携へて熊本に入り、先づ松村大成を訪うて、其同意を得、尋で肥後の轟武兵衛、筑後の眞木和泉守、筑前の平野次郎、豊後の小河彌右衛門其他の同志を得、皆九州の錚々たるもの。

是に於て八郎等相謀り、薩州侯を擁して盟主と爲さんと欲し、平野次郎は曾て西郷吉兵衛、僧月照に従うて、薩摩に入りし縁故あり、伊牟田尙平は薩藩の門閥肝付氏の家臣なりしを以て、特に二人を選びて、薩摩に遣はす。

二人薩境に入るや、關吏怪みて之れを拘へ、且つ其書類をも押收す。二人明かに其來意を語れば、待遇頓に改まり、小松帶刀、大久保市藏、有馬新七、柴山愛次郎等の志士交々來りて、其所思を叩く。

當主修理大夫茂久の父和泉守久光、浪士の激論を喜ばず、藩吏を以て、

「遠來の勞は多謝に餘りありと雖も、其求めらるゝ所は、深慮を要すべきものありて、匆卒の間に決しがたし、久しく淹留あらんこと、却つて民心を疑はしむるの慮あり、宜しく速かに出境せらるべし。」との旨を告げ、旅費として金十兩づゝを贈る、二人乃ち薩州を去つて、空しく肥後に還り來る。

左れども薩州志士の藩論の持重を悦ばざるもの、是に至りて俄然として起ち、天下の志士と與に事を行はんとす。

公武合體の意見盛んなるの時、勤王倒幕の萌芽忽ち此に生ず。

一三五 薩藩の活動(中)

島津、近衛の兩家世々姻戚の關係あり、久光又支族島津兵庫の女直子を養ひて、近衛前左大臣忠烈の子大納言忠房に嫁せんとす、使者往返の間、時勢挽回の密詔、計らずも中山家の手を経て傳へらる。久光感激已まず、文久元年十一月、田中尙之助を遣はして、近日上洛すべき旨を忠房に報

じ、十二月、重ねて大久保市藏を遣はして、

「久光三州の兵を率ゐて上洛し、勅命を奉じて、幕政を釐革すべし。」

との旨を通ず、忠房其父の幕議を得たるに懲りて躊躇し、書を裁して其上京を止む、久光見て大息已まず、

「我國開關以來、未だ曾て今日の如き大難に遭逢せしこと之れあらず、朝廷は外情に通ぜずして、攘夷を容易なりとし、幕府は國情を省みずして、外人に親狎す、上下否塞して、志士頻に跋扈し、終に天下の大亂を醸成せんとす、先君の遺志を奉ずるの時、今を捨て、何れの時ぞや、我れ一身を抛ちて、天下に殉すべし。」

と決意し、文久二年三月十六日、江戸田町の藩邸再築の用務に託し、側役小松帶刀以下麾下の兵千餘人を率ゐて、鹿兒島を發す。

諸國の志士、久光の上洛するを聞きて、之れを擁して事を舉げんと欲し、四方より京攝の間に来り集まるもの數百人、物情恟々、復た戊午大獄前の比にあらず。

京都所司代酒井若狹守忠義之れを憂ひ、一書を議奏、傳奏に贈りて、官家は諸藩に直接せらるゝことあるべからず、八月八日の覆轍を踏まるゝことあるべからず、浮浪の徒輩

○島津久光
京都に上る
○八月八日
の覆轍とは
密勅降下の
事

○志士島津
久光を途中
に要す

幕府瓦解史上篇

下に事を起さば、直に兵力を以て鎮壓すべく、決して憂慮驚動せらるゝことあるべからずとの旨を告ぐ。

久光陸路を経て、豊前に向ふ、肥筑の志士、書を寄せて意見を陳ぶるもの少からず、久光其暴舉事を諷まらんことを知りて省せず、令を下して堅く志士と通謀するを禁ず。

小倉より自國の汽船天祐丸に搭じて發し、四月六日、播州室津に入る、諸藩の志士十二人、久光の旅館に來りて、

「我等は皇國誠忠の者に、此度夷狄誅伐の御思召あるやに承はる、願はくば我等をも陣列に加へられんべし。」

と請ふ、久光其無根なるを諭して許さず、先發の臣西郷吉兵衛の志士に通ずるを聞きて其命令に違ふを怒り、村田新八と與に本國に送り還へす。

四月八日、進んで兵庫に著し、十日、大阪に入る、諸藩の志士、又も久光を要して幕府の失政を痛罵し、

「幕府の存立は國家の大害なり、宜しく大阪、二條、彦根の三城を抜きて根據とし、大に天下に號令して、海内を掃清し、外夷を殲滅すべし。」

欠

欠

近隣の民家を借りて、下宿に充てんとすれども、市民其亂暴を恐れて、敢て之れに應ずるものあらず。

「此上は四隣の賣家を捜して、買入るゝの外なし。」と決し、價を倍して買取らんとす。

東洞院錦小路下る處に、日野徳兵衛と言ふものあり、生計困難なるを以て、其家を賣る、薩吏時價五十貫目なるを、特に九十貫目にて買取り、且つ永代出入を許して、二人扶持を給す。

薩邸の東隣に桶屋あり、亦た其家を賣る、薩吏時價八十金なるを、四百八十金にて買取り、且つ永代五人扶持を給す。

先きに下宿の請求に應ぜざりしもの、之れを聞きて俄かに承諾の旨を通ずれば、薩吏朝夕は湯漬、晝は一汁一菜として、土分の下宿料は二朱、下僕は一朱と定め、且つ薪炭米油を惜氣もなく給す、下宿の士卒亦た謹慎にして、毫も粗暴の振舞なし。

家を賣るものも、室を貸すものも、皆欣喜雀躍せざるはなし。薩吏勉めて恩を市民に賣る、市民之れを徳として、

○薩州類りに恩を賣る

「薩州様の在はすからは、今に世も直り、夷も攘ひ、諸式も必らず下落すべし。」
と唱へ、都鄙の諸民亦た、

○京人薩州に謳歌す

○山縣小輔とは有朋の事

○野村和助とは靖の事

○長門守定廣後ち元徳と改む

「薩州様の爲めには、一命を捨つるも惜からず。」
とまで稱して、久光を仰ぐこと、宛がら救世主の如し。

長藩の志士久坂義助、堀真五郎、入江九一、山縣小輔、野村和助等其主太膳大夫慶親の世子長門守定廣の歸國近きに在るを機として、京都に迎へ入れ、久光と與に王事に勤めしめんと欲し、中山大納言忠能、正親町三條大納言實愛、岩倉中將具視、大原三位重徳等に就て、

「薩州既に浮浪鎮撫の命を蒙むる、我藩何ぞ薩州の下に立ちぬべき、願はくば寡君大膳大夫にも同一の恩命を下し給へ。」
と請うて止まず、此事聖聽に達すれば、主上

「之れを許せば、或は薩州の意を損ぜん、許さずんば、必ず長人の心を失ふべし、此事如何になすべき。」
と思ひ煩はせ給ふ、具視密に此趣を久光に漏らせば、

「何條仔細はん、某固より私意を存して、功名を争ふの念なし、唯亡兄の遺命に依つて、國運の挽回を計らんと存するのみ、更に宸襟を惱ませ給ふことあるべからず。」
と答ふ、主上聞召されて始めて、御心を安んぜさせ給ふ。

定廣四月十三日を以て、江戸を發し、二十八日を以て、伏見に著す、朝廷直に入京を命ぜられ、五月朔日、

「乃祖元就以來、勤王の志淺からず、此度早速上京の段、愼慮少からず思召さる、依ては滯京、王城を守護仕つるべきやう仰出さる。」
との旨を傳へ給へば、定廣乃ち河原町二條下る處の藩邸に留まり、本國より入京せる兵士七百人を以て京師を守る。

是れ亦た廷内狹隘なるを以て、河原町より塗師屋町の民家三十戸ばかりを借りて、宿泊所に充つ、市民又

「京師は薩州様、長州様の御警衛にて、皆枕を高くして眠らるべし。」
と稱へ、薩長の兵士續々入京すれども、米價も騰貴せず、民心も亦た靜穩にして、各よ其業に安んず。

○薩長二藩の勢威京都に振ひ所司代は有れども無きが如し

幕府瓦解史上篇

薩長の二藩既に朝命を以て王城を守る、其勢威頓に振ひて、所司代は有れども無きが如し、是れ徳川幕府の翔まりてより未だ曾て有らざる所。市民の二藩に謳歌するを聞きて、誰れか天津橋上杜鵑を聴くの感なからんや。

一四四 幕政の改革

坂下門の變ありてより、幕府の聲望益と善からず。

閣老久世大和守廣周幕政を改革して、民望を收めんと欲するの意あり、四月十一日、當時世上攻撃の燒點となれる安藤對馬守信睦を罷めて、安政戊午の大獄に反對せる備中松山侯板倉周防守勝靜及び山形侯水野和泉守忠精を擧げて老中となし、且つ外國事務取扱を命ず。

初めは小侍なり、優柔なりと批難されしにも似ず、二人の外人に對する態度極めて厳正にして、秋毫も假借せず、外人の面會を求むるあれば、勝靜

「外人應接の事は、外國奉行に委任しあり、宜しく之れに面會して事を辨せらるべし、老中たるものは大事にあらずんば、直接應對すべきにあらず。」

○板倉周防守勝靜水野和泉守忠精の強硬外人を凹ます

と答へて、從來の閣老の如くに一々延見せず。

從來外人を延見する時は、其都度金千兩を獻するを例とす、二人固く之れを卻けて受けず、外人即ち二千兩を獻すれば、二人

「金子は一毛の微と雖も受くべからず、何程差出すとも無用なり。」

と諭して納めず、自から持すること厳格を極む。

又是れまで閣老と外人と應接する時は、双方相對坐するを例とす、二人は疊七枚を隔てて、其間に大目付、目付、外國奉行を列坐せしむ、外人其先例に違ふを咎むれば、勝靜

「鎌倉時代とか、足利時代とか、當家となりても五十年とか、百年とかの仕來りならば、之れを先例とも申さん、近來の取扱を稱して、先例なりと申すべきにあらず。」

と答へて、敢て改めず、外人

「兎に角先前の御老中の御取扱と異なると然るべからず、速かに復舊せらるべし。」

と迫れば、勝靜

「先役には先役の存意あり、我等には我等の所存あり、役名こそ同じけれ、人も異なり、性も異なる、何とて同一の了簡を持つべきや、席違ひにて不承知とあらば、勝手に引

取られよ、我等の好める應接にはあらず。」と答へて採り上げず、外人の提出する抗議は、是れも相成らず、其れも相成らずと答へて、皆盡く斥く、外人大に怒り、

「斯る御取扱は和親條約の趣旨に反す、若し聞き入れられずんば、唯軍艦を派遣するの一事あるのみ。」

と述べて威嚇す、勝靜忽ち居丈高となりて、

「和親に背くとや、和親に背くの振舞は、其方共にこそあれ、此方には唯の一つも之れあらず、抑も和親とは相和し、相親みて、交際するの謂にあらずや、然るに其方共は矢鱈に日本の絹物を買占めて、飢寒に苦むをも意とせず、唯己れの私腹を肥さんことをのみ計るにあらずや、是れ果して和親の所爲か。」

と叱すれば、外人黙して復た言はず、是れより深く二人を畏敬す。

○相門相を出す
○定信樂翁と號す

世人聞いて其雄斷を稱讃せざるはなく、相門相を出だすまで評するに至る、勝靜は松平越中守定信の孫、忠精は水野越前守忠邦の子なればなり。廣周此機に乗じて益々政務を刷新せんとす、會々上京の命下るに及んで、意氣頓に沮

み、終に其位地を保つ能はざるに至る。

一四五 關白の更任

○幕府朝旨を奉じて親王公卿の幽屏を解く

近衛邸に於ける島津和泉守久光の建議、朝廷の嘉納する所となり、其翌四月十七日、京都所司代酒井若狹守忠義の手を経て、關老久世大和守廣周の上京を命ぜられ、併せて青蓮院宮を始め、鷹司太閤熙通父子、近衛前左大臣忠熙等の謹慎を解くべき旨を命ぜらる、關老の面々、

「一々京都の御差圖を待つて實行せば、關東の威光忽ち地に墜ちん、若かず早く自から決行せんには。」

○容堂は山内土佐守豊信の雅號

と決し、四月十一日、尾張前中納言慶勝、一橋刑部卿慶喜、越前侯松平日向守直廉の養父春嶽及び土州侯山内土佐守豊範の父容堂の謹慎を解きて、其旨を京都に報じ、且つ久世關老の上京及び青蓮院宮以下の赦免は、朝旨を遵奉すべき旨を答ふ。井伊大老逝きて後は、幕府の意氣頓に挫けて、復た當年の氣焰なし。

二十九日、幕府の答奏、京都に達したれば、其翌晦日、青蓮院宮尊融法親王、鷹司太閤

關白の更任

○九條關白
辭表を呈す

近衛前左大臣忠熙、應司前右大臣輔熙に對して、
 「自今參内以下萬事平生の通り心得られ、遠慮に及ばず。」
 との旨を達せられ、再び青天白日の身となれり。
 井伊大老の所謂陰謀派再び朝に立つ、左なきだに衆怨の府となれる九條關白尙忠、今
 は益々其職に安んぜず、五月朔日、方今重大の事件切迫の時勢、其任に堪へずとの旨を
 奏して、關白、内覽、氏長者、隨身兵仗等を辭す、三條中納言實美之れを聞きて、密に
 一書を上つり、
 一島津和泉上京言上の次第、委曲の儀は存せずんへども、勤王の志は感賞仕りぬ、
 建策の事件、微念に適はせられぬはど、何卒英邁の聖斷を以て、御探擇遊ばされ、御
 疑念なく御信任在らせられ、條々迅速に仰出されぬはど、國內一致、人心協和の場に
 も至るべく、宸襟を安んぜられぬ様相成るべくと存じぬ。」
 と述べて、久光の建策採納を勧め奉つり、尙ほ
 「當今朝廷の御急務は、賢良の人を以て執柄輔弼と遊ばされぬ儀、緊要に存じぬ、當殿
 下御辭表にも相成由承りぬ、何卒非常の御處置を以て、先規舊格に拘はらず、速

に微慮を以て聞き食され、他の大臣を以て當職に補せられぬはど、國內人心も協和に
 相成るべくと存じ奉つりぬ。」
 と述べて、尙忠の辭表裁可の儀をも勧め奉つる。
 朝廷乃ち尙忠の辭職を許し、近衛前左大臣忠熙を以て關白となさんと思召し、内慮を關
 東に下させ給ふ。
 關白の進退は、正しく幕威の消長を卜すべきもの、其關する所尠少ならず。

一四六 久世閣老の逡巡

朝廷閣老久世大和守廣周の上京を命ぜらるるや、幕府辭すること能はず、五月八日、
 將軍家茂特に廣周を座所に召して、
 「京都より仰せ遣はされぬ品も之ありぬに付、上京仰付けらる。」
 との旨を命じ、更に御用部屋に於て、閣老内藤紀伊守信親を以て、
 「此度上京仰付けられ、急速の出立に付、彼是物入多の段聞召され、別段の思召を以
 て御内々金五千兩拜借仰付けらるる旨仰出されぬ。」

との旨を傳へて、内帑金五千兩を貸與し、尋で同様の恩命の下ること兩度、都合一萬五千兩を貸與せらる。

先年堀田備中守正睦の苦き經驗を嘗めてより以來、上洛は兎角に閣老の欲せざるところ、其家臣杉山一太夫を召して、

「此事如何になすべきか。」

と問へば、一太夫亦た可否を即答すること能はず、

「天下の御大事に、尙ほ勘考の上言上仕つりはん。」

と答へて退き、日向飢肥の儒者安井仲平の意見を聞きて後、再び廣周に調し、

○安井仲平
名は衡息軒
と號す

「此度の儀は皇國の御大事に、死を決して御上京遊ばされんこそ然るべうは、從來御違勅を始めとして、公邊の御處置宜しからざる事共少からず、是等は其實を御一身に負はせ玉ひて、井伊、安藤の諸侯に譲らせらるゝことあるべからず、先づ大津に御到着の上、飛脚を京都へ立て、唯今まで關東に於て御違勅等の儀之れありて、上洛すべき様もはねど、御召しに依りて是れまで罷り上りはとの旨を申入れさせ玉ひ其御沙汰に隨ひて兎角の御進退あらせ玉へ、萬一何の御沙汰もはすば、同所に於て

切腹遊ばさるゝより外はははず、兎角此度の御上京は、死地に入つて、生路を求むるの道にぬ。」

と答ふれば、廣周之れに従ひて、愈々上京するに決す。

是に於て五月十五日、御暇乞として登營謁見し、羽織、金二十枚、時服十枚及び馬を賜はる、乃ち不日、大目付大久保右近將監忠寛、目付淺野伊賀守一學等を隨へて、中仙道より上京せんとす。

會々此日申の刻、京都より急報あり、廣周上京の上は、

一、井伊大老の在職中、廢帝の評議ありしとの事、其事實如何。

一、和宮御降嫁當初の思召に違ふの事實あるは如何。

等三ヶ條の難問出づべき由を知りて、大に驚き怖れ、俄に病と稱して出仕せず、先發の家臣の武州桶川に到れるを召還し、藩地總州關宿より召寄せし家臣をも盡く遣還へす。

一四七 勅使の下向 (上)

閣老久世大和守廣周一たび上洛の命を奉すと雖も、旬日を経て尙ほ未だ足を擧げず、島

○久世閣老
恐れて上京
せず

勅使の下向

津和泉守久光荏苒として時日を空過するの間、志士の或は暴發するあらんかを慮れ、近衛家に依りて、

「便々として老中の上京を待たせ給ふの間、萬一變故の生ずることあらば、由々しき天下の一大事にゆはん、宜しく久世大和守の上京を差止め給ひ、公卿中然るべき御方を勅使として關東へ下し給ふべし、久光亦た供奉して俱に下り、死力を盡して、勅旨を奉行せしめぬべし。」

との旨を奏す、主上偏に久光に信頼せさせ給ひて、其遠く輦下を離るゝを好ませ給はず、爲めに事未だ遽かに決せず、久光重ねて、

「幕府をして朝旨を奉行せしめんこと、今日に在り、若し空しく此機を逸せば、將來復た奈何ともすべからず、宜しく速かに勅使を下し給ふべく、某にも亦た下向を命じ給ふべし。」

と請うて止まず、是に於て五月八日の夕刻、俄かに一條左大臣忠香、二條内大臣實敬、近衛前左大臣忠熙、鷹司前右大臣輔熙以下議奏、傳奏を召して、諮詢せさせ給ひ、終に大原三位重徳を勅使として關東に下すに決す。

○大原三位重徳關東への勅使を命ぜらる

翌九日、重徳を宮中に召されて、特に從二位に叙し、左兵衛督に任じ、黄金十五枚を賜ひ、同時に久光に對して、勅使警衛として下向すべき旨を命ぜらる。

主上又勅書を群臣に下して、幕府に賜ふべき勅旨を諮問あらせ給ふ、中に

第一 大樹大小名を率ゐて上洛し、國家を治め、夷戎を攘はんことを議すべき事。
第二 豊太閤の故典に依り、沿海の五大藩を五大老として、國政を諮決する事。
第三 一橋刑部卿を大樹の輔佐とし、越前中將を大老職に任ずる事。

の三策あり、第一項は長州藩士桂小五郎の建議を採用せられ、第二項は朝議に出で、第三項は久光の建策に基づく。

第二項の五大藩とは、九州の島津、中國の毛利、四國の山内、北陸の前田、東北の伊達を指すものにして、朝廷の深意、之れを以て幕府の威權を殺がんと欲するに在り。

幕府此朝旨を奉ずれば好し、若し奉ぜざる時は如何、薩の力のみにては制すること能はず、薩長の二力のみにては尙ほ制すること能はず、乃ち五大藩の衆力を以て之れを制せんと欲すること、亦た其深意の奥の深意なり。

時に九條關白尙忠辭表を捧けて、自邸に在り、群臣復た誰か異議を挾まん、事忽ちに

して決す。
重徳五月十六日を以て發程せんと欲し、一日、尙忠を其邸に訪ふ、尙忠心に勅使の東下を欲せず、

「關東へ参向の儀は、篤と思慮せんこそ然るべけれ。」
と注意すれば、剛氣の重徳、

「既に勅旨を蒙り、且つ御請け仕つる、今となりて辭退せんこと思ひも寄らず、萬一の事あるとも、其は豫ねての覺悟に由。」
と言ひつゝ、懷劍を抜き放ちて示す、尙忠其志の奪ふべからざるを知りて、復た言はず。

赤心忠與義
一旦若得罪
臨事不避難
終令二國家安一

とは、實に重徳の此際に賦して、其懷を述べたるもの、決意石より堅し。

一四八 勅使の下向(下)

勅使發向の期日、既に迫る、會と公卿中に異議あり、

「一旦久世大和守を召させ給ひながら、故なく之れを差止め給はんこと如何にべきか、勅使下向の事は、先づ以て大和守上京の上にて定め給ふべし。」

との旨を唱ふ、朝廷志士の暴發を憂ふる折柄、此議忽ち勢力を得て、勅使出發の期俄かに延ぶ。

久光は廣周の上京後、京都の形勢一變せんことを慮れて、飽までも之を止めんと欲し、復た近衛家に依りて、

「若し大和守の上京を差止め給はんこと御六づかしく思さば、宜しく此度の勅使に仰せ含められ、途中行き逢へる所にて、其旨を御達しあるべし、某亦た好きに計らひはせん。」

と奏せしも、其は餘りに穩かならずとして許可せられず、十八日、久光重ねて

「大和守上洛の期、何時とも存ぜられざるに、空しく之れを待たんと然るべしとも存ぜず、某の家臣は概ね木強の野人に、荏苒滯留の間、如何なる振舞を爲さんも測るべからず、左れども若し強て召し留め給はんとの御儀に由はど、藩邸手狭にして、取

締向行届きがたし、宜しく知恩院を御貸渡しあらせ給ふべし。」との旨を請ふ、是に於て朝議愈々勅使差遣に一決し、議奏中山大納言忠能、正親町三條大納言實愛、飛鳥井侍從雅典、久世三位通熙、傳奏野宮宰相定功の連署を以て御沙汰を賜ひ、且つ

「一橋刑部卿、越前前中將等の儀、御筒條書の通仰出されぬ處、去る十五日、大樹年頃に付、田安大納言後見願の通差許し、越前前中將國政に關係すべき様申付けられぬ由言上之あり、就ては後見の儀は強ては仰出され兼ねぬへ共、何分内外容易ならざる形勢に由間、深く御案痛遊ばされ、一橋を以て登用せられぬ方然るべく思召し、但し名目の處は輔弼たるべき歟、越前大老職の事、家門たるの間、流例の邊には差支ふべくは共、先件非常の處置を以て申付けらるべく思召し、但し是以て差支へば、政事總裁職と稱しつても然るべく思召し、但し越前前中將儀思召の通相成れば、方今内外危迫の時節に付、今年秋中上京之あり、國是の議論聞召され度し、且つ同人彌々上京の節は、引續き三郎にも上京あるべくは、其邊相含み周旋あるべき様にと思召し事。」

○島津久光
三郎の名を
賜はる

との御別紙を下し賜ふ、三郎とは此度朝廷より久光に下し賜へるところ、蓋し和泉と稱しては、關東下向の後、閣老水野和泉守忠精に對して差障りあるに由る、三郎とは島津家嫡統の通稱なり。

勅使差遣の事は既に決す、然れども其出發の期は尙ほ未だ定まらず。

二十日の午後に至りて、急に治定せられ、愈々二十二日を以て發程するに決す。

二十一日、主上特に重徳を御前に召させられて、

「朕國家の爲に、日夜憂に堪えず、而て幕吏苟くも安からん事を偷む、依て方今汝を關東に下し、普く朕が固有の志を宇内に知らしめんと欲す、願くは汝朕が腹心となつて、怠る事ある事勿れ、且營中廟論の日、萬一幕吏曲直をあやまり、島津と爭論に及ばんも測りがたし、然らば汝大道をもつて、是非をさとし、天下の一大事をあやまらしむる事なかれ、今日の事、朕一に汝にゆだね、汝つとめて神々の震怒を慰めよ。」との優詔を賜はり、久光に對しては議奏を以て御沙汰を賜ひ、又近衛家を以て、「久世大和守と行逢はど、穩便に致し、總て途中は質素たるべし。」との旨を傳へて、其行動を戒め給ふ。

勅使の下向

○大原勅使
の出發

○松平肥後
守容保大政
に參與す

幕府瓦解史上篇

二十二日、大原勅使愈々京都を發して、江戸に向ふ、久光兵數百人を率ゐて之れに従ふ。

一四九 江戸の形勢

幕府今は漸く警醒す、四月二十五日、尾張前中納言慶勝、一橋刑部卿慶喜、越前前中將春嶽等の謹慎を解きて後、五月三日には、會津侯松平肥後守容保を召して大政に參與せしめ、七日には、春嶽を召して同じく政務に關與せしめ、九日には素餐の評ありし田安大納言慶頼の願に依りて後見職を免する等、其行ふ所著々朝旨に合するものあり。

五月二十二日には、將軍家茂諸閣老及び松平肥後守容保を座所に召して、「近來御政事向姑息に流れ、諸事虚飾を取繕ひより、士風日に輕薄を増し、御當家の御家風を取失ひ、以ての外儀、殊に外國御交際上は、別して御兵備充實に之なくはては相成らず、就ては時宜に應じ、御變革取行はれ、簡易の御制度、質直の士風に復古致し、御武威相輝きん様遊ばされ度間、一統厚く相心得、忠勤を勵むべくん。」との訓令を下す、閣老等台旨を畏みて退き、諸有司を松の溜に召して、水野和泉守忠精より、

「唯今上意の趣、誠に恐入り、難有き御儀に、何れも厚く相心得、思召行届きん様、一途に心掛け、身命を抛つて、忠勤を抽んでらるべく、猶追々仰出され品も之あるべくん間、心得違ひ之なき様致さるべくん、以上。」との演説書を示して、激勵する所あり。

其翌二十三日、播州龍野侯脇坂中務大輔安宅再び閣老に列し、越えて二十六日、内藤紀伊守信親閣老を免ぜらる。

幕府の方針は此更迭の爲めに變ぜず、六月朔日には、更に將軍家の上洛を發表するに至れり。

抑も將軍家茂上洛の事は、和宮御降嫁の際の御内約にも由り、長州侯毛利大膳大夫の建白にも基づけりと雖も、其裏面には別に一の魂膽あり。

當時幕府に於ては、今度勅使の齎らすべき三ヶ條の使命の内、一ヶ條は是非とも幕府をして奉行せしめらるべき意志なりと聞くより、寄りく其内の孰れを奉行すべきかを議る。

衆論、將軍家の上洛をも欲せず、五大老の新設をも欲せず、止むなくんば一橋、越前任

江戸の形勢

○久世閣老
辭職し脇坂
閣老首席と
なる

との旨を諭せば、諸侯何れも皆唯々として退く。
此日忠義の京都所司代を免じ、大阪城代松平伯耆守宗秀を以て其後任とす。
二日、閣老久世大和守廣周の願に依りて其職を免じ、安宅代りて閣老の首席となる。
勅使の來ること今より數日の後に在り、上下皆目を注ぐ。

一五〇 勅使の登營(上)

○吉井中助
とは友實の
事

勅使大原左衛門督重徳、五月二十二日を以て京都を發す、薩藩の士吉井中助、野津七左衛門以下十人、特に警衛として勅使に屬す。
初め長藩の志士入江九一、杉山松助、山縣小輔、堀真五郎、大賀幾助等、勅使に隨行して大に謀る所あらんとす、薩士從屬の事決するに及んで、之れを止む、此一事亦た薩長反目の因となる。

○薩長反目
の因

近江より伊勢路に入り、二十五日、桑名に著す、島津三郎久光勅使の旅館に抵りて、著府後の處置を議す。
大井の流を渡り、函根の嶮を踰えて、六月六日、品川に著し、將さに明朝を以て、江戸

に入らんとす。

高輪東禪寺は外人の館舎たり、勅使通過の際、外人の來るに會はど、容赦なく斬り捨てんとす、外國奉行聞きて大に驚き、其翌七日、東禪寺に抵りて、切に外人の外出を止む。

談判纒かに終れば、館前早や既に警蹕の聲起る。

○勅使江戸
に入る

此日午後、勅使品川を發す、前驅四五人先づ進み、一櫃之れに次ぐ、覆ふに桐章の油圍を以てし「勅使御用」と書せる官符を建て、衛士六七人之れを護る、次は兩掛にして、荷符に「大原殿」と記す、次は金の桐章の挾箱、次は長太刀、次は衛士十人ばかり、次は勅使、烏帽子、狩衣にて朱塗の輿中に端坐す、年齢六十一二、容貌端正、威風堂々たり、衛士三十人其左右に従ふ、次は陣笠、旅服の武士十人ばかり、槍、鎧櫃之に適ふ、次は駕籠五挺にして、醫師等之れに乗る、未の刻過ぎ、數寄屋門より辰の口の傳奏屋敷に入る。

御馳走役分部若狹守光貞出で迎へ、將軍家茂特に閣老板倉周防守勝靜を遣はして、遠來の勞を慰す。

幕府瓦解史上篇

久光亦た此日、江戸に著し、高輪の別邸に入る、其行装大諸侯の參觀の如し、藩士の禮装して郊迎するもの數百人。

○毛利大膳
大夫慶親の
上京
○薩長反目
の一因

久光の京都を發するや、長州侯毛利大膳大夫慶親と與に配慮すべしとの命あり、然るに慶親其前日を以て、道を中仙道に取りて上京す、久光聞いて甚だ憚ばず、薩長の反目亦た一因を加ふ。
八日辰の刻、久光越前前中將春嶽を靈岸島の邸に訪ふ、勅使の齋らせる聖策三ヶ條の内、其第三項一橋、越前兩侯登用の事は久光の建築する所にして、朝廷亦た是非とも此一項を奉行せしむべきの内諭あり、久光乃ち春嶽に面して、京都の情形を語り、天下の大勢を論じて、大に國政に盡力し、民心を一新せんことを勸めて歸る。
時に江戸に於ては種々の流言浮説あり、聖策第二項の五大老新設の事は、朝議に出づるものとも知らず、

「豊臣太閤の時、五大老を置きしも、東照公の威權獨り盛んにして、終に天下を掌握し玉ふ、今回薩州の五大老を置かんと欲するもの、亦た己れ權威を振うて、終に天下を併呑せんと欲する野心に外ならず。」

○有司の狐
疑

と唱ふるものあり、有司亦た狐疑して不安の色あり、春嶽之れを聞きて、幕府の爲めに疑はれんことを虞れ、病と稱して敢て登營せず。
久光乃ち一書を春嶽に贈りて、天下の大事を傍觀するの不可なるを説き、大に國家の爲めに盡瘁せんことを苦勸す。

○勅使の登
營

十日、大原勅使始めて登營す、薩藩の土吉井中助、野津七左衛門以下萬一の變を慮かりて皆隨ふ。
對顔の間は、白木書院なり、將軍家茂、閣老板倉周防守勝靜の先導に依りて上段に著す。

勅使先づ朝廷より進ぜらるゝ、御品の目録を捧けて御口上を述べ、更めて自己の挨拶を述べれば、家茂太刀及び紗綾五巻を賜ひ、終りて起つて次の室の敷居際に立ち、重徳の雞掌堀内典膳、喜多川大膳に調を賜ふ。

是に於て勅使上段に進みて、嚴かに勅諭を傳へ、速かに聖策三ヶ條を奉行すべき旨を告げ、終りて退出す、坐作進退尋常にあらず。

此日、春嶽及び松平肥後守容保亦た登營し、勅使の退出後、白木書院の下段に於て閣老

勅使の登營

と評定すること數刻、其談する所蓋し勅諭に對して如何なる處置に出づべきかに在り。

一五一 勅使の登營(中)

勅使の任は、幕府をして勅諭を奉行せしむるに在り。

十三日未の刻、大原左衛門督重徳重ねて登營し、閣老脇坂中務大輔安宅、板倉周防守勝靜の二人に對面して、勅意の在る所を反覆陳説し、

「此上は宜しく速かに朝旨を遵奉して、歡慮を安んじ奉つるべく、就中聖策三ヶ條の内

第三項は必ず奉行あるべし。」

との旨を説く、幕府にては始め重徳の大原家相續前、落魄の一書生として諸方を遍歴し江戸に出で同心の株を買ひ、暫く其職を勤めしことあるを知るを以て、

「大原殿ならば更に心配なし。」

と高を括り居たるに、其議論堂々として侮りがたき風あり、何れも始めて其議論家なるを知る。當時幕府に於ては將軍家上洛の一事は、既決の問題にして、敢て遵奉し得ざるにあらざ

○勅使の再登營

るも、第二項の五大老新設の事は如何にしても、奉行しがたく、第三項の一橋、越前兩侯登用の件は、

「將軍家御年頃とならせられし故を以て、田安大納言殿の御後見職を解かせられたる今日、再び一橋殿を御後見職となさんことは、如何にも朝令暮改の嫌ひあり、越前殿は既に大政に參與せられ居れば、此一事は仔細なしと雖も、御家門の方を以て大老職とするは、舊例に背くを奈何。」

との異論ありて、容易に決定せず、左しも議論家の重徳も何の要領を得ずして退く。其翌十四日、島津三郎久光、別に自から安宅の邸を訪ひ、天下の大勢を論じて、速かに勅命を奉行せらるべしとの旨を陳す、安宅

「一々御尤もにこそ存すれ、何れ篤と評議致さん。」

と答ふるのみにて、敢て煮え切らず、久光其因循姑息終に實行せざらんことを慮れ、越えて十六日、更に一書を贈りて、

「此頃朝廷久世氏を召させられしも、御請け遲滞に及び、止むことを得ずして勅使を差下し給ひ、公武一和、國內一致の策を計らせ給ふ、一橋、越前兩侯を後見、大老に登

○島津三郎久光の斡旋

勅使の登營

庸すべしとの御趣旨も、其天下人心の歸嚮する所なるが爲めに、然るに區々の名目に拘泥して、躊躇遷延せられなば、或は恐る優柔不斷の譏を招き玉はんことを。幕議遷延の間、人心疑惑を生じ、巷間流言を傳へて、浪士亦た蜂起するに及ばど、國家紛亂して、國威挽回の期あるべしとも存せず。

田安君の解職後、更に一橋君を後見職となさんは何との御懸念は、其理なきにあらざと雖も、今は天下多事の秋にして、特に勅使御差遣の上の勅命に、快よく奉行せられんこそ、公武一和の道なれ、人心歸服の策なれ、國家治平の基此に在る。

越前君は御家門にして、大老職に任ずるを得ずんば、宜しく政事總裁職として、大老同様の権限を與へらるべし、亦た人心一和、國內靜謐の道に在る。

との旨を説き、更に

「毛利大膳大夫は將軍家の御上洛を勸め奉つると雖も、是れ敢て急事にあらず、寧ろ越前を起たして、上洛せしむるに若かず。」

と論じて、毛利大膳大夫の召還を勸む。公武合體の事は、薩長俱に同見に出づるも、其實行の手段として、長は將軍の上洛を第

一とし、薩は之れを第二に置く、是れ其意見の分るところ。

一五二 勅使の登營（下）

勅使二たび登營すれども、局面尙ほ未だ展開せず。

十七日、重徳使を馳せて久光を招き、明日登營の件に關して協議する所あり、密談夜に入る。

○勅使の三 次登營

十八日、勅使三たび登營し、安宅、勝靜の二人に對面して、復たも速かに勅命を遵奉すべき旨を促がす。左れども慶喜を以て後見職となすの件は、種々に陳謝して應せず、此日も亦た要領を得ず。

二十五日、安宅、勝靜の二人、傳奏屋敷に到り、勅使に對面して、又も前日の事を談ず。

二十七日、二人重ねて傳奏屋敷に到り、勅命に關して百方論辯する所あり、兎も角も二十九日を以て決答するに決す。

幕府幸ひに奉行すれば好し、若し辭を熟考に藉りて確答せずんば、天威爲めに地を掃は

○大原勅使
死を決して
登營す

ん、久光深く心を苦め、屢々侍臣を傳奏屋敷に遣はして、謀議を凝らす、重徳亦た堅く決する所あり、二十九日、

「我れ大切の御使を承はりて、關東に下り、一も敵旨を貫徹せずんば、復た何の顔ありてか人に對せん、今日の登營は特に大事なり、確たる返答を得ずんば、復た生きて歸館せじ。」

と思ひ極め、重要な書類を燒棄し、雜掌堀内典膳を召して後事を託し、午の刻過ぐる頃薩藩の士吉井中助、野津七左衛門以下を隨へて登營す、威儀特に儼然たり。

丈夫一たび死を決すれば、復た何を怖れん、重徳黒木書院に於て、又々安宅、勝靜の二人及び松平肥後守容保等に對面して論談し、飽までも彼れを説破せざれば止まざらんとす。

談局未だ結ばず、既に黄昏に及ぶ、幕府二汁七菜の料理を以て饗應せんとせしも、重徳辭して受けず。

引續きて尙ほも反覆辯論すること多時、安宅等終に聖策第三項を奉行する旨を答へ、七月朔日を以て奉答するに決して、始めて局を終る。

○幕府聖策
の第三項を
奉行するに
決す

七月朔日は、幕府奉答の日なり、溜間詰諸侯、譜代諸侯、高家、奏者番及び其嫡子の面皆登城す。

此日巳の上刻、勅使五たび登營し、白木書院に於て將軍家茂に對顔す。

家茂親しく勅命を奉じて、徳川慶喜を後見職、松平春嶽を政治總裁職となすべき旨を答へ、起ちて次の室の敷居際に到り、列座の諸侯に調を賜うて奥に入り、勅使には酒饌を饗す、暴風一過、天空復蒼々たるの觀あり。

越えて六日、家茂特に安宅を使者として、慶喜の許に遣はし、

徳川 刑部 卿殿

「右思召を以て再相續仰出され、一橋領十萬石之を進ぜらる。」

との旨を傳ふ、慶喜直に登營して恩を謝すれば、家茂特に座所に召し、

「今度敵慮を以て仰遣はされぬに付、後見之を仰付けらる。」

との上意を賜ひ、越えて九日、越前々中將春嶽を座所に召して、同じく

「敵慮を以て仰遣はされぬに付、御政事總裁職之を仰付けらる。」

との上意を賜ふ、此の如きの辭令は實に古來未だ曾て有らざるところ。

勅使の登營

○古來未曾
有の辭令

京都の干渉是に於てか始めて行はれ、幕府の權威是れより將さに衰頽せんとす。

一五三 傳奏屋敷の談判

勅使大原左衛門督重徳既に使命を達したりと雖も、尙ほ留まりて江戸に在り、十七日を期して、一橋刑部卿慶喜、越前前中將春嶽の二人を招く。

二人乃ち閣老脇坂中務大輔安宅、板倉周防守勝靜と與に往訪するに決す。

期に至り、慶喜將さに駕を命じて門を出でんとす、會し重徳より使者あり、所勞の故を以て來訪を辭す。

二十日は重徳の登營すべき日なり、又

「今日は登城仕つらす。」

との旨を通じ、且つ

「是れまで段々申入れたる處、更に御遵奉之れなくは間、早速歸京言上致すべくは。」

との意を致す、慶喜其何の故たるを解せず、二十二日、執事を傳奏屋敷に遣はして、春嶽と連署の書面を贈り、

「勅説の趣は、公邊に於ても疾くに御遵奉に相成りぬへること、今更申すまでもははず、其餘の事は我等恥と承知仕つらす、定めて御自分の御了簡御申入れの事にもははんか、其仔細伺ひたし。」

と質問すれば、重徳

「然らば明日御面談申さん、是れへ御入りあるべし。」

と答ふ、慶喜重ねて

「傳奏屋敷は勅使の御馳走所にして、談判所にはははず、政務に關する事ならば、御登城の上に仕つらん。」

との旨を通ずれば、重徳

「當屋敷にても苦しからず、但し御兩所のみ御入りあるべし、閣老方の列席は相成らず。」

と答ふ、是に於て慶喜、春嶽の二人、二十三日を以て傳奏屋敷に到り、重徳に對面して、

「公邊に於ては既に勅説の趣を奉行仕つりぬはずや、何事を指して未だ遵奉せずと仰せられぬや。」

と質せば、重徳

傳奏屋敷の談判

○勅使幕府
の猛断に出
でざるを詰
る

幕府五解史上篇

四八二

「酒井若狭守は所司代を差免されたるに、今以て京都を引拂はざるは如何、後任者松平伯耆守は其人物然るべからざるに、今に轉除せられざるは如何、特に御兩所御就職の上からは、大號令をも出さるべきに、今に何たる事なきは如何、斯かる有様にては何の益ともあらず、此儀速かに歸京の上、言上せんと存するなり。」

と答ふ、慶喜

「若狭守に對しては既に引拂ひの儀を達しあり、今頃は早や引拂ひ居りべし、所司代の後任に就ては、差向き他に適任の人物とても見當らず、自然御心當りもゆや。」

と問へば、重徳默然たること少時、頓て

「イヤ差當り我等にも心當りあらず。」

と答ふ、慶喜重ねて

「然らば尙又篤と御存寄りをも伺ひはん、大號令の事に至りては、何を申すも天下の大事にゆ、左様に容易に出来べき事にはははらず、若し容易に出来はんには、何も遣るべく、勅使の御下向にも及びぬまじ。」

と答ふれば、重徳語塞がりて復た言はず、用談是れにて終れば、重徳

「島津三郎御目通り仕つらせても然るべきや。」

と問ふ、慶喜

「御用談相濟む上からは、何人の罷り出づるも苦しからず、尙更議論の儀ならば、何なりとも承はりて、天下の公論正議を盡しはん。」

と答ふれば、島津三郎久光頓て出で來りて下段に坐す、慶喜

「苦しからず、是れへ。」

と聲を掛くれど、久光謙退して席を進めず、徐かに色代して後ち、世態の變遷、政事の得失を談すれども、亦た多くを語らず。

是れより閑談少時にして、二人俱に辭し去る。

一五四 長州侯の入京 (上)

島津三郎久光の關東に於て周旋せるの間、毛利大膳大夫慶親は京都に於て活動するの機を得たり。

慶親は豫てより永井雅樂の意見を容れて、公武合體の爲めに力を盡し、此見地を以て京

長州侯の入京

四八三

都にも上書し、幕府にも建言し、近日に至りては、更に將軍の上洛を勸めて、朝幕の意志を疏通せんことを計る。

將軍家茂深く其誠意を嘉みし、六月朔日、例に依りて登城するや、先づ諸侯に調を賜ひたる後、特に慶親を座所に召し、茵を下りて慇懃に謝意を述べ、

松平大膳大夫

「昨年來申聞けらるゝ趣、満足致は、尙此先氣付の筋之あるに於ては、遠慮なく申聞けらるべし。」

との書付を賜ふ、此破格の待遇を蒙むれる慶親の感謝言ふばかりなし。

尋で越前前中將春嶽の詰所に招かれて、俱に天下の事を談じ、其意見益々融和するに至る。

會々中山大納言忠能より家老浦鞠負を召して與へたる書付、江戸に達す、中に永井雅樂の建白に關して、

「右建白中、朝廷の御處置、聊か諂詞に似寄り儀も之あり、御残念に在らせられんへ共、是等は主人上京の上、委細に御辯解在らせらるべく也。」

○毛利大膳
大夫慶親破
格の待遇を
蒙むる

○毛利大膳
大夫慶親朝
廷の一詰を
蒙る

との一節あり、慶親大に驚きて急に旅装を調へ、歸路は中仙道を取るの例に依り、六月六日を以て倉皇江戸を發す、其前日特に藩士に對し、

「當今内憂外患切迫に付、我等存意の趣、昨年以來幕府へ申立儀處、今般右建白の旨趣御取用ひ相成り、過る朔日登城の節、我等誠意の程御満足思召さるゝ旨、御直に仰出され、猶速に御上洛、萬事御誠實の思召、御直に仰上げられ、從來の弊風御一洗

御武威御振張、皇國を世界第一等の強國と成されん御偉業を立てさせられたしとの思召の旨、委細別紙御書付の通り仰出され、誠に以て難有き御事に、我等建白の旨趣も、全く右仰出されの外に出で儀は之なく也、此往御上洛の上、公武の御間御合一

一に成らせられ、御偉業の基本相立ちんは、國是御確定に相成るべく、就ては我等國政も、幕府へ建白の旨趣に基き、上下一心に相成り、群議を取捨し、誠實に取行ひ、

儉安忌戰の俗情を一洗し、武備強々充實せしめ、開鎖和戰は國是御確定の旨に従ひ、

上宸襟を安んじ奉り、御偉業の裨補とも相成る様致度は、此旨厚く相心得べきもの也。」

との書面を發して、其方針を示す、一意公武の爲めに盡さんとするを見るべし。

然るに勅使着府の前日を以て、途を異にして出發せるの一事は、痛く久光の感觸を害したるのみならず、京都に於ても亦た意外の嫌疑を蒙り、中にも曇華院の家司結城筑後守秀伴、村井修理少進正禮の二人は、連署の意見書を上つりて、
 「勅使東下に就ては、島津三郎と與に周旋すべき内勅を拜しながら、其著府をも待たず多人數を率ゐるて上京するは、不審に洵。
 公武合體に就て周旋する所、亦た三郎と表裏同じからず、單に關東の威光のみを主張して、朝廷を顧みず、従前の幕議を助けて、御國體を定めんと欲し、内勅を奉じて周旋せず、閣老と謀りて上京すること、全く朝廷を蔑如するの振舞に洵。
 謗辭辯解の爲めに上京すると言ふは信すべからず、大樹の上洛を口實として、叙感^{たご}を動かし奉つらんと圖るやも測るべからず、勅使歸京奏聞の上までば、何事も其意見を御採用あるべからず洵。」
 との旨を陳す、朝廷亦た多少の疑ひなきにあらす。
 慶親既に京都に入れども、其形勢の非なるを見て、病と稱して出でず。

一五五 長州侯の入京 (中)

當時朝廷の意見は鎖國攘夷に在りて、幕府の意見は開國通商に在り。
 薩長二藩は俱に公武合體を計ると雖も、長は専ら開國佐幕を唱へ、薩は單に尊王佐幕を唱へて、開鎖は内政整頓の後に決せんとす。
 左れば朝廷に於ては偏に薩州に信頼せらるゝに反して、長州に憚焉たる所あるは固より其處。
 特に過激の公卿、諸藩の處士の、薩州の尊王佐幕をさへ手緩るしとして、勤王倒幕を主張するものに至りては、慶親の勅使出府前に出發せしを非として、違勅に問はんと意氣捲くものさへあり。
 左なきだに永井雅樂の開國論を喜ばざる長藩の諸士は、世子長門守定廣を擁して、尊王攘夷の説を鼓舞す、是に至りて愈々藩論を一定せざるべからざるの必要を感じ、七月六日、家老浦朝負、毛利伊勢、毛利筑前以下一座に會同して密議を凝らし、將來薩州と協力して、公武の間に斡旋するに決す。

○長州侯父子意見を異にする

○薩長表面
上の融和

幕府瓦解史上篇

是に於て周布政之助、中村九郎兵衛、桂小五郎の三士は、薩藩の士藤井良節を介して、本田彌右衛門と懇談する所あり、表面のみは兎も角も相融和す。是れより以來政之助、九郎兵衛、小五郎の三士、四方應接の衝に當り、縉紳公卿の間に奔走して、頻りに慶親の他志なきを辯す。

諸卿其意志を諒して、慶親の嫌疑漸く霽る、三士乃ち七月八日を以て、密に「大膳大夫儀上著後、今以て所勞にて引籠り居る處、所勞一通りにも之なく、内實は心中恐縮罷、在り次第之あり、旅中より家老一人指越し、過る二日申上げの趣に付、何とか御沙汰も在らせらるべきや、最前御書取を以て仰聞けられ置は通り、御懸念御辯解罷成はば、難有き仕合に存じ奉り、右御辯解一條相濟みの上を以て、先般勅使御東下に付、大膳大夫へ御内沙汰の旨を早速御請け申上げ、丹誠を抽んで様仕度く存じ奉りぬ。」

との書面及び「先般長門守へ大膳大夫深意に隨ひ、周旋仕は様にと仰聞けられぬ節、暫く御猶豫懸ひ置かれ、大膳大夫へ申越しぬ處、重大の事件、各地懸隔、意味齟齬仕はは相濟

○長州侯の
辯解

長州侯の入京

まずに付、一先づ御断り仕は様、大膳大夫より申越しに付、其段申上置は、然る處此度父子一同鞏下に罷在り、尤も長門守は追て關東へ罷下りぬ筈に共、其内申談じ、周旋仕度く、此段聞召し置下さるべくぬ。」との書面を正親町三條大納言實愛の許に呈して、其内意を伺ひ、越えて十二日、家老毛利筑前より改めて此二通の書面を傳奏に呈す。其翌十三日、更に毛利伊勢を實愛の邸に遣はして、曩に永井雅樂の呈したる建白書を申請ひ、書中諉辭に似たる廉に對して、辯解の書を呈す。朝廷始めて氷解せられ、十六日、慶親を學習院に召し、中山大納言忠能、正親町三條大納言實愛、坊城大納言俊克、野宮宰相定功の四人列座の上にて延見す。慶親先づ天機を伺ひ奉つり、其れより其建言の叡聞に達したる御禮、嫡子長門守定廣に對して御内命を賜はりたる御禮、并に御懸念御氷解の御禮を述べれば、「永井雅樂申出でぬ書取の内、諉詞似寄の儀一件、委細演説に及びぬ通りの叡慮に在らせられ、右思召の御旨趣伺取方相違の段は、元より御遠察御氷解の御事にて、御遺念在らせられぬ間、以來とても懸念なき様との御沙汰あらせられぬ事。」

長州侯の入京

○長州侯に對する朝廷の疑雲

幕府瓦解史上篇

四九〇

との書面并に勅使を以て關東へ下されたる留慮貫徹するやう周旋すべき旨の書面、長門守も亦た周旋すべき旨の書面、都合三通を下附せられて、慶親の身上を掩へる疑雲、此に全く霽る。

一五六 長州侯の入京 (下)

慶親今は活動すべきの機に達したり、是時に際して緊要なるは、先づ朝意の在る所を知るに在り。

慶親乃ち曩に幕府に下し賜へる三ヶ條の聖策に對して、四ヶ條の伺書を呈し、二十三日、附箋を以て一々指令あり、其要旨は、

- 一、聖策第一條の大樹上洛の事は、勅使の著府に先だちて、彼れより言上あり、第三條の後見職、政事總裁職は幕府之れを奉行するに決す。
- 一、此二事を遵奉する上は、第二條の五大老設置の件は之れを見合はす。
- 一、大膳大夫は大樹よりも依頼を受くるもの、宜しく公武を調和して、教旨を貫徹せんことを力むべし。

○長州侯は滞京し世子は東下す

と言ふに在り、尋で二十七日、議奏、傳奏を以て、慶親父子の内、一人は滞京し、一人は出府すべきの命あり、因りて其翌二十八日、慶親は滞在し、定廣の出府すべき旨を答へ奉つる。

八月二日、定廣を學習院に召されて、議奏、傳奏より、

「戊午以來、官武降黜幽閉の輩、追々再出に相成る處、地下の輩に於ては、今以て其儘の分も之ありの間、早々赦免之あるべき様思召し、三條入道内府儀は忠魂を慰めさせられ、右大臣を贈られに付ては、水戸前中納言に於ても出格の儀を以て、大納言を贈られ度く思召し、且つ往年來、長岡驛等に於て横死し者共始め、其餘安島帶刀、鶴飼吉左衛門以下諸國の士、關東に於て死罪且つ牢死致し者、又は流罪幽閉等にて死亡し者、或は櫻田、東禪寺又は坂下一件其餘國事に死を遂げし輩、近くは伏見一舉等に於て死失致し者共も、靈魂招集、禮を以て收葬、子孫をして祭祀せしめ様遊ばされ度く、尤も現存の者共は夫々舊の如く相復し様との留慮に在らせられの間、存亡に拘はらず、是等に預りし輩は、姓名は勿論、其向々取調べ、洩れざる様早々申上ぐべく、其上前條の趣御處置在らせられ度く思召し事。」

長州侯の入京

四九一

との勅諭并に

「水戸前中納言國家の爲めに忠節盡力卓越の段、深く歡感に付、大納言を贈られ儀、尙又當中納言も其遺志を繼ぎ、國家の爲めに丹誠を抽んずべきの段、幕府より申渡され様、遊ばされ度く思召事。」

との別紙を下し賤ひ、關東に下りて周旋せんことを命ぜらる。

慶親是に於て又々朝旨を拜承し置くべき必要を感じ、此日、

一、下田條約は御不本意ながら、御許容あらせらるべきも、假條約は破却せらるべき歎斷にたまじきや。

一、右の條約に關與せる有司は、御處置あるべき歎旨にたまじきや。

一、水戸、尾張は勿論、正義を以て罪禍に陥れる諸浪士に對して、赦令を下さるべき歎慮にたまじきや。

一、假條約破却に決せば、舉國決戰の覺悟あるべきこと勿論にして、固く防禦の處置相整ふべき朝旨にたまじきや。

等の件々を伺ひ出づ、前に公武合體論なりし慶親、今は純然たる尊王攘夷論となり、前

○長州侯父子の意見一致し舉藩同一の方針を執る

に父子不一致なりし長藩、今は舉藩同一の方針を執つて進むに決す、是れ有司には周布政之助、中村九郎兵衛、桂小五郎、志士には久坂義助、寺島忠三郎、入江九一等の周旋最も與つて力ありしなり。

諸藩の志士、是れより心を長藩に屬するに至る。

一五七 堀次郎の幕譴

幕府の勅旨を奉じて、一橋、越前の二侯を登用するや、島津三郎久光

「今こそ我が意見を建言すべき時節到來しつれ。」

と思惟し、七月七日、一篇の建白書を閣老板倉周防守勝靜の許に呈して、六月朔日に於ける政事變革の台旨を贊し、且つ

「是まで御威光とか申しはて、善惡の御構なく御壓服の御手段は、恐れながら近來の御弊政にて、彌々人氣激發の基と存じ奉りし間、右等の御氣味御一洗、寛永以往の御政事に復させられ、公武御合體の大基本立てさせられ上、義理上より生じし眞實の御威光在らせられ度く、偏に懇願奉りし。」

との旨を勸説す、久光は諸侯にあらす、唯薩州侯の一族に過ぎざるに、其言論自から威力あり、公武の間に周旋して、言聽かれ、策行はるよもの、亦た以て誇負するに足るものあらん。

○脇坂閣老の憤激

○堀次郎後に伊知地貞馨と改む薩藩の文學なり

然れども諸閣老は心に久光を憚ばす、特に七月二十三日、大原勅使の一橋、越前の二侯を傳奏屋敷に招きたる際、閣老の列席を拒みて、久光の參會を許せるの一事は、著るしく其感情を害し、脇坂中務大輔安宅の如きは、「斯くては老中の職に在るも、何の甲斐なし。」と憤り、終に斷然處決せんとまで意氣捲くに至る。

當時久光の參謀として其欄機に參與せるものは、留守居役堀次郎なり、世上往々「薩州今回の經畫は盡く次郎の建策に出づ、其奸謀長州の永井雅樂にも過ぐ。」と稱する程なれば、閣老の久光を憚ばざるものは、轉じて次郎を憎み、之れを斥けて久光の羽翼を殺がんと欲す。

薩藩にも次郎を忌むものあり、密に其罪狀を幕府に報す。閣老奇貨居くべしとなし、八月三日、大目付を薩州の藩邸に遣はして、

松平修理大夫家來
元小納戸留守居役

堀次郎

「右は京師に於て浪人を騒ぎ立てさせ、其外公邊に對して不届の所業之あり、屹度御沙汰も之あるべき處、格別の譯を以て、修理大夫手限り嚴重取計ひ申付くべく、之を仰渡さる。」

との書付を交附す、久光其理由を伺ひ出づれば、五ヶ條の罪狀を示す。

久光今は争ふこと能はず、即日本國に下すべき旨を答ふ。

越えて五日、薩州の家老島津登、安宅の邸に到る、安宅、次郎の尙ほ薩邸に在るを知りて、

「一昨日、國元へ差遣はせる趣を申聞けながら、今以て其儘に致し居る由、彌と遅々するに於ては、次郎を呼出して吟味を遂ぐべし、其旨屹度相心得、早々取計ふべし。」との嚴命を下したれば、其翌六日、次郎姓名を牧野奎介と變じて、江戸を發す、當時「若し三郎にして承知せざる時は、如何すべきや。」

堀次郎の幕誼

○世人脇坂
閣老の雄斷
を稱す

幕府瓦解史上篇

とは、閣老の密に痛心せるところ、其承諾するに及んで、始めて意を安んず。
世人此内情を知らず、皆脇坂閣老の雄斷を稱す。

一五八 濱御殿の饗宴

勅使大原左衛門督重徳の著府以來、既に二ヶ月を過ぐ、幕府の施設見るべきものなきも、
施政の革新期すべきものなきにあらず、島津三郎久光亦た堀次郎の事ありてより、漸く
歸京の心動く、重徳乃ち不日を以て出發するに決し、八月三日、一橋刑部卿慶喜に
黒髪を三たび握りしふる事を
日々新たに思ひ出よ君

との和歌を贈りて、吐哺握髮、國政に精勵せんことを勧め、越えて九日、首途の式を行
ふ。

○大原勅使
を濱御殿に
饗す

此月十六日、幕府特に重徳を濱御殿に招きて、慰勞の宴を開き、越前前中將春嶽、
林大學頭燁以下の諸員來りて、接伴の勞を執る。
重徳、春嶽を別室に招き、首を鳩めて密に正名除奸、尊王攘夷の大道を説き、且つ今秋

を期して必ず上京せんことを勧め、反覆談論、巳の刻より申の刻に至る、他の接伴員
以下氣は倦み、腹は空きて、空しく欠伸を嘯みぬむること幾十回。
密談漸く終れば、杯盤漸く出づ、時は中秋後一日、昨日の雲は名残もなく霽れて、今日
の天は又なく澄みまざる。

西臆に夕日を送りて、東欄に夜月を迎ふ、浩蕩の水は、清輝を疊みて、激澗の浪は、金
綾を織る、秋宵の一刻、亦た千金よりも優る。
賓主酒を把つて傾ければ、春は自から觥底より湧く、重徳快然として先づ

打寄する池のさどなみ千代敷に
治まる御代を祝ふ今日哉

との一首を詠じて、昭代を祝し、更に
高殿の餌にかよりし魚ならで
直ぐなる針に得たる君かな

との一首を賦して、春嶽の登用を祝し、尋で
竹芝の濱の景色も詠めよと

濱御殿の饗宴

けふ十六夜の月の宮人

との一首を口吟めば、春嶽亦た

武藏野の尾花が波もかきわけて

我はくまなき十六夜の月

と謠ひて、之れに和す、興趣油然として、復た秋氣の天地に満つるを知らず、酒間時事を談ずるものあれば、重徳

「先づ〜。」

と制して、巧みに話頭を轉ずるところ、流石に漂零多年、酸いも、甘いも、噛み分けたるものならでは出来がたき輕妙、曩日談判の席上、揚足取りの名人として、

「大原殿との應接は、夷人との談判よりも六づかし。」

と評せられし勅使其人とは、殆ど別人の觀あり、燦はベルリ響應の席上、儼然として儀容を崩さざりし人、此體を見て密に、

「其舉動暫間の如し、勅使の振舞とも見えす。」

と評して、苦笑するに至る、左れども禮に始まりて、敢て亂に終らず、和氣洋々の間に

○勅使の坐持暫間の如し

宴を撤す。

十八日、重徳告別として登城し、將軍家茂に對顔し、愈よ二十一日を以て、久光と與に出發せんとす。

時に毛利長門守定廣、京都より來りて品川の旅館に在り、使者を以て明日參候すべき旨を通じ來る。

一五九 長州世子の出府

長州の世子毛利長門守定廣、八月三日、勅書を奉じて伏見を發し、途を東海道に取りて、江戸に下る。

大膳大夫慶親世子の壯年にして重任を受くるを慮り、従前の諸臣の外、更に兒玉總兵衛、兼重讓藏、小川市右衛門、山田亦介、桂小五郎等をして隨從せしめ、尙ほ書を在府の清末侯毛利識岐守元純に贈りて、世子を輔佐せんとを囑す、元純は長州の支藩なり。會よ勅使大原左衛門督重徳及び島津三郎久光の二十一日を以て、江戸を發するを聞き、程を兼ね、行を急ぎ、十八日を以て、品川に著し、直に使者を辰の口の傳奏屋敷并に高

○長州世子江戸に著す

長州世子の出府

○勅使も島津久光も長州世子に面會せず

輪の藩邸に遣はして、明日訪問すべき旨を報ず。

然るに重徳故障ありと稱して、其來訪を拒む、桂小五郎特に重徳に謁して請ふ所あれども、尙ほ許さず。

久光亦た此夜大久保市藏に命じ、書を定廣の家臣來島又兵衛に贈らしめて、

「明日、一橋公の御屋敷に参候は様、俄かに御沙汰之あり、長門守殿と御面會の儀は御斷り成されぬ。」

との旨を通ず、定廣是非共其出發前に一會見を遂げんと欲し、重ねて使者を遣はして、明朝一橋邸訪問前に往訪すべき旨を通ず。

十九日の朝に至りて、薩邸の使者、定廣の品川の旅館に來り、

「最早一橋邸の邸に参候は、今日の御來訪は御無用にぬ。」

との旨を通ずれば、定廣止むを得ず、其訪問を見合はせ、申の刻を以て、櫻田の本邸に入る。

去るにても勅使と曰ひ、久光と曰ひ、何故に定廣の訪問を拒みたるぞ、長藩の諸士、「三郎殿に於ては、其出府の前日、大殿の中仙道より御上京ありしを立腹せられしとも

承はれば、或は其等の事を根に持たるとにてもあらんか、勅使に於ては何の御不興ありて、御對面相成らざる儀ぞ。」

と思惟して、密に其事情を探れば、意外なる理由の其間に伏在するあり、定廣の奉持せる勅書中に、

「近くは伏見一舉等にて死失を致しし者共、靈魂招集、禮を以て收葬云々」

との一節あり、久光は浪士鎮撫の勅命を蒙むりたればこそ、其藩士の浪士に通謀せるものを、伏見寺田屋に於て討取りたるなれ、是が爲めには朝廷よりも、幕府よりも褒賞をさへ受け居れるに、今更其殺害せられたるものを、忠誠の士として禮葬せられんか、之れを殺害せしめたるものは、却て措置を失したるの妄舉とならん、左なきだに堀次郎の事ありて、聊か鼻梁を拉がれたる久光、更に藩士禮葬の事ありては、一層其面目を失せんこと言ふまでもなし。

久光の不平全く此點に在ることは、薩藩の士藤井良節の桂小五郎に語るところ、及び中山忠左衛門の口氣に徴して疑ふべくもあらず。

久光の來訪を拒めるは此點に在り、重徳の對面を避くるも、亦た久光に同情するに在り。

一六〇 勅書の改削

勅使も會はず、薩州も亦た逢はず、之れに對して如何に處すべきかは、長州の苦慮するところ。
長州の苦慮も苦慮なれども、更に此れよりも苦慮せるは、勅使大原左衛門督重徳其人なり。

○大原勅使
勅書を改削す

「薩州の不平等も去ることながら、此儘捨て置きては、長州も亦た憤激せん、薩長は朝廷の股肱なるに、互に反目嫉視するに至らば、朝廷の御大事なり、我れの京都出發に臨みて、岩倉侍従の「薩長は國家の柱石なり」と言へ、恰も兩虎の相對するが如し、一旦感情を損する時は、互に爪牙を磨ぐに至らん、兩藩早や既に反目の兆あり、關東下向の後は、心して能く調停せられよ」と言ひしは此處なり、恐れ多きこととは言へ、國家の大事には換へがたし、勅使中伏見の一節を除かんに若かじ。」
と思ひ極め、十九日、桂小五郎を招きて、
「此度京都より勅使御取換へ相成るべき旨御沙汰あり、前の勅使を差し出さるべし。」

との旨を告ぐ、小五郎

「寡君大膳大夫其爲めに京都に召、若し勅使を御取換へあるに於ては、先づ大膳大夫より長門守に申越すべき順序に召はん、唯勅使にのみ御沙汰ありて、大膳大夫に御沙汰なきは其意を得ず。」

との旨を答へ、還りて其旨を報ず、定廣諸臣を面前に召して、擬議深更に及ぶ、諸士
「若し勅使の專斷を以て、勅使を改削せらるゝ様の事ありては、御當家の御落度のみならず、恐れながら朝廷の御威光にも拘り召はん、御病氣を仰立てられて、暫時御引籠あらせられ、其間に京都へ聞き合はせ玉はんこそ然るべけれ。」
と言ふもの多し、左れども志士赦免の事に就ては、幕府に於ても密に調査せりとの説あり。

「若し此方より勅使を御差出し相成らざる以前、幕府に於て其内の一事にても實行する時は、折角御盡力の効薄きに似たり、伏見の事は唯勅使の一節に止まりて、大體には何の動きも召はず、御當家の御落度とならざるやう、勅使に於て御請合ひ相成らば速かに御請けありて然るべし。」

と言ふに決し、二十日朝、小幡彦七を傳奏屋敷に遣はして、其旨を申せば、重徳

「其儀道理なり、重徳屹と請合ひ申さん。」

と答ふ、彦七乃ち還り來りて其由を報ず。

是に於て此日辰の刻過ぎ、定廣自から傳奏屋敷に到りて、重徳に對面し、前の勅書を選

して、更に別の勅書を受け、一旦藩邸に歸りて後ち、復た久光を高輪の別邸に訪ふ。

久光今は心漸く釋けて、出でて對面す、左れども其器度にあらざればとて、細大の事

を談せず。

此問題は是れにて解決せり、左れども薩長の反目依然として釋けず、重徳亦た是が爲め

に痛く尊攘黨の排斥を受くるに至りしこそ是非なけれ。

一六一 島津久光の意見

島津三郎久光の歸期決定するや、一橋刑部卿慶喜其意見を聽かんと欲して、特に久光を招く。

十九日、久光一橋邸に到れば、越前前中將春嶽先づ在り、慶喜座を與へて、

○薩長の反目依然たり

○島津久光二十三項の意見を提出す

「此間、傳奏屋敷に於て對面の節は、委曲意見を叩くを得ざりしこそ遺憾なれ、出發不日に在りと承はれば、重ねて對面の機を得がたし、今日は平生の存慮残さず申聞けらるべし。」

と會釋すれば、久光懇懇に禮を施して、

「公邊に於て勅命御奉行の上からは、越前殿御上京、國是の存する所を仰上げらるゝ

様との御内命に、此程より屢々言上仕つると雖も、未だ御氷解あらせられざるに

似たり、此儀は公武御合體の上に取りて肝要の儀に、是非に御請けあるべし。」

と述べ、手控書を以て二十三項の意見を提起す、即ち

- 一、越前殿上洛、閣老一人同伴の事。
- 一、一橋、越前兩侯御登庸の上は、閣中一和あるべき事。
- 一、大赦の勅命を奉行せらるべき事。
- 一、京都所司代を更任せられたき事。
- 一、公武の間名義の不相當なるものを變革せられたき事。
- 一、將軍御一代に一度御上洛の事。

島津久光の意見

○酒若とは
酒井若狭守
忠義の事
○安對とは
安藤對馬守
信睦の事

- 諸書付類認め振りの事。
- 勅使御會釋向其他の事。
- 一、和宮様御會釋向を手厚くする事。
- 一、和宮様御心願の御事あるに付、來春には是非御上洛あらせられたき事。
- 一、朝廷御續料十萬石程御増加の事。
- 公卿中忠誠の方は少しづつ同斷。
- 一、水戸前黄門殿贈官 仰出されたき事。
- 一、故掃部頭罪科吃と御糺しの事。
- 一、酒若隱居慎みの事。
- 間部も同斷、隨從の面々も同斷。
- 一、安對は今一際重く仰付られたく、隨從の面々も吃と御咎めの事。
- 但御讓位云々の御事、實事の様承知に付右の通り。
- 一、九條家も隱居慎み仰出されたき事。
- 隨從の公卿家臣も武家に准ず。

- 一、外夷御處置は、御内政大概御治定の上ならでは宜しからざる事。
- 一、諸侯の参觀従前の通りにては、海防全備致しがたきに付、遠近に應じて年數差別之ありたき事。
- 此儀相成りがたき時は、妻子國許へ引取りたき事。
- 一、諸手傳等入費相掛りぬ儀は、以來御廢止の事。
- 但天朝の御修覆等は別段の事。
- 一、海防の儀は、諸侯一統へ年限を定めて全備せしめ、不行届のものは、嚴科に處せられたき事。
- 但参觀の件改正の上にての事。
- 一、大阪、兵庫、堺等警備の事。
- 一、京師警衛は大藩四五頭へ仰付られ、是迄の彦根等は御免の事。
- 一、老中の宅に於て外國人應接は無用の事。
- 十萬石以上三十萬石以下の外藩四人、譜代四人に外政を委ぬる事。
- 一、外夷の御處置定まるまでは、成る可く登城御見合せの事。

島津久光の意見

江戸滞留の儀も同断。

一、近衛關白永く在職之なきに付、後任は鷹司前右府へ仰出されたき事。の件々にして、多くは幕府の是認する所となる、壬戌の改革概ねこれに基づく。久光諸事全く済みて、愈々歸途に就く、圖らざりき其途中忽ち一變事を醸出せんとは。

一六二 生麥の椿事(上)

八月二十一日、島津三郎久光江戸を發して、東海道より京都に向ふ。

其前一日、神奈川奉行より在横濱の各國領事に對して、

「明日、島津三郎當所を通行すべし、薩州の武士は手荒に、必らず遊歩せらるべからず。」

との旨を通じ、尙ほ横濱の門番に對して、夷人の出門を禁すべき旨を命ず。

此日は日曜の休暇なり、英國の商人ミスチン、マーシャルなるもの、其妻の妹及び綿商クラークと與に川崎大師に遊樂せんと欲し、密に舟に乗じて横濱の關外に忍び出で、此處より馬を驅つて川崎に向ふ。

○生麥は神奈川縣橋樹郡生見尾村に在り
○英人島津久光の行列を犯す
○薩人怒つて英人を斬る

マーシャルの妻の妹先頭に在り、マーシャル之れに次ぎ、クラーク亦た其跡より續く進んで生麥に到れば、四五十人の武士路傍に跪坐す、久光既に此處に來り、輿を小休所に寄せて、小憩せるなり。

英人日本の風習を知らず、其儘久光の行列を切つて進まんとす。

一人の武士突と起ちて、眞先に進める婦人の馬を止む。

マーシャル其間に乗り越えて進む、忽ち輿中より大喝一聲、

「斬つて仕舞へ。」

と呼ばれば、四五人の武士バラ／＼と取り巻き、中の一人サツと刀を抜きさま、マーシャルの肩より腰に浴せ掛け、唯一刀の下に馬上より斬つて落す。

今一人クラークに斬り付けて、肩より腕に重傷を負はせ、尙ほも其足を斬り、馬をも傷つく。

マーシャルの妻の妹、驚いて逃げんとする時、忽ち髪より額に掛けて、一刀を受け、續いて後の腰にも一刀を受く、左れども傷皆淺し、一散に馬を驅つて、横濱に馳せ歸る途中落馬するもの二たび。

○英人の憤激

時に英國の軍艦七隻來りて横濱に泊す、此報を聞くと齊しく、憤然として上陸するもの二百人、各々小銃を携へて、久光を逐ふ。馳せて神奈川に到れば、久光の行列、臺の下を過ぎて、程ヶ谷に向ふ。英兵銃撃せんとすれども、領事固く制して許さず。久光程ヶ谷に達し、英兵の追撃するを聞きて、一戦せんと欲し、輿を停めて待つこと少時、其來らざるを見て又發し、此夜、戸塚に宿す。英人の憤激は極度に達せり、婦人の久光の輿中より指揮せりと證言するを聞きて、「然らば其責任は久光に在り、宜しく久光を出さんことを迫るべし。」と憤はるものあり。

「先づ琉球を取りて、薩摩を討たん。」と論ずるものあり。

「軍艦の此地に在ること幸ひなれ、宜しく進んで江戸を砲撃すべし。」と意氣捲くもあり、殺氣早や一座に滿つ、領事之れを制し、「江戸を砲撃せんことは、今日に限るべからず、急を上海に報すれば、他の軍艦亦た十

○島津久光の辯解

日にして達すべし、其來るを待つて開戦せんも、晚しとすべからず、先づ兎も角も日本政府に嚴談し、其回答如何を待ちて、和戦を決するを至當とす。」と説きて、百方之れが鎮撫に力む。

一六三 生麥の椿事(下)

生麥の變事あるや、神奈川奉行大に驚きて、其事實を調査せんと欲し、直に部下の吏員を久光の旅館に派して、糺す所あり、久光從者をして、「主人三郎今日生麥村に差掛りたる時、夷人三騎神奈川の方より馳せ來り、邦制を諍んぜざるにや、妄りに行列を侵して、主人の駕籠に近づかんとせり、折柄我藩を浪人せし足輕岡野新助と申すもの、舊主の行列を拜まんとて、窃かに此處に参り合はせ、此有様を見るより憤怒に堪へず、矢庭に躍り掛かりて、一騎を斬り倒し、他の二騎に深手を負はせて、其儘何れへか姿を韜まし、其所在相知れ申さず。」と答へしめ、尙ほ使者を江戸に發して、幕府に報ず。

勅使大原左衛門督重徳は久光より後くると一日、八月二十二日、江戸を發して、品

○鎌倉鷺谷
に大江藤人
季光の墓あり
即ち毛利
氏の祖なり

川に著す。
會よ生麥の變報あり、流言浮説頻りに起りて、其真相を知るに苦しむ、特に
「横濱の英人は、昨日の復讐として、勅使を要撃せんとす。」
との噂さへあれば、重徳萬一の變を慮かりて、其儘品川に留まる。
薩州の藩吏兵士を遣はして、勅使を護衛せしめんとす、重徳辭して許さず。
長州の世子毛利長門守定廣も亦た其翌二十三日、特に家臣小幡彦七を品川の旅館に遣は
して、勅使を存問せしめ、尙ほ波多野金吾をして壯士二十四人を率ゐて、勅使を警衛せ
しむ、重徳其好意を謝し、且つ
「貴藩の警衛を受けんことは、幕府への聞えもあり、又薩州の護衛を斷りし次第もあれ
ば、旁々辭謝せざるを得ず。」
と告げて之れを辭す、金吾強て請ふこと能はず、鎌倉に於ける先公の墓に詣づると稱し
て、其儘品川に留まる。
永井主水正尚志重徳の中仙道より歸京せんことを勸む、會よ久光より使者を以て告ぐる
所あり、矢張り東海道を経て歸京するに決す。

○島津久光
京都に入る

二十四日拂曉、重徳品川を發す、金吾壯士を率ゐて、鮫洲の路傍に候し、勅使の儀衛を
隔つること十餘間の後方より進み、神奈川、程ヶ谷、戸塚を経て、藤澤に達し、勅使と
同じ旅館に入る。
重徳特に清酒二樽、肴料三百疋を贈りて、其勞を慰す。
二十五日、重徳藤澤を發す、金吾前途復た憂ひなきを以て、路傍に躡蹠して、其行を送
り、即日、江戸に引還す。
久光箱根に留まること二二日、勅使と接觸を保ちつよ、五十三驛を通過し、閏八月八日
を以て、大津より伏見の藩邸に入らんとす、會よ近衛關白忠熈の使者來りて、入京を促
がすあり、久光乃ち直に京都に入り、忠熈の邸に到りて、關東の事情を報す。
生麥の事變は英人の最も憤慨する所、遂に國際上の談判となり、鹿兒島の砲撃となるに
至る。

一六四 土州侯の入京

是の時に方り、薩長の二藩京師を護る、土州侯山内土佐守豊範の兵を率ゐて伏見に到る
土州侯の入京

○土州人の奮起

や、亦た同じく守護を命ぜらる。是より先き土佐の藩論、二派に岐かる、士格以上のものは佐幕論を持し、士分以下の壯年及び郷士は勤王論を執る。

勤王黨の巨魁武市半平太、江戸に在るの日、長州の志士桂小五郎、久坂義助、高杉晋作薩州の志士岩下佐治右衛門、榊山三圓等と交を結ぶ。

文久元年の秋、皇妹降嫁の事、勅許せらるゝや、志士聞いて大に憤激し、

「是れ幕府の強請せし結果のみ、朝廷の御志にはあらず、宜しく皇妹の御輿を東海道薩埵峠に奪ひて、朝廷に還へし奉つるべし。」

と意氣捲く、半平太之れを不可として、

「幕府の心術憎むべしと雖も、朝議既に之れを許し給ふ、今に於て暴舉を事とせば、却て禍を招かん、寧ろ各々本國に歸りて、藩論を一定し、藩主を奉じて、京都に上り正々堂々、厳しく幕府に迫りて、尊攘の實功を顯はさんに若かず。」

と説けば、衆皆之れに従ひ、明年の春を期して、大に京都に會合するに決す。

是に於て半平太九月四日を以て、江戸を發し、土佐に歸り來りて、同志を糾合す、一日

參政吉田元吉を帶屋町の邸に訪ひて、薩長二藩の志士と盟約せしことを告げて、

「薩長の二藩將に勤王の義旗を擧げんとす、我藩争かて其下風に立つべきや、急に使者を二藩に遣はして、同盟せられんべ、此千載一遇の好機を失せば、山内家末代の瑕瑾にんはん。」

と説く、元吉は佐幕黨の首領なり、之れを聞きて冷笑しつゝ、

「扱は浪人共に愚弄せられしよな、折角頼みとせる公卿の如きは、何れも皆長袖涅齒の徒、何の役にか立ち得べき、特に御當家の幕府に於ける、固より島津、毛利の二家と同じからず、何ぞ妄りに之れと事を俱にすべけんや、況して二家の藩情とても、十分に信する能はざる今日をや。」

と答へて、敢て取り合はず、半平太奈何ともすべからず、窃に東西の郷士と謀り、又元吉の政策を喜ばざる守舊黨と結びて、時機を待つ。

文久二年三月十六日、島津和泉守久光の兵を率ゐて藩地を發するや、半平太聞きて奮起し、

「扱こそ薩州は愈々大事を擧ぐるに決しつれ、我藩争でか因循機を失すべき、大事を誤土州侯の入京

○土州の志士吉田參政を斃す

○土州侯の上京

○薩長土の三藩京都を護る

まるものは吉田參政なり、若かず之れを除きて藩論を一變せんには。」
 と決意し、寄り／＼同志の士と謀る、那須信吾、大石圓藏、安岡嘉助の三士、奮うて荆軻の任に當り、四月八日の夜、元吉の下城するを窺ひ、帶屋町に要撃して之れを僞す。勤王黨の勢焰、俄然として揚がり、藩情爲めに一變す、大目付小南五郎右衛門等土佐守豊範を奉じて入京するに決し、六月二十八日、土佐を發し、七月十二日、大阪に著す、會と豊範麻疹に罹り、靜養數日、二十四日を以て伏見に著す。
 傳奏坊城大納言俊克、豊範の家老山内下總を召して、京都を守護すべき旨の勅命を傳ふ、豊範乃ち兵を率ゐて京都に入り、妙心寺内大通院に館す。
 薩長土の三藩、既に王城を守護す、京都の威勢はれより頓に振ふ。
 諸藩の志士勢を得て跋扈跳梁し、或は公卿を脅かし、或は偵吏を屠り、又或は富豪を劫掠する等、横暴至らざるなく、所司代、町奉行は有れども無きが如く、京都の秩序爲めに解體せんとす。
 幕府是に於てか新に京都守護職を設け、會津侯松平肥後守容保を起たして、其任に充つ。

○幕府京都守護職を置かんとす

肥州起てり、肥州起てり、恪勤忠誠、其職と終始して渝らず、懈たらず、悲惨壯烈なる會津籠城の序幕、是よりぞ始まる。

幕府瓦解史 上篇終

幕府瓦解史 中篇

一 守護職の設置 (一)

物窮まれば又通じ、勢縮まれば又伸ぶ、幕府政を失して、民心東より西に嚮ひ、朝廷を得て、政柄下より上に復せんとす、時局刻一刻より旋轉し、大勢瞬一瞬より變化し來る。

時は文久二年、諸國志士の功名を念ひ、野心を蓄ふるもの、西より、東より、陸續京都に來り集まり、縉紳の間を歴訪して、過激の思想を注入し、同志の徒を糾合して、勤王の志氣を鼓舞す、處士の横議、今や其極に達す。

朝廷禍亂の不測に生ぜんことを慮れ、特に薩長土の三藩に命じて、京都を守護せしめ給ふ、所司代の威令復た行はれず、町奉行の職權亦た施すべからず。幕府今は空しく古制を墨守すべからず、後見職一橋刑部卿慶喜、閣老板倉周防守勝靜

守護職の設置

○三藩を制し浪士を鎮せん爲めに京都守護職を置く

水野和泉守忠精等之れに對する方策を議す。

「方今諸藩の京都に群集するもの少からず、就中薩長土の三藩各々兵士を率ゐて、京都を守護し、其勢關東を壓せんとす、浮浪過激の徒、縉紳公卿の間に出入して、暴論を唱へ、妄舉を企て、所司代、町奉行の力、之れを制すること能はず、京都の秩序も是が爲めに破壊せられ、關東の威嚴も是が爲めに失墜せんとす、之れを救ふの術たる、所司代の上に、京都守護職を置きて、一には皇城を守護し、二には洛中を警衛するより善きはなし、是れ關東の威嚴を保つ所以にして、朝廷を尊奉する所以の實、亦た此に在り。」

とは一同の意見、期せずして一致するところ。

「然らば何人を以て守護職に任すべきか、外藩は用ふべからず、譜代亦た用ふるに足らず、必ずや親藩にして、且つ雄藩ならざるべからず、此資格を有するもの、差當り越前と會津の外ありとも覺えず、然るに越前は既に政事總裁職たり、固より京都守護職たるべからず、其守護職たらんものは、會津を措きて其人あるべからず、會津は士卒勇武にして、兵備整頓し、特に肥後守は親藩中に重望あり、將軍家の御信任も亦た淺か

○白羽の矢會津侯松平肥後守容保に立つ

らず、宜しく肥後守を薦めて守護職となすべし。」

と言ふの意見亦た一致し、其旨を政事總裁職松平前中將春嶽に謀れば、春嶽亦た直に贊成の意を表し、將軍家茂の内意を伺うて、内部の議全く決す。

七月二十八日、春嶽先づ會津侯松平肥後守容保の家老横山主税を召して、具さに京都の形勢を談じ、且つ

「今日公武の御爲めに計るに、京都守護職を置くより急なるはなく、京都守護職たらんもの、肥後守殿の右に出づるはあらず、公邊の御爲め、京都の御爲め、是非に御受けあるやう、呉れども肥州に申聞ければ、此儀速かに御請けあらば、お上の御満足、我等の大慶此上もあらず。」

と反覆懇談し、情義兼ね到る、主税

「御慈命の趣、罷り歸りて、篤と肥後守に申聞ければん。」

と答へて、越前邸を辭し、急ぎ和田倉門内の藩邸に還り來る。

二 守護職の設置 (二)

守護職の設置

○保科正直
の室は徳川
家康の妹な
り

抑よ松平肥後守容保は信州高遠城主保科彈正忠正直の裔なり、正直の子正光、肥後守と稱す、子なし、徳川將軍秀忠の季子幸松を養うて嗣となす、之れを肥後守正之とす、寛文十三年、封を出羽國最上に移され、二十萬石を領す、二十年、更に陸奥國會津に移されて、二十三萬石を領し、外に南山五萬五千石の地を預かり、之れを處置すること封土の如し。
正之より八傳して容敬に至る、亦た肥後守と稱す、子なし、尾張の支藩美濃國高須城主松平攝津守義建の第六子銈之允を養うて嗣となし、配するに其女を以てす、之れを容保とす、實に尾張前中納言慶勝、攝津守義比の弟にして、桑名侯松平越中守定敬の兄なり。
萬延元年三月三日、大老井伊掃部頭直弼の難に遭ふや、將軍家茂大に水戸藩士の兇暴を怒り、急に溜間詰の諸侯を召して、諮詢する所あらんとす。
容保時に國に在り、三月下旬、召しに應じて江戸に出づれば、幕議既に尾張、紀伊の二藩に命じて、水戸の罪を問ふに決す、容保聞きて大に驚き、閣老久世大和守廣周、安藤對馬守信睦等に面して、其不可を諫め、

「水戸は三家の一にして、朝廷の信頼せらるる所、列藩の屬望する所に、若し兵力を以て之れに臨まば、終に天下の亂階たらんも亦た測るべからず、特に今回の事たる、彼の藩臣の脱藩せるものゝ所爲に係り、制馭緩慢の責は免かるゝ能はずと雖も、水戸自から手を下せるものとは、同年にして語るべからず、宜しく其實を精査して、適當の處置を施さるべし、輕舉事を誤らば、臍を噬むとも及ぶべからず、能く思慮せられんべし。」

と説けども、閣老等憚ばず。

「先きには勅書の奉還を拒み、今は天下の大老を斃す、其兇暴の罪恕すべきにあらず、且つ台慮既に決して、今更之れを翻へさんに由なし、貴殿之れを不可とせられなば、宜しく自身に言上せらるべし。」
と答へて、聽かず、容保今は俱に争ふも効なきを知り、復た言ふところなくして退く。
既にして將軍家茂親しく容保を召して、其意見を問ふ。
容保容を正して、懇々水戸問罪の不可なるを縷陳すれば、家茂大に悟りて、終に其議を罷む。

○松平肥後守容保幕府と水戸との間に斡旋して才能を顯はす

容保是れより宗家と水藩の融和を計らんと欲し、自から水戸に抵りて、武田修理、原市之進に面諭する所あり、二人亦た切に救解を請ひ、終に勅書を返納して、恭順の意を表す。將軍是れより容保を信任し、閣老亦た之を推重し、文久二年五月三日、特に命じて政事に參與せしむ。爾來恪勤精勵、閣老を輔けて國政を刷新せんとす、是に至りて更に京都守護職の命あり。受けざらんか、祖訓を奈何、受けんか、時艱を奈何、出處苟くもしがたく、進退亦た輕んすべからず。

三 守護職の設置 (二)

時に容保時疫に罹りて、幕中に在り、主税の還り報するを聞き、枕を支へて沈思すること多し。「大君の義、一心大切に忠勤を存すべし、列國の例を以て自から處すべからず、若し二心を懷かば、則ち我が子孫にあらず、面々決して従ふべからず」とは土津靈神の御家訓に明記せらるるところ、苟くも大君の御爲め、宗家の御爲めとあらば、一死と雖も尙ほ且つ辭すべからず、何ぞ時局艱難の故を以て、此台命を辭すべきや、然れども翻つて考ふるに、我れ才淺く、學薄くして、年齒尙ほ而立に達せず、加ふるに封邑遠く東北に僻在して、家臣亦た上國の風習に通曉せず、台命の重きを思ひ、祖訓の厚きを思ひて、強て此大任に膺り、萬一過誤失措を醸さば、營に一身の恥のみならず、延いて宗家の累を貽さんこと必せり、斯くては萬死尙ほ其罪を償ふに足らず、若かず初めより固辭せんには。」

○土津靈神とは正之の事

○容保寵命を辭す

誠懇の心厚き容保、身家の爲めに、宗家の爲めに、斷然辭退するの得策なるを想ひ、重臣を春嶽の邸に遣はして、固く其内命を辭す。會津を除きては他に其人なしとは、幕府の始めより覺悟せるところ、其辭退するに會ひて、常感言ふばかりなし。

「好しく、此上は何處までも説き勸むべし。」

と決し、八月七日、春嶽手書を容保に贈りて、

「御家老横山主税呼出し、申聞け儀、如何御聞取下されぬや、別て方今京師の方、頼

りに風説も相聞え、不穩の様子、殊に薩州屋敷も何時暴發の患も料り難く、其上傳奏より三郎高位任叙の儀も申越し、刑部殿始め一同深く此節憂痛至極に御座り、夫に付ても京師御手薄にては何分相成り難く、是非御受け成されずは、公武御合體に至り兼ね申すべくと存じ奉り、當今(此二三日)右の仕合せ故、何卒何卒一旦御受けさへ相成りれば、其上の御内願筋等は、小生盡力申度く、是非是非御都合相成り様、取計ひ申度く存じ奉り、昨今此の如きの儀故、一旦の御受けは速かに成下され度く、偏に以て懇願奉り、則ち今日も召させられ、御尋ねも在らせられ、上にも殊の外に御心配に御座り、私御役前に取り、早々御出勤の上、一旦御受けに相成れば、大原への申譯も相立ち、第一御尊奉筋に取り、最上の御都合に御座り、機會失すべからず、速かに御英斷成下され様願ひ奉り、御國元の御都合も在らせらるべく共、夫迄相待ちては、則ち足下の御受け遲滞に及びては、上の御尊奉筋に關係致し、容易ならざる儀、右の處御汲察下さるべく、早々主税始めへ御談じ、御返答下さるべく。

と説き勧め、尙ほ紙尾に、

「土津公以來の御家柄と申し、旁々今の艱難を御亮察下され、只今御受けに相成れば、將軍家京都を重んぜさせらるの御信義も相立ち、私共に於ても難有く存じ奉り、激切の儀申上は、甚だ恐入る共、公方様が御いとう敷く、姑息の様に共、御心配の御様子見上げれば、落涙の外之なく存じ奉り、台徳院様の御血脈の公方様、土津様御末胤の貴兄にれば、御情に於ては御同様と存じ奉り、徳川氏信不信の相分け、公武御合體の有無は、貴兄の御受け斷不斷に在り、小生泣て申上りも、方今台徳院様、土津公在らせられは、必ず御受けに相成申すべくと存じ奉り、末世には、御同情と存じ奉り、以上。」

と記して、宛名を「會津明公玉机下」と認む、情意惻愍、筆下滴々涙下るを覺ゆ。

四 守護職の設置 (四)

容保書を得て、未だ答へず、此日の午後に至りて、重ねて春嶽よりの書翰來る、即ち「然れば今朝申上儀、如何御聞取下さればや、何分關心の次第、日々京師の事に付ては、一同焦慮罷在り、今日も御前へ罷出處、段々の御尋も之あり、御受け御待兼ね

遊ばされぬ御様子に在らせられぬ、夫に付今夕退出より登館仕り、御病牀へ罷出で、御談判致し度くは。

とありて、此日、退出掛けに其病牀を訪はんとするなり。

閣老の自から諸侯の邸に就て、事を謀るは、徳川幕府の始まりてより以來、未だ曾て其例を聞かざるところ、容保

「是れ偏にお上の思召より出でしことならん。」

と思へば、感激の心、自から胸裏に湧かざる能はず。

○松平政事職總裁容保を訪うて受任を勸む

既にして春嶽駕を任けて、和田倉門内の會津藩邸に来る、容保病を強めて對面すれば、春嶽先づ時勢の危急を説き、將軍の憂慮を語り、且つ

「此難局に當りて、類勢を挽回し、台慮を奉安すべきもの、吾兄の外に其人あるべしとも覺えず、一意大君の御爲めに盡すは、土津公の御志にして、挺身宗家の御爲めに盡すは、又吾兄の宿志にほはん、速かに御受けあらんこと、當に春嶽の喜びのみならず、誠にお上の御悦びにに。」

一にも大君の御爲め、二にも宗家の御爲めなりと説きて、勸告已まず、忠誠無比の容保

坐ろに感涙の滂沱たるを覺えず、頓て春嶽の辭し去りて後ち、灑然として

「此上は一身一家をも犠牲に供して、偏に台慮を安め奉つらん。」

と決意し、急使を會津に遣はして、諸老臣の意見を徴す。

容保の實父松平攝津守義建其就職を喜ばず、容保聞きて、

行くも憂し行かぬもつらし如何せん

君と親とを思ふころを

との一首の和歌を贈れば、義建其志に感じて、

親の名はよし立てすとも君のため

いさを顯はせ九重のうち

との返歌を寄せ來る、容保感奮して、其心愈々決す。

○當時の十八時は今の三十六時間

江戸の急使、七十餘里の路程を、唯十八時にして會津に達す、家老西郷頼母、田中土佐の二人、他の諸老臣と議して、就職を不可とするの意見を決し、即時に輕輿を飛ばして江戸に登り、容保に調して、具さに意見を陳す。

頼母は君家の一門として、門地、聲望並び高し、諄々として幕府の情形、天下の形勢を

守護職の設置

○北條仲時
時益の二人
六波羅を守
る足利尊氏
の王師に屬
して來り攻
むるに及び
兵敗れて鎌
倉に走る時
益は流矢に
中りて死し
仲時は番場
嶺に到り勢
ひ窮まつて
自殺す

論じて、公武合體の竟に行ふべからざるを説き、
「今の時、此難局に當るは、薪を負うて火を救ふに等しく、勞多くして功なきのみならず、却て其身を燒くに終りぬはんのみ。」
と陳べ、更に元弘の昔、六波羅の兩探題北條越後守仲時、北條左近將監時益の例を引きて、其不可なるを極諫す、言辭凱切、聲淚與に下る。

五 守護職の設置 (五)

頼母の言ふところ、固より君を思ふの至情に出づ、容保江戸家老横山主税、留守居堀七太夫等を召して、頼母の意見を説き示し、
「頼母の申すところは、實に余の存せしところ、此儀を思へばこそ再三固辭致せしなれ、然るに台命頻りに下りて、信任極めて厚く、臣子の情誼寔に辭すべからざるものあり、特に余の辭退するを見て、一身の安を計るの心に出づるとなすもの亦たこれありと聞く、宗家と存亡を與にすべきは、我が祖訓の存するところ、加ふるに數代の隆恩山より高し、一死報效を圖るも、尙ほ足らずと存するところ、何ぞ一家の利害を以て、宗

家の安危を度外視せんや、唯余の不才なる、萬一の過誤より、延いて累を宗家に及ぼさんことを虞るよに外ならず、區々の人言顧みるに足らずと雖も、私の爲めに公を忘るよものと評せらるよに至りては、亦た深く決するところなかるべからず、去るにても君臣一致して、心力を盡すにあらすんば、此大任を全うするを得ざるや論なし、受くべくんば、則ち受けん、辭すべくんば、則ち辭せん、汝等能く熟圖して、余の進退を決せよ。」

と説き諭す、眼中唯宗家あるのみ、主税感激已まず、
「義の重きところ、復た利害を論すべきにははらず、宜しく台旨を奉じて、國家の爲めに盡させ玉ふべし、君臣俱に京都を以て死所と仕りぬはん。」
と斷言すれば、堀七太夫、田中土佐の二人亦た此議を贊す、頼母亦た容保の至誠に感じ、止めんと欲するも、止むること能はず、
「扱も潔よき思召かな、此上は君の御心に任せ玉へ、臣復た何をか申さん。」
と言ひつゝ、ハラ／＼と涙を垂る、容保亦た
「我れ天下の事に當らば、復た藩地の政を視ること能はず、汝他の老臣と謀りて、能

○容保就任を諾す

く士民を綏撫し、余をして後顧の憂ひなからしめよ。」と諭して、同じく涙を垂る、臣は君の義に泣き、君は臣の誠に泣く。容保就任の事愈々決し、疾病も亦た尋で癒ゆ、春嶽大に喜びて、將軍家茂に言上すれば、是れも亦た始めて意を安んず。閏八月朔日、容保召されて御前に出づ、家茂手づから、

松平肥後守

「京都守護職仰付けらる。」との辭令を授け、同時に正四位下に叙し、更に別席に於て、「今度守護職仰付けられに付ては、在京仰付けらる、近々御暇下さるよにて之あるべくは。」

との書付を交附し、十一日、閑老より「京都守護職仰付けられに付、御役地五萬石下され、出格の思召を以て、金三萬兩拜借之を仰付けらる。」との旨を達し、京都所司代を以て、京都守護職の新設、并に容保の任命せられし旨を奏す。

禁闕を守護し、官用を辦理するは、所司代の在るあり、今や守護職の新置せらるよに及んで、世人皆目を注ぐ。

六 京都の反響

敵を知り、己れを知るは、兵家の要道にして、彼れを知り、我れを知るも、亦た政治家の要務なり。

○容保家臣を京都に遣はして形勢を視察せしむ

容保既に京都守護職の大任を受く、先づ彼の地の事情を知悉するの要あり。思慮周密の容保、先づ此點に著眼し、家老田中土佐及び公用人野村左兵衛、小室金吾、外島機兵衛、柴太一郎、大庭恭平、柿澤勇記、宗像直太郎等の諸士を選んで、京都に遣はし、在任の準備を整へ、兼ねて京地の形勢を視察せしむ。嚮きに京都所司代酒井若狹守忠義の處置當を失してより、幕府の威嚴地に墜ち、諸國の浪士勢ひを得て、横行闊歩し、輦轂の地も殆んど無政府の狀況を現出し來る、會と容保の守護職に任せられしと聞くや、諸浪士皆心に畏怖を生じ、

「會津は東方の雄藩にして、藩士亦た勇武を以て鳴る、其守護職の任に就くもの、無^レ論關東の爲めに盡すの心ならん、斯くては我等の志を伸ばさんこと叶ふべからず、其上京するに先だちて、之れを沮まんに若かず。」

と思惟して、頻りに縮紳公卿の間に遊説する所あり、公卿亦た

「會津藩は殺伐の氣風なりと聞けば、其上京する上は、必ず薩長の兵と衝突するに至らん、斯くては大事なり。」

と思惟して、是れも恐怖の心あり、議奏正親町大納言實愛、或日、所司代に向ひ、

「往時、京都守護の職は、源氏に命ぜられし例ありと雖も、其制の斷絶せること年既に

久し、徳川家の世に及びてより、井伊、藤堂に命じて京都を守護せしめ來りしに、今

回遠き陸奥の諸侯に任命ありしは、如何なる仔細にゆぞ、威儀言語の京様に慣れざる

ものを遣はさるよも、決して關東の爲めに得策なりとも存ぜず。」

と告げて、暗に之れを沮さんと試む、左れども市民の浪士の跋扈を憂ふるものは、

「會津は大藩にして、是れまでの所司代の如き比にはあらず、我等も是れより枕を高くして眠るを得ん。」

○京都の縮紳會津を恐る

○京都の市民會津を歓迎す

と唱へて、之れを歓迎するの色あり、此事天聽に達するや、主上又

「會津は大樹の親藩なり、必ず信頼するに足らん。」

と思ひ、其來任の期を待たせ給ふ。

田中土佐以下の諸士、既に京都に著して、其形勢を察し、動靜を探る、一浪士其旅館に

「會津藩」の標札を掲ぐるを見て、

「クワイツ藩とは何處の大名にや、一向聞かぬ名なり。」

と呟きて首を捻くる、傍人其會津藩なることを告ぐれば、

「扱は是れが守護職の會津なるか、然らば一議論致さん。」

と肩を怒らし、腕を張りて、其旅館を叩く、是等の名士、日夕入り代り、立ち代り、來つて開鎖の意見を質すも、土佐等始めより、

「我等京師に入るも、決して國事を談せず、他日、主君の上京、將軍の御上洛を待つて、徐に藩論を議定するに若かず。」

と決定せるを以て、皆堅く相戒めて口を開かず、獨り大庭恭平は年壯氣銳にして、末節に拘々たらず。

○御弊藩式の浪士京都に滿つ

「足下等開鎖の意見を聞かんと仰せらるるか、好し、然らば恭平一個の所存を述べん。」とて、盛んに議論を闘はし、氣焔を吐く、口角沫を飛ばし、舌端風を生ず、諸浪士多くは其意氣に感じて、推重措かず。斯くして仔細に廷議の存するところ、世論の嚮ふところを探り、時々江戸に報じて、参考に供す、其注意等閑ならず。

七 京都の形勢 (上)

當時、京都の形勢如何。

六月二十二日、九條左大臣尙忠の關白職を罷められて、近衛左大臣忠熙の之れに代りてより、滿廷復た幕府の爲めに盡すものあらず。左れども關白忠熙を始めとし、中山大納言忠能、正親町三條大納言實愛以下の議奏、傳奏の諸卿、多くは温和の見を持して、過激の説を悦ばず、専ら公武の一和を主として、朝幕の衝突を避けんと欲す、其意見粗く島津三郎久光と同じ。然るに諸國浪士の京都に集合するもの、専ら悲歌慷慨の言説を唱へ、少壯血氣の諸卿之

○激家の堂
上三奸兩嬖
を除かんとす

○三奸兩嬖
竝に九條前
關白等處罰
せらる

れに和して、尊王攘夷の氣焔、日一日より高まる。中山大納言忠能の子侍從忠光、最も過激を以て聞ゆ、久我内大臣建通、岩倉中將具視、千種少將有文及び主上の寵妃少將内侍、衛門内侍の和宮降嫁の事に幹旋せるを憎みて、頻りに

「三奸斬るべし、兩嬖屠るべし。」

との説を唱ふ、此議終に公卿堂上の一問題となり、八月十三日、廣幡大納言忠禮、正親町三條大納言實德、庭田中納言重胤、柳原右衛門督光愛、豊岡大藏卿隨資、長谷三位信篤、阿野中將公誠、滋野井中將實實、河越少將公述、正親町少將公董、三條中納言實美、姉小路侍從公知、壬生修理大夫基脩等の諸卿、相俱に連署して、建通、具視、有文の三人を彈劾し、餘沫飛んで九條前關白尙忠に及ぶ。

主上今は止むを得させ給はず、此月二十日、梅溪少將通善を具視の邸に、東久世少將通禧を有文の邸に、伏見三位宣齋を富小路中務大輔敬直の邸に遣はして、辭官、入道、蟄居の命を傳へ、少將内侍、衛門内侍には御暇を賜ひ、傳奏坊城大納言俊克、廣橋大納言光成には辭職、謹慎を命じ、尙ほ尙忠を一條、二條兩家に預け、建通及び議奏中山

大納言忠能、正親町三條實愛等に差控へを命ぜられ、外に堂上、宮女の處罰せらるるもの數人に及ぶ。

三條中納言實美は過激黨の巨擘なり、血氣に乗じて關白に抗論すること屢次、此日、又外夷處置の事に關して意見書を上つり、關東に命じ、諸侯に令して、軍備を整へ、士氣を勵まし、上下一心、攘夷を斷行して、國辱を雪ぎ、武威を輝かし給はんことを奏す、其言議漸く廟堂に重きを加ふ。

閏八月八日、島津三郎久光江戸より歸り來り、直に近衛關白忠熈の邸に到りて、具さに關東の事情を復命す。

久光又京都の形勢頓に一變し、尊攘の意見、朝野を風靡して、公武一和の政策を妨げんことを虞れ、一篇の意見書を呈して、

「幕府既に朝命を奉じて、後見職、總裁職を置き、漸次弊政を釐革せんとするの意あり宜しく假すに時日を以てして、徐かに其措施を見給ふべし。」

○島津久光
浪士を嫌忌
して匹夫と
稱す

「此上は朝議確乎として動かされず、匹夫の激論、一切御採用あらせられず、關東の處

○浪士薩州
を憎みて長
州に傾く

置、靜に御觀察遊ばされたき御事と存じ奉りぬ。」

との一節あり、匹夫とは言ふまでもなく京都に雲集せる諸國の浪人、志士を指す、匹夫先生之れを聞きて争でか切齒せざらん、何れも皆久光を憎厭して、長州と結託せんとするに至る。

此風潮を見て、獨り莞爾として微笑めるものあり、毛利大膳大夫慶親即ち其人。

八 京都の形勢 (下)

蚯蚓も時を得れば、風雲を起し、匹夫も勢ひを得れば、王侯を凌ぐ。

近日の廷議、多くは激派の説に傾き、之れが主腦者たり、原動力たるものは、久光の所謂匹夫にして、其一夕の空論も、忽ち明日の朝命として現はるることなきにあらず、志士を嫌忌する久光、此形勢を見て心に喜ばず。

會々英國軍艦生麥の事變に關して、鹿兒島を襲撃せんとするの説あり、久光急に結束して、藩地に歸らんとす。

二十一日、近衛關白忠熈、左大將忠房の父子之れを聞き、窃かに手書を久光に贈りて、

「天覽の外、他人に漏らすことなし、胸中に蓄ふるところ、包まず上言あるべし。」との旨を通ずれば、久光直に忠烈の邸に到りて、意見書を呈し、
 「今や皇國の形勢、外には夷賊類に跋扈の威を逞うし、内には諸藩漸く割據の形を醸す、然るに關東徒らに因循に流れて、敢て舊弊を改めず、諸國有志の徒、妄に攘夷の説を吐き、激烈の論を唱ふ、寔に危急存亡の秋にして、終に國家大亂の基たるも測るべからず。」

と慨し、進んで自家の政策を述べ、中に
 「匹夫の論は激烈にして、己れが名利の爲めにするに多し、猥りに御採用あるべからず。」

攝家、親王家は勿論、其餘の公卿皆忠誠を以て御奉公相成り、匹夫へ御面談の儀は、嚴密に御取締あるべし。」

との二項ありて、又も匹夫の言は取るべからざるを陳じ、更に攘夷の論は公武を疎隔し國家を傾覆するの基なることを極論す。
 尋で歸國の儀を願ひ出づれば、正親町三條大納言實愛を以て、

○島津久光 國に就く

「近頃獻言の旨は、具さに乙夜の覽に供し奉つる、主上幹旋の功を嘉みし給ひて、御信賴の御心厚く、永く輦下に留め給はんとの宸慮なりと雖も、其請ふところ餘儀なくして、強ても止めさせられがたし、胸底に蓄ふるところあらば、宜しく社稷の爲めに忌憚なく内奏すべし、主上宸衷に留めて、錦囊の策とせさせ給ふべし。」
 との旨を傳へて、其歸國を許させ給ふ。
 久光乃ち島津右近を京都に留め、二十三日を以て歸國の途に上る。
 久光の京都を去るや、朝議益々攘夷の説に傾く、長州侯毛利大膳大夫慶親機乗すべしとして蹶起し、二十七日、一篇の奏議を呈して、攘夷の叡慮、戊午以來確乎として動かせられざる旨を陳べ、進んで

○長州侯獨 力攘夷の任 に當らんこ とを乞ふ

「五ヶ年に及び、官民御異議の趣、根柢明著、最早列藩中決して勅文に泥みぬ儀も之ある間敷きに付、今更會議に及ばず、斷然獨立にて盡力、及ばずながら皇國正氣御維持の寸補をも任り度く、父子決心罷在り。」
 と明言して、獨力攘夷の任に當らんことを請ひ奉つる。
 激派の意氣は頓に昂がれり、終に廷議を壓して、攘夷の叡旨を遂行せんとするに決し、

○激派の勢 力頓に振ふ

京都の形勢

九月四日、慶親に御沙汰書を賜ひて、上言愾念に符合す、宜しく丹誠を抽んでと周旋すべき旨を命ぜられ、越えて八日、尾張前中納言慶勝に對して、特に

「攘夷の儀、先年來の愾慮、今に至るまで更に御變動あらせられず、柳營に於て追々變革、新政を施行し、愾旨遵奉相成る條、斜ならず愾感あらせられ、然る處天下の人民、攘夷一定之なくは、人心一致にも至り難く、且つ國亂の程如何にと愾慮を惱まされぬ間、柳營に於て彌々攘夷決定あり、速に諸大名へ布告之ありは様思召され、尤も策略の儀は、武將の職掌に在り、早速衆議を盡され、至當の公論決定、直に醜夷拒絶の期限をも議せられ、奏聞は様御沙汰事。」

○攘夷の氣
つ 煥京都に滿

との勅旨を下し賜ひ、幕府に謀り、衆議を盡して、攘夷の期限を定むべき旨を命ぜられ更に再び勅使を關東に下し賜はんとす、攘夷の氣焰、今や京師に滿つ。

九 會津侯の建白

京都よりの報告書は、幾通となく容保の手中に在り、其形勢歴々睹るが如し。

容保夙に開國の意見を懐く、嘉永六年、米艦の浦賀に來りし以來、幕府の諮詢ある毎に、

開國の止むべからざる所以を建言し、今日と雖も敢て其説を變ぜず。

左れども京都守護職の任務は、單に禁闕を守護し、鞏下を鎮護するに止まらず、更に公武の一和を計るべき一大責任を有す、若し此責任を盡す能はずんば、決して其大任を全うせるものと謂ふべからず、此事他人に於ては或は忍ばん、容保に於ては斷じて忍ぶこと能はず、

「今や朝廷頻りに攘夷を唱へ、幕府偏に開國を是とす、朝廷幕議を斥け、幕府亦た朝命を奉ぜずんば、兩者の間、唯衝突あるのみ、斷絶あるのみ、終に一和の機あるべからず、攘夷固より行ふべからずと雖も、開國亦た速かに強ふべからず、姑く三港の通商を許して、他港の開放を禁じ、斯くして公武の調和を計り、更に時機を見て、朝廷の所執を翻へさんに若かず。」

○容保外交
に關する建
白書を呈す

と決意し、九月、心血を凝ぎて、一篇の建白書を草す、纒々二千言、先づ始めに、
「不肖容保辱けなくも大政に參與し、守護職に寵任せらる、何の光榮か之れに若かん、鞠躬盡瘁、日夜國恩の萬一に報せんことを思ふ、唯恐る淺識寡聞、終に重寄に辜負するあらんことを。」

方今外夷の跳梁日に甚だしく、上は輿慮を惱まし奉つり、下は民和を害す、容保之れを憂ひ、家人に命じて、内外の衆議を探り、京師の情形を査する所あり、主上堅く鎖攘の方針を取らせ給ひ、京中の官民、關西の侯伯、一として開國の説を唱ふるものあらず、然るに幕府奏聞を経ずして、和親の條約を結び、攝泉の開港を許し、府内の在留、夷館の建設を允して、夷人を優遇せらる、事皆輿慮に副ひ奉つる所以にあらず、主上上に逆鱗せさせ給ひ、衆民下に怨讟す、是れ夷人殺害の兇變、續出する所以にあらずるなきか。

往年、堀田備中守、間部下總守等の京師に使ひするや、情意支吾して疏通せず、朝廷今や幕府を以て譎詐權謀となし、其信任漸く關東を去つて、外藩に移らんとす、是れ固より將軍の本志にあらず、唯有司の事を誤まり、策を失するが爲めに、此に至れるのみ、寔に恐悚慨嘆の至に堪へず。

若し此上更に夷館を設けて、府内の常住を許し、諸港を開きて、各國の貿易を行ふに至らんか、主上は益々逆鱗せさせ給ひ、列藩は動搖し、衆心は離叛して、終に如何なる異變を激成せんも計るべからず、冀はくは輿旨を奉じ、民心に應じて、上下一致

の御處置を施し玉はんことを。」

との意を縷陳し、進んで長崎、箱館、横濱三港のみの貿易を許し、御殿山の夷館、攝泉の開港、府内の在留、松前の互市を拒絶し、且つ是れより生ずる外人の損害は之れを賠償せんことを述べ、且つ

「主上既に鎖國を是とせさせ給ふ、今三港を許すは、輿慮に反るに似たりと雖も、長崎は昔年より貿易を許せる所、下田は先年既に餘儀なしと聞き濟ませ給へる所、開港必ずしも輿旨に背くものにあらず。

且つや海外萬國日に進み、月に開けて、互に來往を行ひ、有無を通ず、皇國獨り鎖國孤立すれば、復た彼の事情を知りて、其長所を取るに由なし、何を以てか能く攻守の道を全うせん、現に從來互市したればこそ、海軍を備へ、大艦巨砲を製して、武備充實の助けともなりしなれ。」

と斷言し、我れ決戦の覺悟を以て談判すれば、此事必ず成功せんことを説く、熱誠の氣筆端に溢る。

當時幕府の諸有司舉つて開國の方針を執る、容保の此建白書を提出するや、

○幕府の有
司始め笑う
て後屈す

幕府瓦解史中篇

「是れ時務に通ぜざる迂論のみ、取るに足らず。」
と一笑して斥けんとす、此説用ひられずんば、我任全うすべからず、容保憤然として反
覆辯論すること數次、斷乎として辭職の決意を示す。
有司其志の奪ふべからざるを見て、終に之れに従ふ。

一〇 攘夷の詔勅

勅使再び東下するに決せりと聞けり、在京の志士は俄然として活動を開始せり、就中土
州の志士武市半平太、小南五郎右衛門、平井収二郎等は、此機に乗じて大に幕府に肉薄
せんと欲し、先づ薩州の志士を訪うて、
「此度勅使の東下せらるゝに就ては、斷然攘夷の勅諭を下さるゝに若かず、緩慢の手段
のみを執りては、何の實効ともあらず、此儀如何。」
と説く、左れども薩州の志士は其主久光の意見、公武一和に在るを以て、皆遠巡し、
「武備未だ充實せざる今日、何を以てか攘夷の實を擧げ得ん、姑く手を收めて、時機を
待つに若かず。」

○高崎猪太
郎とは五六
の事

○薩長土の
志士其主の
名を冒して
攘夷の勅諭
を發せられ
んことを建
白す

と述べて、之れに應ぜず、半平太、五郎右衛門等飽までも薩長の志士を説きて、三藩一
致の態度を執らんと欲し、東奔西走、百方勸説する所あり、同志の士寢く加はる。
是に於て更に薩藩の士藤井良節の邸に會して、談合するに決し、九月十六日の夜、半平
太、五郎右衛門の二人相携へて其邸を訪ふ。
長藩よりは前田孫右衛門、宍戸九郎兵衛、久坂義助、佐々木男也の三人來り會し、薩藩
よりも亦た本田彌右衛門、村山才助、高崎猪太郎の三士其席に加はりて、盛んに談論す、
意氣の激するところ、唾壺爲めに碎けんとするもの屢次。
薩藩の諸士、大勢の既に定まれるを察し、且つ英艦の鹿兒島を襲撃せんとするの噂ある
今日、自から孤立するの不可なるを思つて、此議を贊し、三藩の意見此に始めて決す。
男也乃ち筆を執りて、三藩主連署の奏請書を草す、一座回覽して皆異議なしと述ぶ、即
ち左の如し。

「先年以來、外夷跋扈、未曾有の御國辱に付ては、神宮を始め奉つり、御代々様へ對さ
せられ、宸襟御惱まし遊ばせられ御儀、今更申上にも恐多く存じ奉つり、然る處
追々正邪の辨相立ち、御有志の御方御憤解けに相成り、且又三藩出張、士氣奮興は
攘夷の詔勅

千載の一時、此機失ふべからざる事に、元來一橋、越前等御再出の段、勅諭を以て仰出されし儀、偏に關東有司共に於て不取扱より、微慮貫徹仕らず、人心瓦解、攘夷覺束なく思召されし事に之あるべく、何分にも一日の安は、千載の禍に比へば、恐多くも夷狄撻伐の宸斷遊ばせられ度く、勅使御東下に付ては、此度關東へ仰出され攘夷の御決議、早速聞召されし様遊ばされ度く、尤も一昨冬、七八箇年乃至十箇年、外夷拒絶在らせられし段、關東に於て御受之ありに付、御猶豫の儀御願ひ相成らせらるゝ歟に比へ共、右は奸吏共罷在し時の事にして、今日に相成り、決して御異議之ある間敷に付、斷然攘夷の勅諭、仰出され度く存じ奉つり也。」

九月

松平大膳大夫
島津修理大夫
松平土佐守

是れより杯を把つて歡笑し、深夜に至りて散じ去る。
十八日朝、半平太此書を携へて、青蓮院宮に詣り、尊融法親王に謁して、具さに三藩合議の始末を陳す、法親王素と攘夷の時機未だ到らずとの尊慮なりしも、今は

○三條姉小路の二卿關東への正副勅使を仰付けらる

「三藩合議の上からは仔細なし。」
と思して、御嘉稱あらせ給ふ、是に於て朝議終に攘夷の勅諭を下すに決し、二十一日、三條中納言實美、姉小路少將公知を召され、正副勅使として俱に東下すべき旨を命ぜらる。
實美は始めより正使に擬せられしも、年稍少なるを以て、老練の副使を選むの要あり志士皆公知を推す、是に至りて此命あり。
志士の外に議して建策するところ、公卿乃ち内に議して之れを採取す、當時の光景多くは此類。

一 朝廷の信頼

容保既に外交上の意見を建白して、幕府有志の同意を得たり、即ち是れ天下の方針、復た容保一個の私見にあらず。
此建白書の寫、京都の會津藩旅館に達するや、野村左兵衛一同に向ひて、
「諸藩の有志、日々來つて我藩の意見を質すも、藩論一定せざるを以て、避けて談せず

朝廷の信頼

我等爲めに困却せること少なしとせず、主公の建白書は即ち我藩の精神なり、今より後は此主意を以て來客に答へんは如何に。」

と謀れば、田中土佐以下皆之れを賛し、會津藩の旗幟、是れより鮮明となる。

柴太一郎は出羽上ノ山藩士金子與三郎の紹介に依りて、伊勢山田の志士山田大路親彦と訂交し、親彦の紹介に依りて、同國松坂の志士世古格太郎と相識り、更に格太郎の斡旋に依りて、三條中納言實美に面調するの機を得たり、格太郎は故内大臣實萬の時より、轉法輪家に入入して、其機務に参畫せるもの。

太一郎乃ち容保の建白書を携へて、三條家に到り、實美に調して之れを呈す、越えて三日、實美、格太郎を使者として太一郎の旅館に遣はし、

「肥後守の建白書に就て、申談すべき儀あり、早々参邸あるべし。」

との旨を傳ふ、實美は激派の巨擘にして、又攘夷の倡首なり、其談せんと欲するところ果して何事ぞ、太一郎、左兵衛の二人急ぎ参向すれば、實美親しく延見して、威儀を正し、

「彼の建白書は御前に呈して、乙夜の覽に供へ奉りしに、歎感特に淺からず、從來建

○轉法輪家
とは三條家
の事

○容保の外
交上の建議
書主上の御
感稱を蒙む

○三條中納
言容保に信
頼す

白するもの往々之れありと雖も、其意見寛に過ぎざれば、則ち激に過ぐ、今此書を見るに、公平著實にして能く中庸を得たり、實際に施行して可ならんかと宣はせ、其儘革製の御箱に藏めさせ給へり、余も亦た同感なり、此儀具さに肥後守に申傳へよ。」

との旨を告ぐ、事意料の外に出づれば、太一郎等の感激言ふばかりなし、實美重ねて「余の勅旨を奉じて東下すること近きに在り、從來關東の勅使を待遇せらるること其道を得ず、爲めに皇室に對し奉つりて、尊敬を缺くが如きこと往々にして之れあり、曩に大原左衛門督の關東に下向し、歸りて其状況を言上するや、朝廷の御不興は申すに及ばず、天下有志の徒の聞いて憤慨するもの少からず、此の如きは決して關東の爲めに利益なりとも存せず、此度余の東下するに當りて、幕府重ねて非禮を加へられなば余は斷然勅を宣せずして歸京せんのみ、抑も今日幕府の守護職を設置せられしもの畢竟百事を更新するが爲めならん、又實に更新すべきの好機にあらざるや、肥後守も平生尊奉の志、甚だ厚しと聞く、宜しく幕府を助けて、舊習を革めんことを力めらるべし、上京の期爲めに遷延するも、敢て妨げず、肥後守此事の爲めに盡さば、余も亦た肥後守の爲めに一臂の勞を盡さん、禮遇の厚薄は、人心の向背に關す、決して輕

視すべきにあらず、此儀亦た能く肥後守に申通すべし。」

と告ぐ、容保を信頼するの心、辭色に呈はる、太一郎謹んで承し、

「高諭の趣、逐一肥後守に申通じしべし、去るにても萬一過誤あらんも計りがたし、覺書として御下渡しあらば、幸ひ此上もははず。」

と答ふれば、實美

「如何にも承知致せり、追つて沙汰致すべし。」

と述べて、之れを諾す。

數日を経て、又實美より報あり、太一郎重ねて其邸に到れば、實美召し見て覺書を與ふ其箇條は

○勅使待遇に關する覺書

一、是迄中雀門外にて下乗之ありぬ處、以來書院大門(玄關前の門)内玄關下座敷にて下乗すべき事。

一、是迄馳走大名計り式臺へ出迎之ありぬ處、以來老中以下各々式臺まで出迎之あるべき事。

一、是迄殿上の間に於て御目錄を授くる等の節、勅使、老中一時に上段に昇りぬ處、

以來勅使直に上段に坐し、老中中段にて一禮、勅使目許の後、老中上段に昇るべき(勿論對坐あるまじき)事。

一、對顔の節、大樹公上段に坐せられ、勅使上段に昇り、傍に坐し、勅命を述べて退去の節、大樹公見送り之なくぬ處、以來大樹公出迎へ誘引せられ、中段に坐せられぬ、勅使直に上段に昇り、氣色の後、大樹公上段に昇り、奥端對坐、勅命を奉ぜらるべく、退去の節、大樹公前行、大廣間まで見送り之あるべき事。

一、右の後、自分對顔の節も、勅命を奉じぬ御使の身分の儀故、前條に準じ、厚く取扱ひ之あるべき事。

外五項にして、最後に左の一節あり、
「自餘去夏左衛門督下向の節、御沙汰の旨申述は通、從來君臣の名分相立たず、僭上不敬の廉々、以來改革、萬事尊崇の規矩、屹度之あるべく、關白殿命ぜられぬ事。」

太一郎讀んで此に至り、忽ち屹と首を上げつと、
「是れ正しく朝命にははずや、某の請ひ奉りし覺書とも存せず、如何なれば先日御言葉に違ひ玉へるやらん。」

○容保御内
沙汰を蒙む

と訝かり質せば、實美
 「否とよ、此文字は唯朝議の末、添へ置くに決したるまでの事、何も朝命と申すべきにはあらず、唯自分への覺書として持参すべく、他人に示すには及ばず、肥後守に對して、別に朝廷よりの御内書あり、速かに傳達すべし。」
 と告げて、左の御内沙汰書を渡す、
 「今度勅使下向に付ては、叡慮貫徹の様、肥後守儀關東に於て、丹誠を抽んで周旋之ありの様、兼て御沙汰もあらせられ、然る處近々發途の趣相聞え、自然發足に相成り共、滞府致され、何れにも盡力之ありの様、更に御内沙汰あらせられ、此旨内々急に申入也。」
 太一郎始めて意を安んじ、其儘受け納めて、旅館に歸り來る。
 重大の官書、驛傳を以て發すべくもあらず、左兵衛、太一郎の二人、特に之れを齎らして京都を發す。
 實にや至誠天に通ず、容保未だ赴任せずして、早くも至尊の信任を辱うせるもの、偏に外交に關する一篇の建白書に基づく。

二二 壬戌の改革(上)

勅使待遇の改正は、幕府の一大問題なり、其威嚴の消長にも關し、其權力の伸縮にも關す、幕府果して能く之れを首肯すべきか。
 曩に徳川刑部卿慶喜の後見職となり、松平前中將春嶽の政事總裁職となりてより、天下皆新政の出づるを望む。
 春嶽致々として弊政の釐革に力め、終に閏八月十五日を以て之れを斷行す。
 此日、將軍家茂恒例に依りて、先づ諸侯の禮を受けたる後、松平總裁職以下諸閣老を隨へて黒木書院に出で、溜間格其他萬石以上の諸侯を召して、
 「先般申聞けの通り、變革せしめ、就ては參覲交替の儀も相改むるの條、武備充實の様心掛く可く、尤も委細の儀は年寄共より演説に及ぶべく、猶ほ存寄りのありはば、忌憚なく申聞け可く事。」
 との親諭を下し、國主諸侯に對しては、特に座所に召して上意を賜ふ、尋で閣老板倉周防守勝靜より、

「方今宇内の形勢、一變致れに付、外國の交通も御指免しに相成れに付ては、全國の御政事一致の上ならでは、相立ち難き筋處、御大禮等相續き、一新の機會を失ひ、天下の人心居合ひ兼ね、終に時勢此の如く切迫に及びば次第、深く御痛心遊ばされに付、上下擧て心力を盡し、御國威御更張遊ばされ度く思召し、尤も環海の御國、海軍興させられずばは、御國力相振はずに付、追々御施設成さる可くは共、此儀は追て仰出されも之あるべくは、右に付ては參觀の年割、在府の日數御緩めの儀まで、仰出さる可くは、依ては常々在國在村致し、領民の撫育は申すまでもなく、文を興し、武を振ひ、富強の術計、厚く相心得、銘々見込を立てば様、心得罷在るべき旨仰出されは。」

○壬戌の改革

との達文を口演し、此れに基づきて變革を加ふ。
先づ諸侯參觀の割合を三年目毎に大約百日と定め、特に大廣間諸侯の内筑前侯黒田美濃守齊博、對州侯宗對馬守義和、肥前侯鍋島肥前守齊匡に對しは大約一ヶ月を限りて在府すること定め、溜詰、譜代諸侯、外様諸侯、雁之間詰、奏者番、菊之間詰、縁頼、交代寄合衆に對しては在府中時々登城して、政務の理非得失を上言すべき旨を命じ、又諸

○幕府自ら汝の長城を破る

侯の妻子は嫡子の外參府在國共に勝手次第と定め、尙ほ服制の改革を行ひ、月次の御禮を止め、諸侯の供進を省き、執政への贈物を廢し、其他二三の改革をも加ふ、要は諸侯の負擔を輕減し、之れを移して武備を充實せしめんと欲するに在り。
就中諸侯參觀の期を緩めて、多年の檢制を弛め、諸侯妻子の歸國を許して、事實上の人員を廢するが如きは、幕府の爲めに最も不利とする所、板倉閣老等主として之れに反對し、一橋刑部卿亦た之れを非認せしと雖も、獨り松平總裁職は之れにあらすば、朝旨を奉じ、諸侯を服するに足らずとし、斷然衆議を排して之れを行ふ、板倉閣老等皆不平の色あり。

一三 壬戌の改革(下)

實にも今回の改革は、幕府の英斷に相違なしと雖も、其結果は寧ろ不利を醸すべき英斷なりと謂はざるべからず。
抑も諸侯の在府二ヶ月の經費は、其在國一ヶ年の費用に均しきものにして、其多く江戸に在るが爲めに受くる所の打撃、決して尠少なりとせず。

特に妻子を江戸に置くの一事は、寛永年間、薩州侯島津家久の幕府に貳心なきを表せしに始まり、爾來諸侯たるものは皆妻子を江戸に置くの制となりて、事實上の人質となせるなり。

關ヶ原役の起らんとするや、諸侯の妻子を大阪に置けるものは、内心皆東軍に屬するを躊躇するの觀なき能はず、若し妻子にして郷國に在りせば、皆最初より決然として東軍に屬せしならん。

今や諸侯參覲の期を緩めて、在國の期を長うせしのみならず、其妻子在府の制を解きて人質の制を廢す、是れ諸侯の歡心を買はんと欲して、却て離心を懐くの機を與へたるのみ。

幕府の朝旨を奉じて、新政を施すに急なる、斯かる危險の改革をさへ斷行せしのみならず、之れと前後して更に二三の賞罰をも實行せり。

八月十六日には、前閣老安藤對馬守信睦に對し、勤役中不正の取計ひありとの廉を以て村替の場所一萬石を召上げ、且つ隱居謹慎を命ず。

又前閣老久世大和守廣周に對しても、勤役中不束の取計ひありし段、逐一御聽きに達し

○前閣老の處罰

たりとて、加増の一萬石を削りて、五萬八千石となし、且つ隱居謹慎を命ぜらる。閏八月三日には、彦根侯井伊掃部頭直憲に對して、其家臣長野主膳を嚴刑に處すべき旨を命ぜらる、之れに先だつこと數日、彦根藩既に國を亂るの罪を以て、主膳に誅戮を加ふ。

此月五日には、故水戸中納言齊昭に對して、從二位大納言を贈らる。「水戸前黄門殿贈官 仰出されたき事」とは、島津三郎久光の幕府に建白するところ、今や幕府之れを實行す。

「安對は今一際重く仰付られたき事」とは又久光の建策するところ、今や幕府信睦を懲罰せるのみならず、併せて其建策せざる廣周をも懲罰せり。

「故掃部頭罪科、屹度御糺し、代數御除き之ありたき事」とは、又久光の建策せるところ幕議未だ其主に及ばずと雖も、既に其臣に及ぶ、頓ては其主にも及ばんとは、早くも下馬の評するところ。

幕府の朝旨を奉ずるや厚く、人言を聞くや至れり、此時に方りて勅使待遇問題又端なくも京都より起る、幕府亦た果して之れを諾するや否や。

壬戌の改革

○長野主膳は故大老直弼の耳目として京都に在り九條關白の家臣島田左近及び幕吏等を頭使して専ら正議の公卿志士を陥擠するに力む此頃彦根に歸り其黨を要路に推して己れ其實權を握る既に一變し藩中又主膳の専横を憎み八月二十四日終に捕へて

獄中に下し
越えて二十
七日斬に處
す。

○東福門院
は將軍秀忠
の御女

一四 勅使の待遇

容保既に京都の事情を究め、更に外交の方針をも定む、今は何時任地に赴くも妨げず、乃ち十月に入りなば、早々駕を發せんとす。

會々野村左兵衛、柴太一郎の二人、京都より馳せ還りて、朝廷の御内沙汰書を呈し、併せて三條中納言實美よりの覺書をも呈す。

容保平生宗家を重んずること厚く、朝廷を重んずること亦た厚し、勅使待遇問題を囑せらるゝに及びて、争でか之れを閑却すべき、

「抑も朝廷を尊奉せんことは、東照公の尊慮にして、勅使待遇の禮亦た決して粗かならず、君臣の分義劃然として定まる、東福門院の入内せらるゝに及び、朝廷亦た徳川氏の外戚に當るを以て、敬意を表し給ひ、特に大猷公の剛毅果斷にして、天下治平の功績著明なるを以て、更に一段の殊遇を賜ひ、天使に對しても尙ほ特に上段に坐せしめ給ふ、爾來自から習慣となりて、今日に至れるものにして、決して幕府の尊大にもあらず、僭越にもあらず、然れども朝廷今や君臣の分義に顧みて、之れを改め給はん」とす、

是れ固と當然の事にして、決して異議を唱ふべきにあらず、我れ亦た聊か微力を盡すべし。」

と決意し、直に一篇の建言書を呈して、

「從來幕府に於ける勅使御待遇の法、往々簡慢に失して、其宜しきを得ず、今や朝廷御尊崇の時に際して、其名分を正しうせられんこと、誠に當然の御事にいはん、宜しく舊來の格例を廢して、慎重の典禮に改め玉ふべし。」

との議を建つ、幕府銳意朝旨を奉ずと雖も、此問題に對しては、兎角に遲疑して決せず。十月十七日、容保の登城するや、閣老等速かに上京せんことを促がす、容保襟を正しつゝ、

「勅使禮遇の法定まらざれば、公武の御一和期すべきにあらず、勅使下向せられ、其禮の定まるを見て、出發仕らんのみ。」

と答へて従はず、肥前唐津侯小笠原圖書頭長行時に閣老の班に在り、横合より喙を挾みて、

「貴殿の職は京都守護にいはずや、他事の爲めに出發を延引せらるゝは、曠職の責を免勅使の待遇

○容保小笠原閣老を折

かれがたし、早々赴任ありて然るべし。」
と促せば、容保勃然として色を作し、
「貴殿は就任日尙ほ淺くして、余が奉職の理由を御承知ならん、出發の準備全く成るも、尙ほ未だ赴任せざるは、深き仔細の事ぞ、唯其地に居るばかりにて宜くば、守護職の任に在りとて何にかせん、今日限り斷然退職仕つるべし。」
と言ひ捨て、決然袂を拂うて退城せし儘、疾と稱して復た出でず。
長行大に驚きて、百方其粗漏を謝すれば、容保意釋けて、復た事務を視る。
幕府亦た舊來の禮式を變じて、勅使の待遇を改め、諸事鄭重の式を行ふに決す。
是に於て容保の意見又貫く。

一五 勅使の東下

九月二十八日、京都に於て正副勅使東下の旨を發表せられ、十月十二日を以て發途の期と定む。
正使三條中納言實美少將より中將に進みて、議奏に列せられ、副使姉小路侍從公知亦

た少將に進めらる。

傳奏坊城大納言俊克特に土州侯山内土佐守豐範の重臣を召して、

「此度關東へ勅使差下されぬに付、猶松平土佐守にも同時出府、猶又叡慮貫徹の儀、周旋之ありゆ様遊ばされ度く思召されぬ旨、御沙汰事。」
との御沙汰書を賜ふ、時に豐範の父容堂江戸に在り、朝廷先きに召命を下し給ふ、是に於て更に

「松平容堂上京仰出されぬへ共、勅使下向の儀仰出されぬ間、出立の儀暫く見合せ勅使下向の上、差圖次第早々上京致すべく事。」
との別紙を賜ひ、尋で父子俱に盡力すべき旨を命ぜらる、曩に大原勅使の東下するや、薩州侯の父島津三郎久光之れを護衛し、後ち大赦の詔勅を下さるや、長州侯の世子毛利長門守定廣之れを奉じて東下す、今回三條勅使の東下するに及んでは、即ち土州侯山内土佐守豐範父子之れを護衛し、斡旋す、蓋し順序として當さに然るべきところ。

土州の志士武市半平太夙に公知の知を受く、其東下するに方り、特に公知の雜掌として扈從するに決し、姓名を變じて柳川左門と稱し、筑後守に任ぜらる。

○勅使東下
し志士隨員
となる

勅使の東下

半平太又同志の士矢野川龍右衛門、久松喜代馬、三原兎彌太、島村衛吉、柏原禮吉、田邊豪次郎、山本喜三之進、小笠原保馬、中平保太郎、藤井米吉、浪越肇、楠瀬六衛の十二人を以て實美に屬し、阿部多司馬、森田金三郎、多田鐵馬、岡田以藏、高松太郎、廣瀬健太、曾根東吉、松山源藏、森助太郎、清岡治之助の十人を以て公知に屬す、長州の志士佐久間佐兵衛亦た扈從として公知に屬す。

勅使の周圍は皆志士なり、志士の言説、聽て勅使の意見となりて表はるとも、亦た宜なり。

勅使に先だつこと一日、豊範其家臣小南五郎右衛門、本山只一郎以下を從へて、京都を發し、宿舎の混雜を避く。

十月十二日、三條正使、姉小路副使、相俱に京都を發す、長州藩士の護衛するもの數百人。

二十八日、品川に達す、政事總裁職松平前中將春嶽特に來りて郊迎す、是れ從來に有らざるところ。

既にして正副使江戸に入りて、傳奏屋敷に館す、將軍家茂閣老水野和泉守忠精、高家肝

○勅使の待遇面目を改む

煎土岐出羽守頼永を御使として、勅使の安着を賀す。

春嶽、容堂及び閣老松平豊前守信義、板倉周防守勝靜、小笠原圖書頭長行等亦た勅使を訪うて、天機を伺ひ奉つり、且つ

「將軍家麻疹に罹りて、病牀に在はしむ、速かに勅使と御對顔あらせられんこと相叶ひがたし。」

との旨を述べれば、實美

「勅書は親しく大樹公に附與すべきものなり、即今御病牀に在はすに於ては、姑く其平癒の期を待つの外なし。」

と答へて、其全癒の日を待つ。

容保の意見行はれて、勅使の待遇、頓に其面目を改む。

一六 二人の守護職

曩きに島津三郎久光の大原勅使を護衛して、江戸に到り、公武の間に周旋して、功勞ありてより、朝廷の之れを信頼すること最も厚く、終に擢んで京都守護職となさんと欲

二人の守護職

するの意あり、唯長土二州の意向を憚りて、未だ發せず。
會と容保の京都守護職に任命せらるゝありて、端なくも幕府の爲めに機先を制せられし
と雖も、朝廷の幕府に對するの疑念、未だ全く釋けず、公卿亦た唯幕府の親藩にのみ京
都の守護を委するを安んぜず。更に外藩の力を以て之れを掣肘せんとするの議起りて、
久光任命の事愈々此に決す。

傳奏坊城大納言俊克、野宮宰相定功此旨を幕府に達すると同時に、在京都の會津藩士
外島機兵衛を召して左の一書を附與す。

候

「公武御間柄の儀に付、段々盡力、御満足に思召され、殊に當御守衛相勤め事、
旁と御安心在らせられぬ處、方今人心兎角異議相生じ易く、親藩計り奉職にては、外
藩向に於て居合ひ難く、此度島津三郎儀、公武御一和の基本を周旋致し、皇國
の爲め忠誠の者にて、此末公武の御爲め然るべく思召され、拔擢守護仰付けられに
付ては、萬事申合せ、警衛之れあるべく事。」
是れ即ち容保に賜はるべき御内沙汰にして、機兵衛固より其内容を窺ひ知ること能は
ず。

此事吉か、凶か、機兵衛憂念禁すること能はず、京都町奉行永井主水正尙志に就て質す
ところあり、始めて其事實を聞きて、愕然色を變じ、匆匆其書を奉じて江戸に馳せ歸へ
る。
會津藩士の面々は之れを聞きて、皆憤慨措かず、
「三郎は無位無官なり、我が君侯の之と職を同うし玉はんこと、御家門の恥辱なり、寧
ろ辭職し玉はんこそ然るべけれ。」
と主張するもの少からず、容保は忠誠一邊の人、
「苟くも京師と關東とに裨益あらば、太郎も可なり、次郎も可なり、無位無官の三郎な
りとて何か有るべき、余は唯之れと協力して、俱に公武の御一和を計らんのみ。」
と告げて、敢て之れを忌嫌するの色なく、十一月十二日、

「公武御間柄の儀に付、私事盡力の段、御満足に思召され、殊に御當地御守衛相勤
め事、旁と御安心在らせられ、難有き仕合に存し奉り、方今人心兎角異議相生
じ易く、此度島津三郎儀守護仰付けられに付ては、萬事申合せ、御警衛相
勤むべき勅書の趣、畏り奉り、仍て御請此の如くに御座は。」

二人の守護職

○容保の坦
懷島津久光
の京都守護
職に反對せ
ず

との御請書を上つりて、命を奉ず。
幕府亦た種々の異論ありしも、後ち終に朝命に従ふ。
是に於て幕命の守護職と、朝任の守護職との二人あり、二者の關係如何、これぞ世上の最も注目するところ。

一七 大老以下の處罰

○故井伊大老以下の處罰

勅使既に攘夷の鳳詔を啣んで、來つて江戸に在り、幕府天下の輿望を收め、民心の緩和を求むるの方策として、十一月二十日、故大老井伊掃部頭直弼以下閣老、有司二十餘名の舊罪を罰す。
直弼の家督井伊掃部頭直憲に對しては、直弼の大老在職中、京都に對し奉りて、宸襟を惱ませらるべき處置を施し、公武合體の道を害し、人心動搖の基を開き、賞罰我意に任せ、賄賂私慾の儀も少からず、不慮の死を遂ぐるに及んでも、上聽を欺き奉つる段、重々不届なりとして、十萬石を收公せらる。
内藤紀伊守信親に對しては、閣老在職中、同列の中に不正の處置を行ふものあるも、心

付かざる段、不束なりとし、村替の一萬石を召上げて、舊地を賜はり、且つ溜詰格を免じて、帝鑑の間に下けらる。

間部下總守詮勝に對しては、閣老在職中、外夷取扱の件に關して、朝廷に對し奉りて不正の處置之れあり、且つ重き方々に對して不相當の仕向に及べる段、故井伊掃部頭の意を受けしとは言へ、重大の事件を輕易に心得、公武の一和を失ひ、民心の離反を來せしこと、不束の至りなりとて、村替の一萬石を召上げ、且つ隱居謹慎を命ぜらる。

酒井若狹守忠義に對しては、京都所司代在職中、如何の處置之れあり、先達隱居仰付けられ、加増の一萬石を召上げられしも、尙ほ權謀詐術の行ひ之れあり、公武の疎隔を來せし段、如何に思召さるとて、蟄居仰付けらる。

堀田備中守正睦に對しては、閣老在職中、外夷の取扱に關して、種々叡慮の趣も在らせらるる處、重大の事件を輕易に心得し段、不束なりとて、蟄居仰付けらる。

久世大和守廣周、安藤對馬守信睦の二人に對しては、先達御咎めの處、尙又故井伊掃部頭横死の件に關して上聽を欺き奉り、朝廷より仰せ進ぜられし事に對し、因循遲緩の取扱をなして、朝廷を重んぜず、且つ賄賂を收め、家事不取締の段、不埒なりとして

大老以下の處罰

○島津齊彬の贈位

永蟄居仰付けられ、且つ廣周は一萬石、信睦は二萬石を收公せらる。松平和泉守乗全に對しては、閑老勤役中、戊午の大獄に關し、井伊掃部頭の意を受けて典刑を紛亂し、其他不束の行爲ありとして、村替の一萬石を召上げ、舊地に復し、且つ隠居仰付けらる。松平伯耆守宗秀、石谷因幡守穆清、久貝因幡守正典、池田播磨守頼方及び松平出雲守、駒井山城守、古谷長門守、黒川備中守等に對しては、戊午の大獄に關し、不束の行爲ありとして、夫々處罰せられ、藥師寺筑前守元眞及び水野左京大夫に對しては、井伊掃部頭に阿諛して、不正の取計ひありし段、不束なりとして、減俸又は差控を命ぜらる。其他脇坂中務大輔安宅以下夫々處罰せられしもの八人。越えて二十三日、故島津薩摩守齊彬に對し、格別の歎慮を以て、從三位、權中納言を贈らせらるる旨を達す。

の得て制すべき所にあらず。

一八 幕府の紛論

是れより先き、勅使東下の報、江戸に達するや、幕府の有司、攘夷の詔勅を奉すべきや否やを議す。

政事總裁職松平前中將春嶽は、自から開國の意見を持すると雖も、此場合攘夷の詔勅を受くるの外なきを説き、御側衆大久保越中守之れを賛す。

後見職一橋刑部卿慶喜は條約の破棄すべからざるを説きて、詔勅を受けざらんことを主張し、淺野伊賀守、小栗豊後守等之れを賛す。

○幕府の意見兩派に分る

幕議今や兩派に岐かれて、容易に決せず、慶喜

「既に假條約を訂結せる今日、突然之れを拒絶するは、萬國の通義に反す、好し、此上は我れ上京して、親しく諫奏し奉つらん。」

と決意し、斷然身を挺して、京都に馳せ上らんとす。春嶽朝野の反動を招かんことを恐れて、切に諫奏すれども、慶喜頑として肯んぜず、終

○松平春嶽
病と稱して
出でず

幕府の形勢亦た漸く攘夷反對に傾き來れば、春嶽復た奈何ともすべからず、終に辭意を
決して、靈岸島の藩邸に引籠る。
山内容堂は詔勅拜受の意見を懐く、斯くと聞きて大に驚き、一夕、單騎鞭を揚げて越
前邸に馳せ向ひ、途中落馬して、足を傷つく。

容堂意とせず、春嶽を寢室より起して、俱に密談すること徹宵、飽までも辭職の不可な
るを勸告す。
容堂又慶喜を訪うて、詔勅を受けんことを説く、慶喜自信極めて固く、斷乎として之
れを斥く、容堂力及ばず、呼んで剛情公と言ふに至る。

○剛情公

既にして朝廷命を下して、慶喜の上京を止め、江戸に在りて、勅使の到着を待たしむ
慶喜快々として樂まず、亦た疾と稱して出でず。

○一橋刑部
卿亦た病と
稱して出で
ず

尋で勅使江戸に達す、會々將軍家茂麻疹に罹りて、病牀に在り、其癒ゆるに及べば、慶
喜、春嶽又俱に引籠れるが爲めに、尙ほ登營の機を得ず。
朝廷民心の激昂せんことを憂ひ、御沙汰書を賜うて、一刻も早く出仕せんことを諭し、

○長州の志士
横濱の夷館
を焼かん

容堂父子にも同じく御沙汰書を賜うて、其間に周旋せんことを命じ給ふ。
長州の志士大和彌八郎、長嶺内藏太、志道聞多、久坂義助、寺島忠三郎、有吉熊次郎、
高杉晋作、白井小楠、赤根幹之丞、山尾要藏、品川彌二郎の面々、幕府の因循を慨し、
横濱の夷館を焼き、公使を戮して、攘夷の機を促がさんと欲し、十一月十三日の夜を以
て、江戸を發す。

○此時長州
の世子酒を
賜ふ周布政

土州の志士武市半平太其輕舉事を誤まるを憂ひ、容堂を通じて長藩に警告する所あり、
長州の世子長門守定廣大に驚き、自から馬を飛ばして大森に到り、諸子を遮ぎりて、百
方諭し止む。

○此時長州
の世子酒を
賜ふ周布政
之助大醉し
て容堂を冷
評し爲めに
長土の間に
葛藤起らん
とす世子の
陳謝に依つ
て止む

今や攘夷贊否の聲、囂然として幕府の内外に喧し。
勅使空しく滞在すること三旬、幕議漸く決して、十一月二十七日、始めて登營するの機
に會ふ。

一九 勅使の入城

十一月二十七日、勅使三條中納言實美、副使姉小路少將公知、勅書を奉じて江戸城に入
勅使の入城

○勅使入城
し將軍出迎
ふ

る、使命山より重し。
實美時に年二十七、銳氣溢るよばかり、公知と與に衣冠儼然として進めば、政事總裁職
松平前中將春嶽諸閣老を率ゐて、式臺に出で迎へ、將軍家茂亦た自から獅子の間の
廊下に出で迎ふ、獅子の間は立關の上在り。
勅使徐々と立關を昇れば、家茂慇懃に會釋を施し、導きて大廣間に到り、自から中段の
第一席に坐す。

○攘夷の勅
證

勅使進んで上段に坐し、家茂を招きて勅書を授く。
家茂恭しく上段に昇りて拜受し、中段に復して、之れを閣老に渡せば、閣老三方臺に
載せて、下段に坐す、勅書は漢文にして、之れを和譯すれば左の如し、
「攘夷の念、先年來今日に至りて絶えず、日夜之れを患ふ、柳營に於て各々變革新政を
施し、朕の意を慰めんと欲す、怡悅斜めならず、然れども天下を舉りて、攘夷する無
きに於ては、一定人心一致するに到り難からんか、且恐くは人心一致せずして、異亂
邦内に起らんことを、早く攘夷を決して、大小名に布告せよ、其策略の如きは、武臣
の職掌なり、速かに衆議を盡し、良策を定めて、醜夷を拒絶すべし、是れ朕が意な

○親兵設置
の御沙汰

り。
外に御親兵に關する左の御沙汰書あり、
「今般攘夷の議決定之れあり、天下に布告にも相成り上は、外夷何時海岸を劫掠し、畿
内に闖入の程も測り難くの間、禁關の御守衛嚴重に仰付けられ度く思召されぬ、然る
所海國は天々の防禦も之れあり、海岸に引離れ諸藩は、救援の手當之れありぬ事に
付、邊鄙より畿内に警衛差出しぬには、自然不行届の筋も出來すべく、且自國の兵備
手薄に相成り、國力の疲弊にも至るべくの間、京師守護の儀は、御親兵とも稱すべき
警衛の人数を置かれずしては、實に以て宸襟をも安ぜられずの間、諸藩より身材強幹
忠勇氣節の徒を選舉せしめ、時勢に隨ひ、舊典をも御斟酌に相成り、御親兵と遊ばさ
れ度く思召されぬ、右親兵置かせられぬに付ては、武器食糧等に准じぬ間、是亦諸
藩へ仰付けられ、石高相應貢獻しぬ様遊ばされ度くは、但し是等の儀は、制度に相
涉りぬ事に付、關東に於て取計ひ、諸藩へ傳達之れありぬ様仰出されぬ、最も即今の
急務に於て、早速評定之れあるべく、御沙汰在らせられぬ事。」
攘夷の事は三藩志士の意見に基づき、親兵設置の事亦た三藩志士の建策に基づき、俱に
勅使の入城

幕府の爲めに痛棒たり。

勅書の授與終れば、實美更に左の口上書を渡す。

攘夷決定布告の事。

此儀早々評決に相成りぬ様、尤も評決の上、急速諸大名へ下知相成ぬ様思召しぬ事。

策略並に拒絶の期限の事。

此儀も早々列藩の衆議を盡されぬて、奏聞之れあるべくぬ、併し暫く日數も相掛る

べくぬ間、勅使へ即答に及ばずぬ間、衆議一決次第、早速言上、叡慮伺ひ定めらる

べき事。

別段列藩衆議の上、至當の良策一決の處は、追て言上の事にゆへ共、差當り征夷府に

於て、廟算見込の處、拒絶期限の遅速緩急、大概見据の處、内々承り度き事。

是れぞ豫め幕府の通路を塞がんと欲するもの、亦た武市半平太等の苦策に由る。

是れにて式全く終れば、勅使徐々と退出す、家茂以下の奉送、亦た奉迎の時の如し、是

れ實に前代に見ざるところ。

二〇 勅使の満足

勅使の入營既に終る、幕府十二月五日を以て、勅書奉答の式を行はんとす。

期に先だつこと一日、家茂正副使を城中に招きて、鄭重なる饗宴を張る、其式、公卿

の攝家大臣の邸に臨むに准ず。

隨行の諸大夫、近習等には、柳の間に於て饗宴を賜ひ、布衣の者出でて接待し、小十人

組素袍を着けて食膳を供し、三汁九菜を具ふ、青侍以下亦た饗宴を賜ふこと、各と差あ

り。

武市半平太亦た公知の雜掌柳川筑後守左門として宴に列なる、野人禮に媚はず、往々措

を失して、左しも隆準修膳、膽斗の如き志士も、流汗背に洩ねく、心竊かに木曾殿の牛

車の嘆あり。

其翌五日、三條正使、姉小路副使打揃うて入營す、將軍家茂先づ勅書に對して、

「勅書謹んで拜見仕は、勅誥の趣、畏り奉りぬ、策略等の儀は、御委任成され

ぬ條、衆議を盡し、上京の上、委細申上ぐべくぬ、誠恐謹言。」

勅使の満足

○今義仲
○木曾義仲
狩衣に立烏
帽子を着け
牛車にゆが
み乗りて参
内せんとし
大に失敗す
○將軍の奉
答

○奉答書の一新例

との奉答書を呈し、次に御親兵設置の御沙汰書に對して、
 「今度仰出されぬ攘夷の勲慮、天下へ布告仕るに付ては、御親兵の儀、御沙汰の趣、御拜承奉りぬ、就ては家茂征夷の重任に膺り、且右近衛大將をも兼任仕る上は、御守衛の儀は、職掌に由間、不肖ながら堅固に御守衛等の手配仕るべく、尙不足にも思召されぬは、諸藩より召登されぬも然るべく、一體外夷を攘ひるには、皇國全體の警衛肝要に付、列藩の儀は、國力を養はせ、九州は誰々、奥羽は誰々と申す如く、藩鎮の任、専らに仕らせぬは、然るべきやと存じ奉りぬ、仰ぎ願はくは此旨聞召せられぬ様、仕度く存じ奉りぬ、尙明春早々上京の上、警固の方略、具さに奏聞を経奉つるべく、恐惶謹言。」との奉答書を呈し、其紙尾に「臣家茂」と署す、是れ家康以來未だ曾て之れあらざるところ。
 實美尋で恩賜の花瓶を家茂に、手焙一箱、綾五巻つつを和宮、天璋院に授く、是れまでは進ぜられ物と呼びしを、今は乃ち賜はり物と稱す、名分此に立ちて、朝威亦た自から伸ぶ。

○勅使容保の誠意に感ず

此日、幕府諸侯及び麾下の士に對し、左の令を發して意見を諮ふ、
 「此度勅書の通仰出されに付ては、銘々の策略聞かせられ度く思召されぬ間、見込巨細相認め、來亥二月、御上洛前途に、早々差出さるべく、依ては御國內人心一致に之れなくては、相成りがたき儀に付、兼ても申達し置るべく、尙此上別て入念、武備嚴重相整へル様心掛くべく、尤も委細の儀は、衆議の上、勲慮御伺ひに相成ぬ間、方今無謀の所行之れなき様、銘々家來下々へも屹度申付け置くべく、事。」
 初め實美の京都を發せんとするや、家族、親戚と水盃を酌んで訣意を表し、死を決して關東に下る、然るに幕府の待遇優渥、頗る意料の外に出づ、實美の歡喜言ふべからず、「是れぞ松平肥後守の周旋盡力の結果に外ならず。」
 と思へば、容保の誠悃を感ずること特に深く、將來公武一和の事に關しては、互に協心戮力せんことを約す。
 實美既に使命を全うす、最初は横濱の攻撃を見ざる間は、斷じて歸京せずとの意氣なりしに似ず、越えて七日、匆匆江戸を發して、歸洛の程に上る。

二二 會津侯の出發

勅使既に江戸を發す、容保亦た愈々任に京都に赴かんとす。

容保の精神は一に公武の一和を圖るに在り、臣下の或は事を誤まらんことを恐れ、先鋒四隊の先發するに方り、特に邸内の調馬場に召して、親書を與へ、

「輦轂の下に於ては、別して謹慎を加へ、外は柔順を旨とし、内に義勇を貯へ、血氣に馳せず、大事に臨んで從容迫らず、諸般の有志浮浪の徒と雖も、皇國の御爲めを唱ふるものは、同志傍輩の心を以て接すべし。」

との意を訓諭し、更に將士に對して、

「此頃の寒天に際して、長途の旅行をなさんこと其勞苦想ふに餘りあり、各自宜しく自愛すべし、島津三郎の此度叡慮を以て、京都守護職に任せられたること、或は汝等の不快とする所ならん、然れども余は一意公武の御合體を計るの外、他念なし、三郎既に朝命を拜すれば、則ち余と同職なり、余は至誠を吐露して、俱に國家に盡さんのみ汝等若し中に不快の心あれば、不満の色必ず外に形はれん、事を誤まり、過を生ず

○容保先發隊に訓示す

○容保親書を藩地に下す

るの基實に此に在り、能く言語を慎み、能く舉止を謹みて、余が意を體せよ。」と懇諭すれば、將士皆泣いて命を奉ず、容保又家老萱野權兵衛を召して、

「汝此書を携へて若松に歸り、諸臣に方針を訓諭せよ。」と命じ、左の親書を授く、

「方今容易ならざる折柄、御由緒を思召し、重き職掌を仰せ蒙り給段、武門の面目、畢竟御祖先様の御餘慶と難有き事に、此上は十分粉骨誠忠を盡し、御代々様の御美名を穢さざる様致度心底に、一身のみにて如何様心痛れども、衆人一致一和の上ならでは、行届きがたき儀、尤も此度登京へば、國元の儀は根本に、別て勁堅に相成り様、面々厚く心懸け、國家の爲め精々盡力致呉れ様、扱又今度公邊に於て追々御改革に相成り共、猶更叡慮の趣、御遵奉、武備充實、御國威更張、外夷の侮を受けず、公武御合體に相成り様にと建白致し事に。」

是れ又容保の精神を見るべきもの。

七日、將軍家茂特に容保を召して、愛馬一頭を賜ひ、和宮、天璋院亦各と巻物を賜ふ。翌八日、容保重ねて登營す、閣老板倉周防守勝靜、將軍の命を以て、

會津侯の出發

「來春早々御上洛、御警衛遊ばされ御積りに御間、夫迄の内、彼是の議之あり共、皇國の大事を思ひ、堪忍び、家來共居合方、精々心を用ゐ、早々上京致さるべく也。」との書付を與へて、注意するところあり、容保の意固より此に在り、

「台論の趣、争でか服膺仕らざらん、御心安かれ、誓うて忍耐、邦家の爲めに盡しんはん。」

と答へ、且つ京都黒谷金戒光明寺を以て旅館となすべき旨を告げて退出す。

是より先き土州の志士武市半平太、出羽の志士清川八郎等、在京都の會津藩士小室金吾に對して、

「今や海陸の兵備を講習すべきの時なり、肥州公御上京の際は、宜しく海路を取らるべく、大樹公御上洛の時も、亦た然らんことを望む。」

との意を述べ、金吾此趣を具申すれば、容保亦た之れを然りとし、幕府に請うてスクーネル二隻を借る、藩士等聞いて之れを不可とし、

「我等は山國に成長して、航海の術をも存せず、萬一の事あらば、何を以てか主公を守護し奉つらん。」

○容保の西

と唱ふるもの少からず、容保其誠忠の志に感じて、終に其意に従ふ。

是に於て十二月九日、和田倉門内の邸を發して、陸路京都に向ふ、沿道の諸侯、皆大に優遇せざるはなし。

三三 國事掛の設置

○朝廷國事掛を置く

幕府に於て弊政を改革せるの時、朝廷に於ては又其行政機關を變更して、國事掛及び參政、寄人の三職を置かれたり。

抑も朝廷には關白の外に大臣あり、納言ありと雖も、其政務の局に當るものは、唯關白及び議奏、傳奏の兩職に過ぎず。

議奏は朝廷の典禮、公卿の任免等を掌り、傳奏は朝幕間の命令奏聞及び武家に關する事を司り、關白其上に在りて之れを統督す、他は皆榮譽の名稱に外ならず。

古來關白に任せらるるものは、近衛、鷹司、一條、二條、九條の五攝家に止まり、議奏傳奏に補せらるるものも、亦た徳川氏の霸政以來、其門地に定まりありて、何人と雖も自由に任用せらるるものにあらず。

國事掛の設置

左れば有爲有識の公卿ありと雖も、閑閑あるにあらざれば、親しく朝政に參與することを得ず、駭驚齊しく槽檻の間に老ゆるの嘆なき能はず。外舶入航以來、國事漸く多端にして、國家亦た多難を極む、廣く人材を登用するにあらざるば、皇州の前途を奈何せんとは、諸藩志士の専ら唱道するところ、少壯過激の公卿大に之れを贊して、盛んに其議を唱ふ。

朝議終に之れに決し、十二月九日、關白近衛前左大臣忠熙、議奏三條中納言實美、中山大納言忠能、正親町三條大納言實愛、飛鳥井中納言雅典、河野宰相中將公誠、傳奏坊城大納言俊克、野宮宰相中將定功を以て、國事掛に兼補し、尙ほ青蓮院宮尊融法親王、一條左大臣忠香、二條右大臣齊敬、鷹司前右大臣輔熙、德大寺内大臣公純、近衛左大將忠房、一條大納言實良、廣幡大納言忠禮、大炊御門大納言家信、庭田中納言重胤、三條西中納言季知、德大寺中納言實則、六條宰相中將有容、大原左衛門督重徳、長谷三位信篤、河緒少將公速、裏辻侍從公愛、橋本侍從實梁、萬里小路右中辨博房、勘解由小路中務少輔資生を以て、國事掛に補し、後ち姉小路少將公知をも之れに加ふ。是に於て閑散の公卿多くは出でて朝議に參せるのみならず、久しく骨肉の嘆ありし過激

○近衛關白辭意を動かす

の公卿亦た進んで國政に與かるを得、其平生諸藩の志士と上下せし議論を提さけて、直ちに之れを廟堂の上に行はんと欲し、機會ある毎に、百方主張して屈せず。朝議是れより動もすれば極端に趨らんとするの傾向あり、近衛關白忠熙夙に現職を辭せんと欲するの意あり、薩藩の志士、長土二藩の志士と謀りて、屢々諫止するところあり爲めに隱忍今日に至れりと雖も、今は時事多くは其意に反するものあるを見て、心甚だ樂まず、骸骨を乞はんとするの意又漸く動く。容保此時に際して、任に京都に就く、其苦心如何ばかりぞ。

三三 會津侯の著京

○容保の入京

容保東海道の水亭山驛を行くこと十六日、二十四日巳の上刻を以て、京都に入る、町奉行永井主水正尙志、瀧川播磨守等屬僚を率ゐて、三條橋東に向ふ。容保直ちに館舎に入らず、先づ寺町本禪寺に入りて、旅装を改め、麻上下の禮服を著して、近衛關白忠熙の邸に到り、取次を以て著任を報じ、天機を伺ひ奉つりて後ち、黒谷金戒光明寺の館舎に入る、儀從綿々として連續すること一里餘、家老横山主稅後殿たり、

其儀從亦た數十人に達して、宛然一諸侯の如し。市民の路傍に并列して、其行装を見るもの、蹴上より黒谷に至るまで、殆ど立錐の地をも餘さず。

曩きに京都所司代酒井若狭守忠義の島津三郎久光の入京に際して、狼狽措を失してより市民其卑怯を笑ひ、周章を嘲りて、腰拔武士と稱し、幕府譜代の諸侯亦た皆然りとなし、所司代、町奉行を輕侮して、之れを信賴せず、終に薩州、長州に對して、盛んに謳歌するに至る。

今や容保の儀從盛大にして、士卒亦た勇壯の狀あるのみならず、先づ關白に候して、天機を伺ひ奉つる等、其天朝を尊崇するの念厚きを見るや、皆欣々として守護職其人を得たるを賀せざるはなく、京童亦た早くも、

○京都市民會津に謳歌す

「會津肥後様、京都守護職勤めます、内裏繁昌で、公卿安堵、とこ世の中ようがんと語り合へりて、各よ其堵に安んずるに至る。是れより先き、近畿諸侯の兵を徴して、九門を守らしむ、是に至りて皆盡く之れを罷

○近衛關白容保の熱誠に感ず

む。翌二十五日、容保又近衛家に到りて、始めて忠懇に調し、具さに滿腔の意見を披瀝して餘さず、

「方今の急務は、人心の一和より先きなるはなく、人心の一和は、公武の一和に基づく公武若し睽離すれば、人心亦た離反す、善謀良策ありと雖も、復た之れを施さんによなし、容保不肖なりと雖も、誓つて公武一和の爲めに、全力を盡しんはん。」

と斷言し、熱誠言辭の表に呈はる、公武一和は忠懇の素志なり、之れを聞きて感嘆止まず、盛饌を供して、懇に款待し、且つ隨從の臣小森久太郎、小野權之丞等に調見を賜ひ遍く從者に酒饌を饗す。

○近衛關白と容保との意氣投合

忠懇時に時事を慨して、挂冠の志あり、容保の意見を聞くに及んで、始めて知己を得たるの想ひあり、爾後俱に相倚り、相頼りて、國家の爲めに盡さんとするの意を漏らす。容保既に三條中納言實美の爲めに信賴せらるる所あり、容保の家臣田中土佐亦た山陵修築掛戸田大和守忠至を介し、正親町三條大納言實愛に調して、意見を交換する所あり、今や乃ち關白忠懇と意氣契合するに會ふ、容保是に於てか愈々奮うて公武一和の爲に心

力を盡さんと欲す。
左れども歳茲に暮れて、年内復た手を下すの違もあらず、其大に活躍すべきは、當さに來るべき癸亥の新舞臺に在り。

二四 守護職の鞅掌

斗柄一轉して、年茲に新たなり、時局を新たにし、民心を新たにせんことは、容保の最も自から期するところ。

▲文久三年

○主上容保
ふに御衣を賜

文久三年癸亥正月二日、容保初めて参内し、傳奏野宮宰相中将定功に因りて、新正を賀し、天機を伺ひ奉つる。
定功入つて奏聞すれば、主上小御所に出御あらせ給ひ、容保を召して天盃を賜ひ、議奏正親町三條大納言實愛を以て、

「去歲、幕府に建言して、勅使待遇の禮法を改め、君臣上下の名分を明かにせしこと、敷感特に淺からず、其恩賞として御衣一領を賜ふ、宜しく戰袍又は直垂に製すべし。」との恩詔を下して、緋の御衣を賜ふ、武臣として御料の御衣を賜はりしこと、實に空前

の寵恩に屬す、容保感激せず、拜受して退出し、後ち裁して戰袍となす、長州藩士の禁闕を侵すの時、容保の著して以て禁軍を指揮せしは、實に此恩賜の戰袍たり。

容保尋で親王、准後の御殿に参賀し、更に關白、傳奏、議奏等の邸を歴訪して、拜年の禮を行ふ。

此日、主上、親王には會津蠟燭、御太刀、御馬代黄金十枚を獻じ、准后には紅白縮縮十卷を獻じ、皇族、攝政、門跡、公卿等に物品を贈ること差あり。

四日、新年の御祝儀として、鮮魚を宮中に獻ず、以後毎月の恒例と定む。
容保今や守護職として愈々職務を執る、其主として盡さんと欲するところは、實に京都の秩序回復に在り。

當時、諸藩の志士、浪士にして、京都に來り集まるもの甚だ多く、殺伐風を成し、跳梁威を逞うす、苟くも幕府の爲めに盡し、志士の爲めに利ならざるものは、之れを殺戮して、天誅と稱し、其首級を梟し、其罪科を榜し、或は富豪を脅迫して、金錢を掠奪す、九條家の諸大夫島田左近の如き、宇郷玄蕃の如き、越後の浪士本間精一郎の如き、目明文吉の如き、與力渡邊金三郎、大川原重藏、森孫六の如き、洛西金閣寺門士多田帶刀の

○容保京都の秩序回復に力む
○中島永吉とは錫胤の事

如き、一々撻指するに違あらず、今は所司代の威令も行はれず、町奉行の制馭も力あらず、人心恟々として其堵に安んぜず、鞞轂の下、何の秩序もなく、紀律もあらず。容保此現狀を慨して、先づ秩序を回復せんと欲し、所司代、町奉行の舊弊を一洗すると與に、戊午の大獄を構成するに力ありし與力山田省三等を黜け、戊午の事に坐して幽閉せられし平塚瓢齋、草間列五郎、諫川建次郎、北尾半次等を擧用して、與力となし、儒者中島永吉を始め、有志として罪を獲たるものは、盡く之を釋して、民心を綏撫せんと欲し、日夜孜孜として怠らず、功あれば人に歸し、過ちあれば己れを責む、下僚皆悦服して、其用を爲さんことを樂しむ。然れども容保の大に力めんと欲するところは、尙ほ此に止まらず。

二五 御料増加の建議

容保の更に大に力を盡さんとするは、實に禁裏の御料を増加せんとするの一事に在り、抑も禁裏供御の費用は、一ヶ年銀七百四十五貫目、即ち約金一萬兩と定め、御用品に標準價格を設けて、之を増減するを許さず、例せば綱一寸に付代銀四分一厘、蛤一箇に付

○供御の非薄驚くに堪たり

代銀二厘六毛、小鳥十羽に付代銀一分七厘三毛、藏一把(五十條)に付代銀五厘二毛となせるが如き是れなり。然るに此標準價格は、安永三年に定めたるものにして、當時を距ること實に九十年の前に在り。今は物價之れに倍蓰するを以て、到底同一の品質、同一の品量を納むること能はず、或は品質を下し、或は品量を減するに至るは、固より勢ひの免かれざるところ。加ふるに公武の小吏、其中間に立ちて、賄賂を貪ほり、歩合を求むるのみならず、供御の費額を節するを以て、自家の功勞の如くに思惟し、左なきだに不足なる費額を、一層節減するが故に、品質は彌やが上にも下し、品量は彌やが上にも減するに至る。左れば御酒には水を混じ、野菜には古物を交へ、甚だしきは魚類の中に食すべからざるものを用ゐて、唯供御の御皿數に合はせ「此御品召上らせ給ふべからず」との符牒を附して、供へ奉ることさへあり。公卿、堂上の如きも、官位こそ高けれ、多くは一寒洗ふが如く、或は内職を営み、或は金を與力に借りて、僅に日々の烟を立つ。

御料増加の建議

朝に立つては、衣冠儼然たる公卿も、自邸に在りては、汗水垂らして、セツセと内職の骨牌を貼らせ玉ふ。

民の竈賑ふときも、禁裏の御竈賑はしからず、公卿の竈更に益々賑はしからず。

幕吏の富裕にして、奢侈なる状態を見ては、公卿、堂上、亦た窃かに羨望の念なきこと能はず、諸藩の志士、浪士、見て奇貨居くべしとし、例の論鋒を以て、頻りに政權回復の必要を説き立て、

「幕府を倒し、將軍を廢して、政權を朝廷に收め給はば、朝廷の費額を増して十倍とするも、諸公の俸祿を増して五倍、七倍となすも、亦た唯公等の望むところ、蓋ぞ自ら進んで取り玉はざる。」

と煽動すれば、往々之を贊して、勤王以外、攘夷以外に、幕府を嫉視する者亦之あり、幕府の憂は、彼よりも、寧ろ此に在り。

○勤王より
も金囊
○容保禁裏
の御料を増
加せんとす

容保此に見る所あり、禁裏の御料を増加し、公卿の窮乏を賑給して、一つには幕府尊奉の實を擧げ、又一つには浮浪煽動の道を塞がんと欲し、幕府に對して其議を建つ。

す。

容保朝幕の爲めに憂嘆措かず、一日、諸臣を召して、如何にすれば微慮を安んじ奉つり、台命を全うするを得べきかを諮る、公用人小森久太郎進み出で、

「事に臨めば、自から策略の出づるものには、左のみ賢慮を煩はし玉ふことかは。」と述べて慰むれば、容保色を正して、

「策略は正道にあらず、唯至誠を以て奉公の順序を講究せんのみ、權宜を以て一時の通過を計るが如きは、余の最も欲せざるところ、汝等何事も至誠に恥ぢざらんやう心掛くべし。」

と戒め、終始一貫、唯至誠を以て公武の爲めに盡さんとす。

二六 攝海の防禦

今や攘夷の氣焰、天下に滔れるの時、意外なる警報、突如として天外より來る、

「外國の軍艦、大阪に來り集まり、直に京都に出で、條約の訂結を迫るべし。」とは、實に外國新聞紙の掲ぐるところ、彼の地に航するもの、之れを本邦に報じ來る、

攝海の防禦

閣老板倉周防守勝靜、小笠原圖書頭長行の二人、意見書を提出して、

「外人の虚喝に驚きて、和議を行ふは非なりとするも、外來の風説に顧みて、海防を修するは、毫も其不可なるを見ず、宜しく速かに防備を嚴にして、萬一の變に備へ玉ふべし。」

と上言すれば、將軍家茂大に驚きて、相當の處置を施すべき旨を命ず、事は舊冬十一月二十九日に在り。

○攝海の防

禦論起る

攝海の防備を嚴施すべしとの意見、是より俄に朝野に起る。一橋中納言慶喜、攝海の警備を視察し、併せて攘夷の處置を幕府に委任せられんことを請はんと欲し、舊臘十五日、急に江戸を發して、京都に向ふ、大番頭松平因幡守、大目附岡部駿河守、目附澤勘七郎以下隨行するもの數百人、水戸の家老武田修理亦た幕命を以て之れに従ふ。

小笠原圖書頭長行亦た慶喜の附添として、其翌十六日、江戸を發す。朝廷亦た聞いて大に驚き、此日、傳奏野宮宰相中將定功をして、攝海防禦の方略を在京の諸藩に諮詢せしむ。

○一橋中納言の入京

時に容保未だ著京せず、家臣田中土佐直に野村左兵衛、河原善左衛門を派して、其形勢を視察せしむ、二人京攝の間を巡見し來りて、

「京都の地勢、山岳四方を繞りて、障壁の如く、眞個山城の名に背かず、八幡、山崎に關門を設ければ、京都の安全、得て期すべし。」

との旨を復命す、既にして容保京都に著し、慶喜も亦た尋で京師に入る。

長行兵庫に到りて、攝海を巡見す、容保之れを聞き、松坂三内、柴太一郎、秋月梯次郎廣澤富次郎を遣はして、之れに従行せしむ。

三内等兵庫に到れば、長行の濱海を巡見するに會ふ、從者極めて少なく、纔に一頭の駄馬に、所用の器具を載するのみ、邑吏諸所に休憩所を設くれども、長行敢て入らず、海濱に帷幕を張り、踞して辨當を喫す、皆其簡素に驚く、三内、太一郎等、兵庫の旅館に就て、長行に謁し、攝海防禦の策として、

「京都の守護は、攝海に在り、攝海の守備は、紀淡と播淡との兩海門に在り、宜しく其地勢を按じて、堅牢の砲臺を築造せらるべし、是れ實に寡君容保の意見に由るべし。」と述べれば、長行

攝海の防禦